

2024（令和6）年度入学生用

学 生 便 覧

2024年度

神戸大学大学院工学研究科
Graduate School of Engineering
Kobe University

目 次

I 沿革略史	1
II 機構	3
III 教学規則等	
1 神戸大学教学規則	5
2 神戸大学共通細則	31
IV 研究科規則等	
神戸大学大学院工学研究科規則	37
神戸大学大学院工学研究科入学試験出願資格の認定に関する内規	73
神戸大学大学院工学研究科転入学に関する内規	75
神戸大学大学院工学研究科再入学に関する内規	76
神戸大学大学院工学研究科外国人特別学生入学選考規程	77
神戸大学大学院工学研究科科目等履修生規程	79
神戸大学大学院工学研究科聴講生規程	81
神戸大学大学院工学研究科研究生規程	83
工学部・工学研究科等の学生の試験における不正行為に関する申し合わせ	85
修学上の取扱いについて	
他大学大学院の授業科目を履修する学生及び特別聴講学生の取扱いについて	86
他大学大学院等において研究指導を受ける学生及び特別研究学生の取扱いについて	87
神戸大学大学院工学研究科工作技術センター利用要項	89
V 授業の概要について	
工学研究科の教育について	
1 工学研究科の教育理念（教育の目指すもの）	96
2 工学研究科の学位授与に関する方針	96
3 工学研究科の教育組織	104
[工学研究科博士課程前期課程]	
1 修学上の一般的事項	
(1) 教育課程・教育方法について	105
(2) 授業について	105
(3) 授業科目及び履修要件について	106
(4) 履修手続について	106
(5) 定期試験について	106
(6) 単位の授与及び成績評価について	108
(7) 研究指導について	108
(8) 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における 授業、定期試験の休講措置について	108
(9) 「G P A」について	110
(10) 工学部、工学研究科及びシステム情報学研究科において開講する授業科目の 成績評価に対する申し立てに関する申合せ	112
2 各専攻共通授業科目の概要	113

3 専攻別授業概要

建築学専攻

- (1) 教育の目指すもの 116
- (2) 構成と教育組織 117
- (3) 授業科目開講予定一覧 118

市民工学専攻

- (1) 教育の目指すもの 126
- (2) 構成と教育組織 127
- (3) 授業科目開講予定一覧 128

電気電子工学専攻

- (1) 教育の目指すもの 132
- (2) 構成と教育組織 133
- (3) 授業科目開講予定一覧 134

機械工学専攻

- (1) 教育の目指すもの 137
- (2) 構成と教育組織 138
- (3) 授業科目開講予定一覧 139

応用化学専攻

- (1) 教育の目指すもの 144
- (2) 構成と教育組織 145
- (3) 授業科目開講予定一覧 146

[工学研究科博士課程後期課程]

1 修学上の一般的事項

- (1) 教育課程・教育方法について 151
- (2) 授業について 151
- (3) 授業科目、修了要件及び履修手続きについて 152
- (4) 授業科目の試験について 152
- (5) 単位の授与及び成績評価について 152
- (6) 研究指導について 153
- (7) 研究経過発表会及び研究成果発表会について 153
- (8) 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における
授業、定期試験の休講措置について 154

2 各専攻共通授業科目の概要 156

3 各専攻の授業科目開講予定一覧表

- 授業科目開講予定一覧表（建築学専攻） 157
- 授業科目開講予定一覧表（市民工学専攻） 159
- 授業科目開講予定一覧表（電気電子工学専攻） 161
- 授業科目開講予定一覧表（機械工学専攻） 163
- 授業科目開講予定一覧表（応用化学専攻） 165

VI 学位

- 神戸大学学位規程 167
- 神戸大学大学院工学研究科の学位授与に関する方針 177

神戸大学大学院工学研究科の学位論文評価基準	185
神戸大学大学院工学研究科の修士学位に関する内規	186
神戸大学大学院工学研究科博士課程前期課程研究経過発表会実施要領	188
神戸大学大学院工学研究科の課程博士学位に関する内規	189
神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規	191
神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領	193
神戸大学大学院工学研究科博士課程学位論文草稿予備検討に関する内規	195
神戸大学大学院工学研究科における博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規	196
神戸大学大学院工学研究科における博士課程を経ない者の 学位論文草稿の内見に関する申し合わせ	198
神戸大学大学院工学研究科の学位論文審査委員会に関する申し合わせ	200
VII 学生生活の案内	201
VIII 学生関係規則等	
1 神戸大学学生健康診断規程	206
2 神戸大学における授業料，入学科，検定料及び寄宿料の額に関する規程	208
3 神戸大学学生懲戒規則	211
4 神戸大学学生懲戒規則に関する申し合わせ	214
5 神戸大学学生表彰規程	215
6 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	217
IX 神戸大学配置図等	
1 神戸大学配置図	224
2 六甲台キャンパス案内	225
3 工学部・工学研究科・システム情報学研究科配置図	227
4 工学部学舎平面図	228
5 システム情報学研究科・工学部（情報知能工学科）学舎平面図	233
6 都市安全研究センター研究棟平面図	235
7 先端膜工学研究拠点平面図	236
8 教室設備等一覧表	238
9 主な部局等所在地及び電話番号	239

本紙記載以外にも学生生活に関係する規則等があります。神戸大学ホームページの規則集や別途配布の学生生活案内も参照してください。

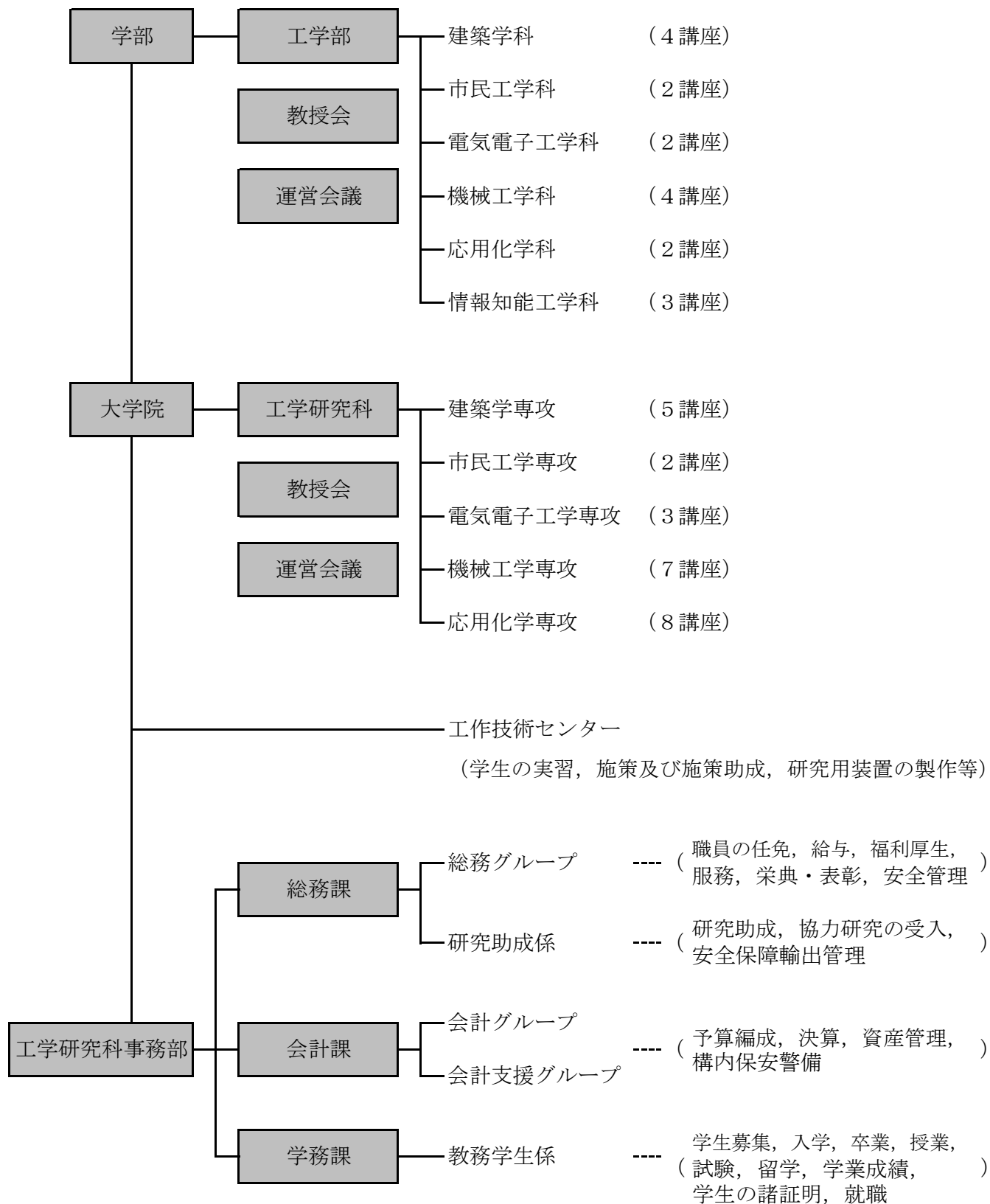
I 沿革略史

昭和50年 4 月24日	大学院設置基準の制定を契機に全学的組織による大学院問題検討委員会が設けられ、本学大学院の整備・充実についての検討を開始した。
昭和50年 7 月21日	理，工，農学部の教官を主体とする自然科学系の分科会が発足し、新しい構想による大学院設置の検討を開始した。
昭和51年 3 月22日	自然科学総合研究科（博士課程）の設置構想を起草した。
昭和51年12月 1 日	自然科学総合研究科（博士課程）の設置趣意書を発表した。
昭和52年 2 月24日	大学院問題検討委員会における検討内容のまとめとして、「神戸大学大学院設置計画」を発刊し、自然科学総合研究科（博士課程）設置計画を発表した。
昭和53年 3 月31日	「大学院の改革構想について」を刊行し、自然科学総合研究科（博士課程）設置に関する昭和52年度における検討経過を発表した。
昭和54年 4 月 1 日	生産科学専攻（後期3年博士課程）が独立専攻として工学研究科に設置された。
昭和55年 4 月 1 日	物質科学専攻（後期3年博士課程）が理学研究科に、システム科学専攻（後期3年博士課程）が工学研究科に独立専攻として設置された。
昭和56年 4 月 1 日	自然科学研究科（後期3年博士課程）が設置された。 物質科学専攻（理学研究科物質科学専攻を移行） 生産科学専攻（工学研究科生産科学専攻を移行） 資源生物科学専攻 環境科学専攻 システム科学専攻（工学研究科システム科学専攻を移行） 初代研究科長に須田省三教授（理学部）が就任した。
昭和57年 3 月17日	自然科学研究科校舎の新営工事を着工した。
昭和57年 3 月31日	第1回修了者に博士の学位を授与した。（学術博士4名，工学博士2名）
昭和58年 3 月28日	自然科学研究科校舎（現自然科学総合研究科1号館）の新営工事（延面積5,781㎡）が竣工した。
昭和58年 4 月 1 日	研究科長に赤川浩爾教授（工学部）が就任した。
昭和58年 4 月11日	自然科学研究科校舎において授業を開始した。
昭和60年 4 月 1 日	研究科長に荻田 淳教授（農学部）が就任した。
昭和62年 4 月 1 日	研究科長に村上温夫教授（工学部）が就任した。
平成元年 4 月 1 日	知能科学専攻が設置された。
平成元年 4 月 1 日	研究科長に位田正邦教授（理学部）が就任した。
平成3年 4 月 1 日	研究科長に平井一正教授（工学部）が就任した。
平成5年 4 月 1 日	研究科長に藤井 聰教授（農学部）が就任した。
平成6年 4 月 1 日	理学研究科，工学研究科及び農学研究科が，自然科学研究科の前期課程として改組・統合され，自然科学研究科は，前期2年及び後期3年の課程に区分する博士課程の独立研究科となった。 後期課程に生命機能科学専攻が設置された。
平成7年 4 月 1 日	研究科長に北村新三教授（工学部）が就任した。
平成9年 2 月16日	研究科長に佐々木武教授（理学部）が就任した。

平成9年4月1日	後期課程の「物質科学専攻」、「環境科学専攻」及び「知能科学専攻」が廃止され、「情報メディア科学専攻」、「分子集合科学専攻」及び「地球環境科学専攻」が設置された。
平成10年4月9日	後期課程の「資源生物科学専攻」及び「システム科学専攻」が廃止され、「構造科学専攻」及び「資源エネルギー科学専攻」が設置された。
平成11年2月16日	研究科長に上田完次教授（工学部）が就任した。
平成11年4月1日	後期課程の「生産科学専攻」及び「生命機能科学専攻」が廃止され、「システム機能科学専攻」及び「生命科学専攻」が設置された。
平成13年2月16日	研究科長に上島脩志教授（農学部）が就任した。
平成13年3月30日	自然科学総合研究棟2号館（延面積5,825㎡）が竣工した。
平成13年11月30日	自然科学総合研究棟3号館（西）（延面積8,668㎡）が竣工した。
平成14年6月28日	自然科学総合研究棟3号館（東）（延面積8,763㎡）が竣工した。
平成15年2月16日	研究科長に福田秀樹教授（工学部）が就任した。
平成15年10月1日	神戸商船大学との統合による第3次改組を行い、後期課程の「情報メディア科学専攻」、「分子集合科学専攻」、「地球環境科学専攻」、「構造科学専攻」、「資源エネルギー科学専攻」、「システム機能科学専攻」及び「生命科学専攻」は廃止され、「数物科学専攻」、「分子物質科学専攻」、「地球惑星システム科学専攻」、「情報・電子科学専攻」、「機械・システム科学専攻」、「地域空間創生科学専攻」、「食料フィールド科学専攻」、「海事科学専攻」、「生命機構科学専攻」及び「資源生命科学専攻」の10専攻が設置された。
平成16年4月1日	国立大学法人神戸大学となった。
平成17年2月16日	研究科長に福田秀樹教授が再任された。
平成19年2月16日	研究科長に福田秀樹教授が再任された。
平成19年4月1日	自然科学研究科の第4次改組により、理学研究科、工学研究科、農学研究科、海事科学研究科及び自然科学系先端融合研究環が設置された。 工学研究科では、博士課程前期課程及び博士課程後期課程に、建築学専攻・市民工学専攻・電気電子工学専攻・機械工学専攻・応用化学専攻・情報知能学専攻の各専攻が設置され、研究科長に森本政之教授が就任した。
平成20年4月1日	研究科長に森本政之教授が再任された。
平成22年4月1日	研究科長に森本政之教授が再任された。
平成22年4月1日	工学研究科情報知能学専攻の改組により、システム情報学研究科（システム科学専攻、情報科学専攻、計算科学専攻）が設置された。
平成23年4月1日	研究科長に小川真人教授が就任した。
平成25年4月1日	研究科長に小川真人教授が再任された。
平成27年2月27日	先端膜工学研究拠点（延面積6,121㎡）が竣工した。
平成27年4月1日	研究科長に富山明男教授が就任した。
平成29年4月1日	研究科長に富山明男教授が再任された。
平成31年4月1日	研究科長に大村直人教授が就任した。
令和3年4月1日	研究科長に小池淳司教授が就任した。
令和5年4月1日	研究科長に小池淳司教授が再任された。

Ⅱ 機構

運営機構図



Ⅲ 教学規則等

1 神戸大学教学規則

目 次

第1章 総 則

第1条	趣 旨
第2条	教 育 憲 章
第3条	学 部
第4条	大 学 院
第5条	乗船実習科
第6条	収 容 定 員
第7条	学 年
第8条	学期・クォーター
第9条	休 業 日

第2章 学 部

第1節 入 学

第10条	入 学 許 可
第11条	早 期 入 学
第12条	入 学 期
第13条	編 入 学
第14条	転 入 学
第15条	再 入 学
第16条	入 学 志 願
第16条の2	入学者選抜
第17条	入 学 手 続
第18条	入学料の免除
第19条	入学料の徴収猶予等
第20条	死亡等による入学料の免除
第21条	宣 誓

第2節 修業年限，教育課程，課程の履修等

第22条	修 業 年 限
第23条	修業年限の通算
第24条	在 学 年 限
第25条	教 育 課 程
第26条	授業科目の区分
第27条	授 業 の 方 法

第28条	履修方法及び試験
第29条	履修科目の登録の上限
第30条	成績評価基準
第31条	単位の授与
第32条	単位の基準
第33条	他学部の授業科目の履修
第34条	他の大学又は短期大学における授業科目の履修
第34条の2	休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い
第35条	大学以外の教育施設等における学修
第36条	入学前の既修得単位等の認定
第37条	編入学，転入学，再入学者の修業年数等
第38条	転学部
第39条	転学科

第3節 留学及び休学

第40条	留学
第41条	休学の許可
第42条	休学の解除
第43条	休学の命令
第44条	休学期間の取扱い

第4節 退学及び除籍

第45条	退学
第46条	疾病等による除籍
第47条	入学料等未納による除籍

第5節 卒業要件及び学士の学位

第48条	卒業要件
第49条	学士の学位授与

第6節 授業料

第50条	授業料の納期
第51条	授業料の免除
第52条	授業料の徴収猶予及び月割分納
第53条	休学者の授業料
第54条	退学者等の授業料

第7節 賞 罰

第55条	表彰
第55条の2	懲戒

第3章 大 学 院

第1節 入 学

第56条	修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格
第57条	修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学
第58条	後期課程の入学資格
第59条	医学研究科の博士課程の入学資格

第60条 医学研究科の博士課程への早期入学

第61条 進 学

第62条 入 学 者 選 抜

第2節 修業年限，教育方法，修了要件等

第63条 標準修業年限

第63条の2 教育課程

第64条 教 育 方 法 等

第65条 他大学大学院等の研究指導

第66条 研究指導のための留学

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件

第68条 博士課程の修了要件

第69条 専門職学位課程の修了要件

第70条 学位論文及び最終試験

第71条 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与

第3節 準 用 規 定

第72条 準 用 規 定

第73条 履修科目の登録の上限

第73条の2 成績評価基準

第74条 他大学大学院の授業科目の履修

第74条の2 休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い

第75条 入学前の既修得単位の認定

第76条 留 学

第77条 休 学

第4章 学位プログラム

第77条の2 学位プログラム

第5章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生
及び外国人特別学生

第78条 特別聴講学生

第79条 特別研究学生

第80条 科目等履修生

第81条 聴講生，研究生及び専攻生

第82条 授業料の納期

第83条 外国人特別学生

第6章 特別の課程

第83条の2 特別の課程

第7章 授業料，入学料及び検定料の額

第84条 授業料，入学料及び検定料の額

第84条の2 授業料等の不徴収

第8章 教育職員免許状

第85条 教員の免許状授与の所要資格の取得

附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学則」という。）

第29条の規定に基づき、学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第2条 本学の教育は、神戸大学教育憲章（平成14年5月16日制定）に則り、行うものとする。

(学部)

第3条 本学の学部に置く学科は、次のとおりとする。

文 学 部 人文学科

国際人間科学部 グローバル文化学科，発達コミュニティ学科，環境共生学科，子ども教育学科

法 学 部 法律学科

経 済 学 部 経済学科

経 営 学 部 経営学科

理 学 部 数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星学科

医 学 部 医学科，保健学科

工 学 部 建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能工学科

農 学 部 食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科

海洋政策科学部 海洋政策科学科

(大学院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	課程の別
人 文 学 研 究 科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博士課程
法 学 研 究 科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経 済 学 研 究 科	経済学専攻	博士課程
経 営 学 研 究 科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理 学 研 究 科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，惑星学専攻	博士課程
医 学 研 究 科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
	医療創成工学専攻	博士課程
保 健 学 研 究 科	保健学専攻	博士課程

工 学 研 究 科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム情報学専攻	博士課程
農 学 研 究 科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

- 2 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，医学研究科医療創成工学専攻，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は，これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院とする。

（乗船実習科）

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則（平成16年4月1日制定）で定める。

（収容定員）

第6条 本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（学年）

第7条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

（学期・クォーター）

第8条 学年を分けて，次の2期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に定める各学期に二つの期間（以下「クォーター」という。）を置くことができる。
- 3 各クォーターの始期及び終期については，別に定める。

（休業日）

第9条 定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

夏 季 休 業 8月8日から9月30日まで

冬 季 休 業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 臨時の休業日は，学長が定める。
- 3 教育上必要と認めるときは，第1項の規定にかかわらず，夏季及び冬季休業の期間は，各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
- 4 教育上必要と認めるときは，第1項から前項までの規定にかかわらず，休業日において授業等を行うことができる。

第2章 学部

第1節 入学

(入学許可)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者（第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(早期入学)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受検科目の全部（旧検定の一

部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学期)

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(編入学)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で文学部、法学部、経済学部、経営学部又は工学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部、理学部、農学部又は海洋政策科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

(6) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

(転入学)

第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(再入学)

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入학을志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(入学志願)

第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当

する額を還付するものとする。

- (1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
- (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第16条の2 入学者の選抜は、学則第27条の2第3号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第17条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

- 2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第18条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全額又は一部を免除することがある。

- 2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第19条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

- 2 前条第1項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。
- 3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 4 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者が、第1項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。
- 5 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。)第12条第1項の規定により入学料減免の認定を取り消された者は、取消しを告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(死亡等による入学料の免除)

第20条 前条第1項又は前条第2項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前条第3項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1号の

規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

- 3 修学支援法第12条第1項の規定により入学料減免の認定を取り消された者が、前条第5項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第2項の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

(宣誓)

第21条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第2節 修業年限、教育課程、課程の履修等

(修業年限)

第22条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者（施行規則第149条に規定する者を含む。）が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

- 2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。
- 3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。
- 4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。
- 5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第23条 大学の学生以外の者のうち科目等履修生又は第83条の2に規定する特別の課程の履修生（以下「特別の課程履修生」という。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

- 2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第25条 学部は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第26条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

基礎教養科目

総合教養科目

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

高度教養科目

専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第27条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第28条 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則、神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。）及び神戸大学大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程（平成28年3月22日制定）で定める。

- 2 第26条第2項の規定により開設される授業科目（以下「日本語等授業科目」という。）及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）で定める。

(履修科目の登録の上限)

第29条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第30条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第31条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。ただし、第32条第4項の授業科目については、各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(単位の基準)

第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第27条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、

芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

- 2 全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

- (3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

- 3 日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

（他学部の授業科目の履修）

第33条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

（大学院授業科目の履修）

第33条の2 教育上有益と認めるときは、学生に本学の大学院（博士課程後期課程及び医学研究科医学専攻の博士課程を除く。）の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の履修は、大学院の科目等履修生として行うものとする。

- 3 前2項に関して必要な事項は、神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程（令和5年9月26日制定）で定める。

第34条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

- 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

- 4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

- 5 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

（休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い）

第34条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

- 3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学 部)

第38条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することがある。

(転学 科)

第39条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第3節 留学及び休学

(留学)

第40条 第34条第1項又は第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第41条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第41条の2 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であつて、第60条第1項の規定により医学研究医科学専攻の科博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学期間は、4年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第43条 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第44条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。ただし、第41条の2に規定する学生の休学期間の通算については、8年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第4節 退学及び除籍

(退学)

第45条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第46条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学料等未納による除籍)

第47条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

(1) 第18条又は第19条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は一部免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

2 修学支援法第12条第1項の規定により入学料又は授業料の減免の認定を取り消された者が、その者に係る納付すべき入学料又は授業料を納付期間内に納付しないときは、当該認定に係る年度末をもって学部長がこれを除籍するものとする。

第5節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第48条 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位（医学部医学科にあつては、188単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあつては、128単位）以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

第49条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を

授与する。

第6節 授業料

(授業料の納期)

第50条 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期 別	納 付 期 間
前 期 (4月から9月まで)	4月1日から4月30日まで
後 期 (10月から3月まで)	10月1日から10月31日まで

- 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 修学支援法第12条第1項の規定により授業料減免の認定を取り消された者の授業料は、取消しを告知した日から起算して14日以内に納付しなければならない。
- 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。
 - 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
 - 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
 - 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(授業料の免除)

- 第51条** 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全額又は一部を免除することがある。
- 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

- 第52条** 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。
- 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

- 第53条** 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。
- 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付

しなければならない。

(退学者等の授業料)

第54条 第50条に定める期の中途において、第45条の規定により退学し、第55条の2第1項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第7節 賞罰

(表 彰)

第55条 学生として表彰に値する行為にあったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程（平成17年2月17日制定）で定める。

(懲 戒)

第55条の2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

3 停学3か月以上にわたるときは、その期間は、第22条の修業年限に算入しない。

4 前3項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則（平成16年4月1日制定）で定める。

第3章 大学院

第1節 入学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第56条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修

了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学）

第57条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

(1) 大学に3年以上在学した者

(2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

（後期課程の入学資格）

第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第3項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第74条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（医学研究科医科学専攻の博士課程の入学資格）

第59条 医学研究科医科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者

- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (7) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（医学研究科医科学専攻の博士課程への早期入学）

第60条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

（進学）

第61条 本学大学院の修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程又は医学研究科医科学専攻の博士課程に進学を志望する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

（入学者選抜）

第62条 大学院の入学者の選抜は、学則第27条の2第3号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は、各研究科において別に定める。

第2節 修業年限、教育方法、修了要件等

（標準修業年限）

第63条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 3 前項に規定する修士課程を置く研究科、専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は、次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻（1年履修コース）1年

- 4 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科医療創成工学専攻、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は、前期課程2年、後期課程3年の5年とする。
- 5 医学研究科医科学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は、3年とする。

（教育課程）

第63条の2 大学院（専門職大学院を除く。）は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 専門職大学院は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（教育方法等）

第64条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
- 3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

（他大学大学院等の研究指導）

第65条 教育上有益と認めるときは、他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

（研究指導ための留学）

第66条 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第63条の標準修業年限に算入する。

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に2年（人間発達環境学研究科人間発達専攻（1年履修コース）にあつては、1年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第75条において読み替えて準用する第36条（第2項を除く。）の規定により本学に入学する前に修得した単位（第56条又は第57条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（博士課程の修了要件）

第68条 博士課程（医学研究科医科学専攻の博士課程を除く。）の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

3 医学研究科医科学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

4 第75条において読み替えて準用する第36条（第2項を除く。）の規定により医学研究科医科学専攻の博士課程に入学する前に修得した単位（第59条又は第60条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により医学研究科医科学専攻の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(専門職学位課程の修了要件)

第69条 専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し，所定の単位を修得することとする。

- 2 専門職学位課程の在学期間に関しては，第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 3 法科大学院の修了要件は，当該課程に3年以上在学し，所定の単位を修得することとする。
- 4 法科大学院の在学期間については，第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 5 法科大学院は，法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては，第3項に規定する在学期間については，前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと，第3項に規定する単位については，第74条，第74条の2，第74条の3及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし，93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合はその超える部分の単位数に限り，研究科が認める範囲で，30単位を超えてみなすことができる。
- 6 認定連携法曹基礎課程（本学法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。）を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると研究科が認める者に関する前項の規定の適用については，「30単位」とあるのは，「46単位」とする。

(学位論文及び最終試験)

第70条 学位論文及び最終試験に関することは，学位規程に定めるところによる。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

第71条 各研究科において，所定の課程を修了した者に対しては，その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 前項の学位に関することは，学位規程に定めるところによる。

第3節 準用規定

(準用規定)

第72条 第12条(入学期)，第14条(転入学)，第15条(再入学)，第16条(入学志願)，第17条(入学手続)，第18条(入学料の免除)(第2項を除く。)，第19条(入学料の徴収猶予等)，第20条(死亡等による入学料の免除)，第21条(宣誓)，第22条(修業年限)(第1項，第2項及び第3項を除く。)，第24条(在学年限)，第27条(授業の方法)，第31条(単位の授与)，第32条(単位の基準)(第2項及び第3項を除く。)，第33条(他学部の授業科目の履修)，第38条(転学部)，第39条(転学科)，第45条(退学)，第46条(疾病等による除籍)，第47条(入学料等未納による除籍)，第50条から第54条まで(授業料)，第55条(表彰)及び第55条の2(懲戒)の規定は，大学院に準用する。ただし，第24条を準用する場合において，医学研究科医科学専攻の博士課程以外の博士課程にあっては，標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

（履修科目の登録の上限）

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（成績評価基準）

第73条の2 大学院（専門職大学院を除く。）の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

（他大学大学院の授業科目の履修）

第74条 大学院学生その他大学（外国の大学を含む。）の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位（法科大学院学生にあっては30単位（ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。））」と、同条第4項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第5項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い）

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位（法科大学院学生にあっては30単位（ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。））」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（大学院が編成する特別の課程における学修）

第74条の3 第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程における学修については、第35条を準用する。この場合において、同条第1項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、第56条の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第2項中「第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」とあるのは「第74条の3において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」と、「60単位」とあるのは「15単位（法科大学院学生にあっては30単位（ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。））」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条（第2項を除く。）を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項」と、「第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は

与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「15単位を超えないものとし、かつ、第74条において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項、第74条の2において読み替えて準用する第34条の2第1項及び第2項並びに第74条の3において読み替えて準用する前第条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあっては15単位、法科大学院学生にあっては30単位（第74条、第74条の2及び第74条の3の規定により30単位を越えてみなす単位を除く。））」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項及び前項」と、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（留学）

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

（休学）

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第4章 学位プログラム

（学位プログラム）

第77条の2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生、専攻生及び外国人特別学生

（特別聴講学生）

第78条 他の大学、短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学（大学院を含む。）、短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目又は別に定める教育プログラムを履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則、研究科規則等で定める。

（特別研究学生）

第79条 他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

（科目等履修生）

第80条 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

（聴講生、研究生及び専攻生）

第81条 本学が開設する1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することがある。

- 2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。
- 3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。
- 4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第82条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3か月分又は6か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が3か月未満又は6か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

- 第83条** 外国人で、第10条、第56条、第58条又は第59条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。
- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第49条又は第71条に定める学位を授与する。

第6章 特別の課程

(特別の課程)

- 第83条の2** 本学の学生以外の者を対象として、法第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。
- 2 特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は、別に定める。本学の授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年4月1日制定）に定められた額とする。

第7章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

第84条 本学の授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年4月1日制定）に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

- 第84条の2** 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、第78条第1項又は第79条第1項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
 - 3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項又は第3項の規定に基づき本学に派遣された教育職員（以下「現職教育職員」という。）の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
 - 4 科目等履修生のうち、第33条の2第2項の規定に基づき大学院の授業科目を履修する者の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
 - 5 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

- 6 学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生，聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等は，第82条及び前条の規定にかかわらず，不徴収とする。
- 7 外国人特別学生の授業料等については，学長が認めたときは，前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

第8章 教育職員免許状

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第85条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については，関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則(令和6年3月25日)

- 1 この規則は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度から令和11年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は，別表の規定にかかわらず，附則別表第1のとおりとする。
- 3 令和6年度から令和8年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び博士課程の総定員の合計は，改正後の別表の規定にかかわらず，附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1(附則第2項関係) (略)

附則別表第2(附則第3項関係) (略)

附則別表(附則第3項関係) (略)

別 表 収容定員

1 学 部

区分		入学定員		2 年次編入学定員		3 年次編入学定員		総定員	
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文学部	人文学科	100	100					400	400
国際人間科学部	グローバル文化学科	140	370					560	1,500
	発達コミュニティ学科	100				5	5	410	
	環境共生学科	80				3	3	326	
	子ども教育学科	50				2	2	204	
法学部	法律学科	180	180			20	20	760	760
経済学部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120
経営学部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080
理学部	数学科	28	153			学科共通	25	112	662
	物理学科	35				25		140	
	化学科	30						120	
	生物学科	25						100	
	惑星学科	35						140	
医学部	医学科	100	260	5	5		10	625	1,265
	保健学 看護学専攻	80				10		640	
	保健学 検査技術科学専攻	40							
	保健学 理学療法学専攻	20							
	保健学 作業療法学専攻	20							
工学部	建築学科	93	565			学科共通	20	372	2,300
	市民工学科	63				20		252	
	電気電子工学科	93						372	
	機械工学科	103						412	
	応用化学科	106						424	
	情報知能工学科	107						428	
農学部	食料環境システム学科	36	160			学科共通	10	144	660
	資源生命科学科	55				10		220	
	生命機能科学科	69						276	
海事政策科学部	海洋政策科学科	200	200			10	10	820	820
合計			2,518		5		135		10,567

2 大 学 院

区 分		入 学 定 員										総 定 員									
		修士課程		博 士 課 程						専門職学 位課程		修士課程		博 士 課 程						専門職学 位課程	
				前 期		後 期		前 期						後 期		前 期		後 期			
				専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計					専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計		
人文学研究科	文化構造専攻			17	44	8	20							34	88	24	60				
	社会動態専攻			27		12								54		36					
国際文化学研究科	文化相關専攻			18	47	6	15							36	94	18	45				
	グローバル文化専攻			29		9								58		27					
人間発達環境 学研究科	人間発達専攻			51	91	11	17							102	178	33	51				
	(1年履修コース)			4										4							
	人間環境学専攻			36		6								72		18					
法学研究科	法学政治学専攻			37	37	18	18							74	74	54	54				
	実務法律専攻									80	80									240	240
経済学研究科	経済学専攻			83	83	20	20							166	166	60	60				
経営学研究科	経営学専攻			51	51	32	32							102	102	96	96				
	現代経営学専攻									69	69									138	138
理学研究科	数学専攻			22	122	4	27							44	244	12	81				
	物理学専攻			24		5								48		15					
	化学専攻			28		6								56		18					
	生物学専攻			24		6								48		18					
	惑星学専攻			24		6								48		18					
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25	25									50	50								
	医科学専攻									120	120									480	480
	医療創成工学専攻			15	15	8	8							30	30	24	24				
保健学研究科	保健学専攻			79	79	25	25							158	158	75	75				
工学研究科	建築学専攻			64	316	8	42							128	632	24	126				
	市民工学専攻			42		6								84		18					
	電気電子工学専攻			64		8								128		24					
	機械工学専攻			76		10								152		30					
	応用化学専攻			70		10								140		30					
システム情報 学研究科	システム情報学専攻			95	95	12	12							190	190	36	36				
農学研究科	食料共生システム学専攻			26	120	5	23							52	240	15	69				
	資源生命科学専攻			42		8								84		24					
	生命機能科学専攻			52		10								104		30					
海事科学研究科	海事科学専攻			75	75	11	11							150	150	33	33				
国際協力研究科	国際開発政策専攻			26	70	8	23							52	140	24	69				
	国際協力政策専攻			22		7								44		21					
	地域協力政策専攻			22		9								44		27					
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻			40	40	10	10							80	80	30	30				
合 計			25	1,285		303		120		149		50		2,566		909		480		378	

2 神戸大学共通細則

(平成16年4月1日制定)

最終改正 令和3年3月1日

(入学志願)

第1条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写 真

その他の書類

(合否の判定)

第2条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して教授会が行う。

(宣 誓)

第3条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成 績)

第4条 授業科目の成績は、100点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90点以上)

優 (80点以上90点未満)

良 (70点以上80点未満)

可 (60点以上70点未満)

不可 (60点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評語基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

(学 生 証)

第5条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第6条 学生が、2週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第7条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院における入学志願及び可否の判定については、第1条及び第2条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第4条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

附 則（令和3年3月1日）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

様式 1 号

入 学 許 可 書			
受験番号		番	
氏 名			
神戸大学 学部に入학을許可する。			
年 月 日			
神戸大学長			

A4 (297mm×210mm)

様式 2 号

宣 誓 書	
私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律 を守ることを誓います。	
神戸大学長 殿	
署 名	

A4 (297mm×210mm)

様式 3 号

年 月 日	
神戸大学 殿	学部 学科
学籍番号	番
住 所	
氏 名	
休 学 願	
下記のとおり休学したいので御許可願います。	
記	
1 理 由	
2 期 間 自 年 月 日	
至 年 月 日	

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297mm×210mm)

様式 4 号

年 月 日	
神戸大学 殿	学部 学科
学籍番号	番
住 所	
氏 名	
復 学 願	
下記のとおり復学したいので御許可願います。	
記	
1 理 由	
2 復学年月日 年 月 日	

注 病気の場合は診断書（復学意見書）添付のこと。 A4 (297mm×210mm)

様式 5 号

神戸大学 殿

年 月 日

学 部

学 科

学 籍 番 号

番

本 人 住 所

氏 名

退 学 願

下記のとおりで退学したいので御許可願います。

記

1 理 由

2 退学年月日 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297mm × 210mm)

様式 6 号

(表)

神戸大学学生証

写 真

所 属
学 籍 番 号
氏 名
生 年 月 日

上記の者は、本学の学生であることを証明する。

発 行 年 月 年 月 日
有 効 期 限 年 月 日

神戸大学長 印

(図書館利用ID)

(生協組合員番号)

(裏)

注意事項

1 本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを提示しなければならない。
(1)本学教職員の請求があった場合
(2)通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合
(3)本学図書館を利用する場合
(表面顔写真下の数字は図書館利用IDです。)

2 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。

3 本証を紛失したとき、又は記載内容に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出ること。

4 卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。

(シール貼付スペース)

神戸大学 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1 TEL(078)881-1212(大代表)

様式 7 号

神戸大学 殿

年 月 日

学 部

学 科

学 籍 番 号

番

住 所

氏 名

欠 席 届

下記のとおりで欠席いたしますからお届けします。

記

1 理 由

2 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

注 疾病の場合は診断書添付のこと。 A4 (297mm × 210mm)

学 生 登 録 票

年 月 日提出

学 部 科		20 (令和)年 月 日入学・進学		学籍番号															
研究科		フリガナ																	
課 程		左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁音・半濁音文字は1マスに記入)																	
専 攻		ローマ字																	
		左詰で記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間は1マス空けて記入)																	
氏 名																			
指導教員 (該当者のみ)		戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)																	
生年月日		19		(昭和 平成)		)年		月		日生		外国籍							
現 住 所 (入学後の住所)		Eメールアドレス																	
		自宅・下宿・寮・その他()																	
		携帯																	
		P C																	
		大学が付与するアドレス以外を記入してください。																	
住所		都道府県																	
〔固定電話〕																			
〔携帯電話〕																			
		※留学生のみ○を入れてください。 単身 ・ 夫婦 ・ 家族																	
本人の勤務先等 (該当者のみ)		名称																	
		電話																	
履 歴	学 歴	年 月		立 高等学校卒業															
		・																	
		・																	
	認定試験等	・		高等学校卒業程度認定試験, 大学入学資格検定試験 年度 合格															
	職 歴	・ ~ ・																	
そ の 他	・ ~ ・																		
保護者等の住所等 ※学生本人が 独立生計者の場合 は、世帯主の 氏名・住所等を 記入してください。		フリガナ																	
		左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁音・半濁音文字は1マスに記入)																	
		氏 名																	
		本人との続柄()																	
		〒																	
住所		都道府県																	
〔固定電話〕																			
〔携帯電話〕																			
緊急時の連絡先 ※該当する□に チェックしてく ださい。		☐ 上記 (保護者等の住所等) と同じ。(以下の記入不要)																	
		☐ 上記 (保護者等の住所等) 以外の連絡先がある。(以下に記入)																	
		フリガナ																	
		氏 名																	
〔固定電話〕																			
〔携帯電話〕																			
		本人との続柄 ()																	
		勤務先 自宅																	

注 1 本人の氏名、生年月日は戸籍どおり(外国人は住民票どおり)正確に記入してください。

2 高校卒業後の学歴を有する者は、最終出身学校名・学部・学科等(中退を含む。)まで記入してください。

3 在学中に、改姓・改名、現住所変更、保護者等の住所変更等があった場合は、速やかに身上異動・住所変更届を、所属学部又は研究科の担当係に提出してください。

4 この学生登録票に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導上必要な場合に限り利用します。

身 上 異 動 ・ 住 所 変 更 届

年 月 日届出

神戸大学 学 部 長 殿
研究科長 殿

学 部	学 科	課 程
研究科	専 攻	課 程
学籍番号	フリガナ 氏 名 戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)	

下記のとおり身上異動・住所変更等がありましたのでお届けします。

記

☐改姓 ☐改名 ☐現住所等変更 ☐保護者等の住所等変更 ☐その他の変更()
(以下は、変更した事項のみ記入してください。)

身 上 異 動 (改姓, 改名等) 現 住 所	ローマ字	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																																	
	左詰めで記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間は1マス空けて記入)																																		
	新	異動年月日 年 月 日																																	
	旧	※証明書類を必ず添付してください。																																	
	自宅・学生寮・その他()	Eメールアドレス (☐ 携帯 ☐ PC)																																	
郵便番号	@ 大学が付与するアドレス以外を記入してください。																																		
住 所	都道府県																																		
[固定電話]	— — ※留学生のみ○を入れてください。 単身 ・ 夫婦 ・ 家族																																		
[携帯電話]	— —																																		
本人の勤務先等 (該 当 者 の み)	勤務先名 電話 — —																																		
保護者等の住所等 ※ 学生本人が独立生計者の場合は、世帯主の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ 氏 名										本人との続柄																								
	郵便番号										[固定電話] — —																								
	—										[携帯電話] — —																								
緊急時の連絡先	☐ 保護者等の住所等と同じ。(以下の記入不要) ☐ 保護者等の住所等以外の連絡先がある。(以下に記入)																																		
	フリガナ 氏 名										本人との続柄																								
	[固定電話] — —										☐ 勤務先 ☐ 自宅																								
	[携帯電話] — —																																		

注 この身上異動・住所変更届に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導上必要な場合に限り利用します。

1 神戸大学大学院工学研究科規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)及び神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)に基づき、神戸大学大学院工学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科における教育研究上の目的)

第2条 研究科は、各専攻分野の幅広い知識及び学際的視点を有する人材、特に複眼的視野を有する創造性豊かな高度専門職業人並びに創造性及び国際性を有する研究者・高等教育機関の教員等を養成するため、専門性、学際性及び実践性を重視した教育研究を行う。

(課程)

第3条 研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(専攻及び講座等)

第4条 研究科に置く専攻、講座及び教育研究分野は、別表第1に掲げるとおりとする。

(各専攻における教育研究上の目的)

第5条 各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 建築学専攻

建築学は、人間生活の基盤である住宅や建築施設を創造する最も普遍的な学の一つであることから、前期課程においては、「計画」・「構造」・「環境」という建築の基礎的学問領域のより高度な知識を習得し、これらを総合して現実的課題に対する具体的解答を導き出す「空間デザイン」の能力を備えた人材の養成を目的とし、後期課程においては、それぞれの専門分野に対応した理論の構築及び深化を目指し、国際性を有する高度な専門知識を備えた人材の養成を目的とする。

(2) 市民工学専攻

市民工学は、土木工学を基盤とした公共利用のための社会基盤施設の建設と保全を通じて、安心・安全で環境に調和した市民社会を創造することを目指す工学領域であることから、前期課程においては、21世紀の市民社会が必要とするパブリックサービスの担い手となるための幅広い分野における専門知識及び応用力を習得した人材の養成を目的とし、後期課程においては、先端的分野に特化した教育研究を行うことにより、国際社会に寄与できる創造性豊かで高度な専門知識を備えた人材の養成を目的とする。

(3) 電気電子工学専攻

高度情報化社会に要求される新しいナノ材料、デバイス、ハードウェア、ソフトウェア、ウェアラブルコンピューティング技術、システム技術の基礎理論及び新しい展開の教育研究を、機能的に融合した電子物理大講座及び電子情報大講座において行うことにより、前期課程においては、高度な専門基礎学力及び基礎的研究能力を兼ね備えた人材の養成を目的とし、後期課

程においては、より高度な専門知識に基づいて新しい技術の展開に寄与できる国際性豊かな人材の養成を目的とする。

(4) 機械工学専攻

前期課程においては、将来の科学技術及び基盤産業を先導する機械工学を、熱流体、材料物理、システム設計、先端機能創成学の4分野を柱に恒常的に創造するための研究を行い、自然科学・情報科学・社会科学等の基盤的な学問分野を修め、優れた専門知識を備えた技術者及び研究者の養成を目的とし、後期課程においては、人類社会の持続的な発展を実現するために必要な先進的かつ卓越した学術研究を推進することにより、国際的な視野及び見識並びに独創的な課題探求能力を有する指導的人材の養成を目的とする。

(5) 応用化学専攻

様々な分子及び材料について、機能発現の機構解明及びそれに基づく新規な物質創製から、化学・バイオ生産技術、分離・精製技術の高度化及び全体的な生産プロセスの解析にわたる広範囲な内容を統合した教育研究を行うことにより、前期課程においては、バランスの取れた化学技術者の養成を目的とし、後期課程においては、化学に関する高度な専門知識並びに優れた応用力及び創造力を持ち、高度化・多様化する社会ニーズに対応して将来の化学工業を背負って立つ研究者・技術者の養成を目的とする。

(研究科長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

(副研究科長)

第7条 研究科に、副研究科長2人を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。

3 副研究科長の選考に関し必要な事項は、神戸大学大学院工学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て定める。

(専攻長)

第8条 研究科の各専攻に、専攻長を置く。

2 専攻長は、当該専攻に関する事項を総括する。

3 専攻長は、専攻ごとに研究科に配置された教授の中から選出する。

4 専攻長の任期は、1年とする。

5 専攻長の選考に関し必要な事項は、教授会の議を経て定める。

(副専攻長)

第9条 研究科の各専攻に、副専攻長を置く。

2 副専攻長は、専攻長の職務を補佐する。

3 副専攻長は、専攻ごとに研究科に配置された教授の中から選出する。

4 副専攻長の任期は、1年とする。

5 副専攻長の選考に関し必要な事項は、教授会の議を経て定める。

(前期課程の入学資格)

第10条 研究科の前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
- (9) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

(前期課程への早期入学)

第 10 条の 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に 3 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(進学)

第 11 条 神戸大学(以下「本学」という。)の大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程に進学を希望する者については、選考の上、進学させる。

(後期課程の入学資格)

第 12 条 研究科の後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(選考方法)

第13条 入学志願者に対する選考は、学力検査、口頭試問等により行う。

(転専攻)

第14条 学生は、所属する専攻の専攻長及び転専攻を志望する専攻の専攻長が認めた場合に限り、転専攻を願い出ることができる。

- 2 前項の規定により転専攻の願い出があった場合には、教授会の議を経て許可することがある。
- 3 転専攻の時期等については、別に定める。

(転入学)

第15条 他の大学の大学院に在学している者が、研究科に転入学を志願するときは、教授会の議を経て入学を許可することがある。

- 2 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第16条 研究科を中途退学した者又は除籍された者が、再入学を志願するときは、教授会の議を経て入学を許可することがある。

- 2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第17条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行う。

- 2 前項に掲げる授業及び研究指導は、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

(授業科目等)

第18条 研究科の授業科目及び単位数等は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

- 2 前項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。ただし、その授業科目及び単位数等は、開設の都度定める。

(単位の基準)

第 19 条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験及び実習については、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(指導教員)

第 20 条 研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)は、研究科に配置された本学の専任の教授(研究科長が指定する特命教授を除く。)、連携講座の教授(客員教授を含む。)及び寄附講座の教授(特命教授及び客員教授を含む。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、教授会の議を経て、研究科に配置された次の各号に掲げる者を指導教員とすることができる。

- (1) 本学の専任の准教授、講師、又は助教(これらのうち研究科長が指定する特命教員を除く。)
- (2) 連携講座の准教授(客員准教授を含む。)
- (3) 寄附講座の准教授(特命准教授及び客員准教授を含む。)

(授業科目の履修)

第 21 条 学生は、授業科目の履修に当たり、指導教員の承認を得て、学期の初めに所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

- 2 学生は、他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該研究科長の許可を受けなければならない。
- 3 前期課程に在籍する学生は、学部の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。
- 4 第 2 項の規定により履修した他の研究科の授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、第 34 条に規定する単位として認めることができる。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第 22 条 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学(外国の大学を含む。以下同じ。)の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに外国の大学の大学院の授業科目を履修することができる。
- 3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、前期課程にあつては 15 単位を限度とし、後期課程にあつては 4 単位を限度として、研究科において修得したものとみなし、第 34 条に規定する単位として認めることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、本研究科と協定を締結している外国の大学院とのダブル・ディグリープログラムによる前期課程交流学生の単位数については、別に定める。
- 5 前 4 項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修させる場合について準用する。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 22 条の 2 学生が教授会の議を経て、休学期間中に研究科と協定を締結している外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかず外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、研究科において修得したものとみなすことができる。
- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 3 項及び第 4 項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて、前期課程にあつては 15 単位を限度とし、後期課程にあつては 4 単位を限度として、第 34 条に規定する単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 23 条 教学規則第 75 条の規定に基づく既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により認定された単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前期課程にあつては 15 単位を限度(ただし、第 22 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。)とし、後期課程にあつては 4 単位を限度として、第 34 条に規定する単位として認めることができる。

(他大学大学院等の研究指導)

第 24 条 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)において研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受けることができる期間は、前期課程の学生にあつては 1 年、後期課程の学生にあつては 2 年を超えないものとする。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、後期課程の学生にあつては、特別の事情があると認められる場合に限り、2 年を超えて前項の研究指導を受けることができるものとする。

(連携教育プログラム)

第 25 条 自然科学系の分野に関する幅広い知識、学際的視点及び専門的な技術等を有する人材を養成するため、博士課程に連携教育プログラムを置く。

- 2 連携教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(デジタル医工創成学コース)

第 26 条 医学と工学を融合した最先端教育を行うため、前期課程にデジタル医工創成学コースを置く。

- 2 デジタル医工創成学コースに関し必要な事項は、別に定める。

(マルチメジャーコース)

第 27 条 複眼的視野を持った創造性豊かな高度専門職業人を育成するため、博士課程にマルチメジャーコースを置く。

- 2 マルチメジャーコースに関し必要な事項は、別に定める。

(留学)

第 28 条 学生は、第 22 条及び第 24 条の規定に基づき、外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、標準修業年限に算入する。

(休学)

第 29 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、研究科長は、更に 1 年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

2 休学期間は、通算して、前期課程にあつては 2 年、後期課程にあつては 3 年を超えることはできない。

(単位の授与)

第 30 条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、筆記試験、口頭試問又は研究報告等により行う。

(前期課程の研究経過発表会)

第 31 条 各専攻は、別に定める単位を修得した前期課程の学生を発表者として、研究経過発表会を開催するものとする。

2 前期課程の学生は、研究経過発表会で発表を行ったことの認定を受けた後、所定の期間を経なければ、学位論文を提出することができない。

(後期課程の研究経過発表会及び研究成果発表会)

第 32 条 各専攻は、後期課程の学生を発表者として、研究経過発表会を開催するものとする。

2 各専攻は、別に定める単位を修得した後期課程の学生を発表者として、研究成果発表会を開催するものとする。

3 後期課程の学生は、研究成果発表会で発表を行ったことの認定を受けた後、所定の期間を経なければ、学位論文を提出することができない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第 33 条 学位論文の審査及び最終試験については、神戸大学学位規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)の定めるところによる。

(成績評価基準)

第 33 条の 2 教学規則第 73 条の 2 に規定する成績評価基準については、別に定める。

(課程の修了)

第 34 条 前期課程の修了要件は、前期課程に 2 年以上在学し、別表第 2 に定める授業科目のうちから 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 本研究科と協定を締結している外国の大学院とのダブル・ディグリープログラムによる前期課程交流学生に係る修了要件については、前項に定めるもののほか、別に定める。

3 建築学専攻の前期課程については、特定の課題についての研究の成果の審査をもって前項の修士論文の審査に代えることができる。

4 博士課程の修了要件は、後期課程に 3 年以上在学し、別表第 3 に定める授業科目のうちから 10 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格する

こととする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

- 5 前4項の課程修了の認定は、教授会の議を経て行う。

(学位の授与)

第35条 前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
3 前2項の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

前期課程 工学

博士課程 工学又は学術

(特別聴講学生)

第36条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して、研究科長に願い出るものとする。

- 2 聴講の許可は、学期の初めに行う。
3 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、聴講の許可を第2又は第4クォーターが開始する月の初めに行うことができる。
4 聴講期間は、聴講科目の開講学期とし、1年以内とする。
5 前項の規定にかかわらず、第2クォーター又は第4クォーターが開始する月の初めに入学した場合は、聴講期間を2学期以内とする。

(特別研究学生)

第37条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

- 2 特別研究学生の受入れの時期は、学年、学期又は月の初めとする。
3 特別研究学生の研究期間は、1年以内とする。ただし、必要と認めるときは、教授会の議を経て、期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第38条 研究科において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第39条 研究科において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第40条 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生は、研究科に配置された教員の指導の下に研究を行うものとする。
3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 41 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則（令和 6 年 6 月 25 日）

- 1 この規則は、令和 6 年 6 月 25 日から施行し、改正後の神戸大学大学院工学研究科規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日において現に在学する者 以下「在学者」という。 及び令和 6 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表第1 専攻、講座及び教育研究分野（第4条関係）

専攻	講座	教育研究分野
建築学専攻	空間デザイン	建築・環境デザイン
		構造デザイン
		構造・情報システム
		環境マネジメント
	建築計画学	建築史
		建築論
		都市・地域計画
		住環境・防災計画
	建築構造工学	鋼構造
		鉄筋コンクリート構造
		振動工学
	建築環境工学	音・光環境計画
		熱・空気環境計画
	地域減災計画 *	地域減災計画
市民工学専攻	人間安全工学	構造安全工学
		地盤安全工学
		交通システム工学
		地盤防災工学
		地震減災工学
		流域防災工学
	環境共生工学	環境流体工学
		水圏環境工学
		地圏環境工学
		広域環境工学
		都市保全工学
		都市経営工学
電気電子工学専攻	電子情報	集積回路情報
		計算機工学
		情報通信
		アルゴリズム
		知的学習論
	電子物理	メゾスコピック材料学
		フォトニック材料学
		量子機能工学
		ナノ構造エレクトロニクス
		電磁エネルギー物理学

機械工学専攻	熱流体	先端流体工学
		混相流工学
		エネルギー変換工学
	材料物理	構造安全評価学
		破壊制御学
		構造機能材料学
	システム設計	機能ロボット学
		センシングデバイス工学
		生産工学
	先端機能創成学	ナノ機械システム工学
応用化学専攻	物質化学	材料設計工学
		知的製造システム *
		知的製造システム
	機能適応モデル *	機能適応モデル
	開智型ものづくり *	開智型ものづくり
	化学工学	物質創成化学
		物質制御化学
		物質機能化学
	局所場反応・物性解析学 *	反応・分離工学
		プロセス工学
		生物化学工学
	化学エネルギー変換プロセス学 *	化学エネルギー変換プロセス学
	生物機能工学 *	生物機能工学
	製剤設計生産工学 *	製剤設計生産工学
	ケミカル・バイオセンシング *	ケミカル・バイオセンシング
	環境エネルギー材料学 *	環境エネルギー材料学

(注) *印は連携講座

別表第2 前期課程の授業科目及び単位数等（第18条，第34条関係）

(1) 専攻共通

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
応用数学特論Ⅰ	2	選択	
応用数学特論Ⅱ	2	〃	
応用数学特論Ⅲ	2	〃	
応用数学特論Ⅳ	2	〃	
知的財産の基礎	2	〃	
実践データ科学演習 A	1	〃	機械工学専攻は他専攻科目として履修可
実践データ科学演習 B	1	〃	
データサイエンスコンテスト型 PBL 実習	1	〃	
日本総研×神戸大学 オープンイノベーションワークショップ「金融ビジネスと情報システム工学」	1	〃	

(2)－1 建築学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
日本建築史特論 A	1	選択	
日本建築史特論 B	1	選択	
西洋建築・都市史特論 A	1	選択	
西洋建築・都市史特論 B	1	選択	
建築環境造形特論 A	1	選択	
建築環境造形特論 B	1	選択	
都市景観形成特論	1	選択	
都市計画特論	1	選択	
建築意匠特論 A	1	選択	
建築意匠特論 B	1	選択	
生活環境計画特論 A	1	選択	※
生活環境計画特論 B	1	選択	※
建築設計特論 A	1	選択	
建築設計特論 B	1	選択	
住環境再生特論 A	1	選択	
住環境再生特論 B	1	選択	
線構造力学 1	1	選択	
線構造力学 2	1	選択	
鋼架構論 1	1	選択	
鋼架構論 2	1	選択	
固体計算力学 I	2	選択	
固体計算力学 II	2	選択	
空間構成論 1	1	選択	
空間構成論 2	1	選択	
構造解析学 1	1	選択	
構造解析学 2	1	選択	
建築構造計画論 1	1	選択	
建築構造計画論 2	1	選択	
防振耐震工学 1	1	選択	
防振耐震工学 2	1	選択	
建築動力学 1	1	選択	
建築動力学 2	1	選択	
防災構造工学特論 1	1	選択	※
防災構造工学特論 2	1	選択	※
建築耐風工学 1	1	選択	
建築耐風工学 2	1	選択	
都市環境システム A	1	選択	※
都市環境システム B	1	選択	※
音環境評価論 A	1	選択	
音環境評価論 B	1	選択	
音環境解析論 A	1	選択	
音環境解析論 B	1	選択	

環境調整特論 A	1	選択	
環境調整特論 B	1	選択	
建築熱環境工学 A	1	選択	※
建築熱環境工学 B	1	選択	※
設計演習特論 A	2	選択	
設計演習特論 B	2	選択	
建築ゼミナール I	2	選択	
建築ゼミナール II	2	選択	
建築ゼミナール III	2	選択	
建築ゼミナール IV	2	選択	
研究活動導入ゼミナール	2	選択	
建築環境ゼミナール	2	選択	
特別演習	3	必修	
特定研究	8	必修	
計画系インターンシップ A 1	2	その他	資格免許のための科目 (修了要件には含まれない。)
計画系インターンシップ A 2	2	その他	
計画系インターンシップ B 1	2	その他	
計画系インターンシップ B 2	2	その他	
計画系インターンシップ C	10	その他	

(注) ※印は、マルチメジャーコースの科目に認定された場合は修了要件には含まない。

(備考)

修了要件 30単位以上

必修 : 11単位

選択 : 19単位以上

専攻共通科目及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科(デジタル医工創成学コースの選択必修の授業科目のうち Aグループの授業科目を含む。)の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

ただし、他研究科開講の先端融合科学特論 A及びBは算入することができない。

(2)ー2 建築学専攻デジタル医工創成学コース

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考	
医療機器コンセプト創造学特論	1	必修	医学研究科共同開講科目	
医療機器レギュラトリーサイエンス学特論	1	必修	医学研究科共同開講科目	
バイオメディカルサイエンスA	2	選択必修	A	医学研究科開講科目
バイオメディカルサイエンスB	2	選択必修	A	医学研究科開講科目
医用材料工学	1	選択必修	A	医学研究科開講科目
医用有機化学	1	選択必修	A	医学研究科開講科目
医療機器ビジネス学特論	1	選択必修	A	医学研究科開講科目
A I ・深層学習	1	選択必修	A	工学研究科開講科目
医療機器・システム設計概論	1	選択必修	A	医・工学研究科共同開講科目
医療機器・システム英語特別講義 I	1	選択必修	A	工・医学研究科共同開講科目
医療機器・システム英語特別講義 II	1	選択必修	A	工・医学研究科共同開講科目
日本建築史特論A	1	選択		
日本建築史特論B	1	選択		
西洋建築・都市史特論A	1	選択		
西洋建築・都市史特論B	1	選択		
建築環境造形特論A	1	選択		
建築環境造形特論B	1	選択		
都市景観形成特論	1	選択		
都市計画特論	1	選択		
建築意匠特論A	1	選択		
建築意匠特論B	1	選択		
生活環境計画特論A	1	選択		
生活環境計画特論B	1	選択		
建築設計特論A	1	選択		
建築設計特論B	1	選択		
住環境再生特論A	1	選択		
住環境再生特論B	1	選択		
線構造力学 1	1	選択		
線構造力学 2	1	選択		
鋼架構論 1	1	選択		
鋼架構論 2	1	選択		
固体計算力学 I	2	選択		
固体計算力学 II	2	選択		
空間構成論 1	1	選択		
空間構成論 2	1	選択		
構造解析学 1	1	選択		
構造解析学 2	1	選択		
建築構造計画論 1	1	選択		
建築構造計画論 2	1	選択		
防振耐震工学 1	1	選択		
防振耐震工学 2	1	選択		
建築動力学 1	1	選択		
建築動力学 2	1	選択		

防災構造工学特論 1	1	選択	
防災構造工学特論 2	1	選択	
建築耐風工学 1	1	選択	
建築耐風工学 2	1	選択	
都市環境システム A	1	選択	
都市環境システム B	1	選択	
音環境評価論 A	1	選択	
音環境評価論 B	1	選択	
音環境解析論 A	1	選択	
音環境解析論 B	1	選択	
環境調整特論 A	1	選択	
環境調整特論 B	1	選択	
建築熱環境工学 A	1	選択	
建築熱環境工学 B	1	選択	
建築環境システム A	1	選択	
建築環境システム B	1	選択	
設計演習特論 A	2	選択	
設計演習特論 B	2	選択	
建築ゼミナール I	2	選択	
建築ゼミナール II	2	選択	
建築ゼミナール III	2	選択	
建築ゼミナール IV	2	選択	
研究活動導入ゼミナール	2	選択	
医療機器コンセプト創造演習	1	必修	医・工学研究科共同開講科目
医療機器・システム設計演習	1	選択必修	B 工・医学研究科共同開講科目
データサイエンス演習	1	選択必修	B 工学研究科開講科目
特定研究 1	4	必修	
特定研究 2	4	必修	
計画系インターンシップ A 1	2	その他	資格免許のための科目 (修了要件には含まれない。)
計画系インターンシップ A 2	2	その他	
計画系インターンシップ B 1	2	その他	
計画系インターンシップ B 2	2	その他	
計画系インターンシップ C	10	その他	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：11単位

選択必修： 3単位以上（Aグループから2単位以上、Bグループから1単位以上）

選 択：16単位以上（選択必修の授業科目のうちAグループの授業科目，専攻共通及び他専攻の授業科目並びに他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。）

(3)－1 市民工学専攻

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
市民工学先端研究	1	選択	
応用数理計画	2	選択	
応用ミクロ経済学	2	選択	
社会統計学	2	選択	
固体計算力学Ⅰ	2	選択	
固体計算力学Ⅱ	2	選択	
岩盤工学特論	2	選択	
地震工学特論Ⅰ	2	選択	
地震工学特論Ⅱ	2	選択	※
橋工学特論	2	選択	
コンクリート工学特論	2	選択	
コンクリート構造工学特論	2	選択	
土質力学特論Ⅰ	2	選択	
土質力学特論Ⅱ	2	選択	
地盤材料工学特論	2	選択	
都市地域経済学	2	選択	※
陸水域の環境	2	選択	
流域システム	2	選択	
沿岸海洋学	2	選択	※
地盤環境学特論	2	選択	※
地盤防災学特論Ⅰ	2	選択	※
地盤防災学特論Ⅱ	2	選択	
地盤応用力学特論	2	選択	
土木技術英語	2	選択	
水文学と地理情報	2	選択	※
気候システム論	2	選択	
特別講義Ⅰ	2	選択	
特別講義Ⅱ	2	選択	
特別演習	3	必修	
特定研究	8	必修	

(注) ※印は、マルチメジャーコースの科目に認定された場合は修了要件には含まない。

(備考)

修了要件 30単位以上

必 修：11単位

選 択：19単位以上

専攻共通科目及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科(デジタル医工創成学コースの選択必修の授業科目のうちAグループの授業科目を含む。)の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

ただし、他研究科開講の先端融合科学特論A及びBは算入することができない。

(3)ー2 市民工学専攻デジタル医工創成学コース

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考	
医療機器コンセプト創造学特論	1	必修	医学研究科共同開講科目	
医療機器レギュラトリーサイエンス学特論	1	必修	医学研究科共同開講科目	
バイオメディカルサイエンスA	2	選択必修	A	医学研究科開講科目
バイオメディカルサイエンスB	2	選択必修	A	医学研究科開講科目
医用材料工学	1	選択必修	A	医学研究科開講科目
医用有機化学	1	選択必修	A	医学研究科開講科目
医療機器ビジネス学特論	1	選択必修	A	医学研究科開講科目
AⅠ・深層学習	1	選択必修	A	工学研究科開講科目
医療機器・システム設計概論	1	選択必修	A	医・工学研究科共同開講科目
医療機器・システム英語特別講義Ⅰ	1	選択必修	A	工・医学研究科共同開講科目
医療機器・システム英語特別講義Ⅱ	1	選択必修	A	工・医学研究科共同開講科目
市民工学先端研究	1	選択		
応用数理計画	2	選択		
応用ミクロ経済学	2	選択		
社会統計学	2	選択		
固体計算力学Ⅰ	2	選択		
固体計算力学Ⅱ	2	選択		
岩盤工学特論	2	選択		
地震工学特論Ⅰ	2	選択		
地震工学特論Ⅱ	2	選択		
橋工学特論	2	選択		
コンクリート工学特論	2	選択		
コンクリート構造工学特論	2	選択		
土質力学特論Ⅰ	2	選択		
土質力学特論Ⅱ	2	選択		
地盤材料工学特論	2	選択		
陸水域の環境	2	選択		
流域システム	2	選択		
沿岸海洋学	2	選択		
地盤環境学特論	2	選択		
地盤防災学特論Ⅰ	2	選択		
地盤防災学特論Ⅱ	2	選択		
地盤応用力学特論	2	選択		
土木技術英語	2	選択		
水文学と地理情報	2	選択		
気候システム論	2	選択		
医療機器コンセプト創造演習	1	必修	医・工学研究科共同開講科目	
医療機器・システム設計演習	1	選択必修	B	工・医学研究科共同開講科目
データサイエンス演習	1	選択必修	B	工学研究科開講科目
特定研究Ⅰ	4	必修		
特定研究Ⅱ	4	必修		

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：11単位

選択必修：3単位以上（Aグループから2単位以上、Bグループから1単位以上）

選択：16単位以上（選択必修の授業科目のうちAグループの授業科目，専攻共通及び他専攻の授業科目並びに他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。）

(4)－1 電気電子工学専攻

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
量子力学特論	2	選択	
量子物性工学特論	2	選択	※
固体物性特論Ⅰ	2	選択	※
固体物性特論Ⅱ	2	選択	
光電波波特論	2	選択	
光デバイス工学特論	2	選択	
有機エレクトロニクス	2	選択	
プラズマ工学特論	2	選択	
電力工学特論	2	選択	※
真空工学特論	2	選択	
集積回路設計工学特論	2	選択	
画像処理特論	2	選択	
計算機システム特論Ⅰ	2	選択	
計算機システム特論Ⅱ	2	選択	
情報ネットワーク特論	2	選択	※
通信システム特論	2	選択	※
データ構造論	2	選択	
計算量理論	2	選択	
機械学習論Ⅰ	2	選択	※
機械学習論Ⅱ	2	選択	
特別講義Ⅰ A	1	選択	
特別講義Ⅰ B	1	選択	
特別講義Ⅱ（企業における研究・開発プロセスの実践）	2	選択	
電気電子工学ゼミナール	2	必修	
特定研究	8	必修	

（注） ※印は、マルチメジャーコースの科目に認定された場合は修了要件には含まない。

（備考）

修了要件 30単位以上

必 修：10単位

選 択：20単位以上

専攻共通科目及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科（デジタル医工創成学コースの選択必修の授業科目のうちAグループの授業科目を含む。）の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

ただし、他研究科開講の先端融合科学特論A及びBは算入することができない。

(4)ー2 電気電子工学専攻デジタル医工創成学コース

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考	
医療機器コンセプト創造学特論	1	必修	医学研究科共同開講科目	
医療機器レギュラトリーサイエンス学特論	1	必修	医学研究科共同開講科目	
バイオメディカルサイエンスA	2	選択必修	A	医学研究科開講科目
バイオメディカルサイエンスB	2	選択必修	A	医学研究科開講科目
医用材料工学	1	選択必修	A	医学研究科開講科目
医用有機化学	1	選択必修	A	医学研究科開講科目
医療機器ビジネス学特論	1	選択必修	A	医学研究科開講科目
A I・深層学習	1	選択必修	A	工学研究科開講科目
医療機器・システム設計概論	1	選択必修	A	医・工学研究科共同開講科目
医療機器・システム英語特別講義 I	1	選択必修	A	工・医学研究科共同開講科目
医療機器・システム英語特別講義 II	1	選択必修	A	工・医学研究科共同開講科目
量子力学特論	2	選択		
量子物性工学特論	2	選択		
固体物性特論 I	2	選択		
固体物性特論 II	2	選択		
光電磁波特論	2	選択		
光デバイス工学特論	2	選択		
有機エレクトロニクス	2	選択		
プラズマ工学特論	2	選択		
電力工学特論	2	選択		
真空工学特論	2	選択		
集積回路設計工学特論	2	選択		
画像処理特論	2	選択		
計算機システム特論 I	2	選択		
計算機システム特論 II	2	選択		
情報ネットワーク特論	2	選択		
通信システム特論	2	選択		
データ構造論	2	選択		
計算量理論	2	選択		
機械学習論 II	2	選択		
特別講義 I A	1	選択		
特別講義 I B	1	選択		
特別講義 II（企業における研究・開発プロセスの実際）	2	選択		
医療機器コンセプト創造演習	1	必修	医・工学研究科共同開講科目	
医療機器・システム設計演習	1	選択必修	B	工・医学研究科共同開講科目
データサイエンス演習	1	選択必修	B	工学研究科開講科目
電気電子工学ゼミナール	2	必修		
特定研究 1	4	必修		
特定研究 2	4	必修		

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：13単位

選択必修： 3単位以上（Aグループから2単位以上、Bグループから1単位以上）

選 択：14単位以上（選択必修の授業科目のうちAグループの授業科目，専攻共通及び他専攻の授業科目並びに他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。）

(5)ー1 機械工学専攻

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
気体力学Ⅰ	1	選択	※
気体力学Ⅱ	1	選択	※
熱エネルギーシステム工学Ⅰ	1	選択	※
熱エネルギーシステム工学Ⅱ	1	選択	※
輸送現象論Ⅰ	1	選択	
輸送現象論Ⅱ	1	選択	
複雑流体力学Ⅰ	1	選択	※
複雑流体力学Ⅱ	1	選択	※
生体流体力学Ⅰ	1	選択	
生体流体力学Ⅱ	1	選択	
応用固体力学Ⅰ	1	選択	
応用固体力学Ⅱ	1	選択	
非破壊材料評価学Ⅰ	1	選択	
非破壊材料評価学Ⅱ	1	選択	
マルチスケール固体力学Ⅰ	1	選択	
マルチスケール固体力学Ⅱ	1	選択	
材料設計工学Ⅰ	1	選択	※
材料設計工学Ⅱ	1	選択	※
量子物性工学Ⅰ	1	選択	
量子物性工学Ⅱ	1	選択	
応用表面工学Ⅰ	1	選択	※
応用表面工学Ⅱ	1	選択	※
ロボティクスⅠ	1	選択	※
ロボティクスⅡ	1	選択	※
多変数制御論Ⅰ	1	選択	
多変数制御論Ⅱ	1	選択	
機能素子工学Ⅰ	1	選択	
機能素子工学Ⅱ	1	選択	
動的マイクロシステムⅠ	1	選択	
動的マイクロシステムⅡ	1	選択	
知能化生産システム論Ⅰ	1	選択	※
知能化生産システム論Ⅱ	1	選択	※
マイクロバイオ工学Ⅰ	1	選択	※
マイクロバイオ工学Ⅱ	1	選択	※
マイクロシステム設計工学Ⅰ	1	選択	
マイクロシステム設計工学Ⅱ	1	選択	
先端ロボット技術論Ⅰ	1	選択	※
先端ロボット技術論Ⅱ	1	選択	※

科学技術英語Ⅰ	1	選択	
科学技術英語Ⅱ	1	選択	
特別講義Ⅰ	1	選択	
特別講義Ⅱ	1	選択	
特別講義Ⅲ	1	選択	
特別講義Ⅳ	1	選択	
英語特別講義Ⅰ	1	選択	
英語特別講義Ⅱ	1	選択	
英語特別講義Ⅲ	1	選択	
英語特別講義Ⅳ	1	選択	
先端機械工学ゼミナールⅠ	1	選択	
先端機械工学ゼミナールⅡ	1	選択	
先端機械工学ゼミナールⅢ	1	選択	
先端機械工学ゼミナールⅣ	1	選択	
学外研究実習	1	選択	
特定研究Ⅰ	4	必修	
特定研究Ⅱ	4	必修	

(注) ※印は、マルチメジャーコースの科目に認定された場合は修了要件には含まない。

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：8単位

選択：22単位以上

応用数学特論Ⅰ～Ⅳ，知的財産の基礎及び自専攻選択科目より修得すること。

なお，他専攻及び他研究科(デジタル医工創成学コースの選択必修の授業科目のうちAグループの授業科目を含む。)の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

ただし，他研究科開講の先端融合科学特論A及びBは算入することができない。

(5)ー2 機械工学専攻デジタル医工創成学コース

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考	
医療機器コンセプト創造学特論	1	必修	医学研究科共同開講科目	
医療機器レギュラトリーサイエンス学特論	1	必修	医学研究科共同開講科目	
バイオメディカルサイエンスA	2	選択必修	A	医学研究科開講科目
バイオメディカルサイエンスB	2	選択必修	A	医学研究科開講科目
医用材料工学	1	選択必修	A	医学研究科開講科目
医用有機化学	1	選択必修	A	医学研究科開講科目
医療機器ビジネス学特論	1	選択必修	A	医学研究科開講科目
A I・深層学習	1	選択必修	A	工学研究科開講科目
医療機器・システム設計概論	1	選択必修	A	医・工学研究科共同開講科目
医療機器・システム英語特別講義Ⅰ	1	選択必修	A	工・医学研究科共同開講科目
医療機器・システム英語特別講義Ⅱ	1	選択必修	A	工・医学研究科共同開講科目
気体力学Ⅰ	1	選択		
気体力学Ⅱ	1	選択		
熱エネルギーシステム工学Ⅰ	1	選択		
熱エネルギーシステム工学Ⅱ	1	選択		
輸送現象論Ⅰ	1	選択		
輸送現象論Ⅱ	1	選択		
複雑流体力学Ⅰ	1	選択		
複雑流体力学Ⅱ	1	選択		
生体流体力学Ⅰ	1	選択		
生体流体力学Ⅱ	1	選択		
応用固体力学Ⅰ	1	選択		
応用固体力学Ⅱ	1	選択		
非破壊材料評価学Ⅰ	1	選択		
非破壊材料評価学Ⅱ	1	選択		
マルチスケール固体力学Ⅰ	1	選択		
マルチスケール固体力学Ⅱ	1	選択		
材料設計工学Ⅰ	1	選択		
材料設計工学Ⅱ	1	選択		
量子物性工学Ⅰ	1	選択		
量子物性工学Ⅱ	1	選択		
応用表面工学Ⅰ	1	選択		
応用表面工学Ⅱ	1	選択		
ロボティクスⅠ	1	選択		
ロボティクスⅡ	1	選択		
多変数制御論Ⅰ	1	選択		
多変数制御論Ⅱ	1	選択		
機能素子工学Ⅰ	1	選択		
機能素子工学Ⅱ	1	選択		

動的マイクロシステムⅠ	1	選択	
動的マイクロシステムⅡ	1	選択	
知能化生産システム論Ⅰ	1	選択	
知能化生産システム論Ⅱ	1	選択	
マイクロバイオ工学Ⅰ	1	選択	
マイクロバイオ工学Ⅱ	1	選択	
マイクロシステム設計工学Ⅰ	1	選択	
マイクロシステム設計工学Ⅱ	1	選択	
先端ロボット技術論Ⅰ	1	選択	
先端ロボット技術論Ⅱ	1	選択	
科学技術英語Ⅰ	1	選択	
科学技術英語Ⅱ	1	選択	
特別講義Ⅰ	1	選択	
特別講義Ⅱ	1	選択	
特別講義Ⅲ	1	選択	
特別講義Ⅳ	1	選択	
英語特別講義Ⅰ	1	選択	
英語特別講義Ⅱ	1	選択	
英語特別講義Ⅲ	1	選択	
英語特別講義Ⅳ	1	選択	
先端機械工学ゼミナールⅠ	1	選択	
先端機械工学ゼミナールⅡ	1	選択	
先端機械工学ゼミナールⅢ	1	選択	
先端機械工学ゼミナールⅣ	1	選択	
医療機器コンセプト創造演習	1	必修	医・工学研究科共同開講科目
医療機器・システム設計演習	1	選択必修	B 工・医学研究科共同開講科目
データサイエンス演習	1	選択必修	B 工学研究科開講科目
インターンシップ	1	選択	
特定研究1	4	必修	
特定研究2	4	必修	

(備考)

- 修了要件 30単位以上
- 必修：11単位
- 選択必修： 3単位以上（Aグループから2単位以上、Bグループから1単位以上）
- 選択：16単位以上（選択必修の授業科目のうちAグループの授業科目，専攻共通及び他専攻の授業科目並びに他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。）

(6)－1 応用化学専攻

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
先端融合科学特論A（応用化学）	1	必修	
応用物理化学 1	1	選択	
応用物理化学 2	1	選択	
分離物理化学 1	1	選択	
分離物理化学 2	1	選択	
無機物質創成化学論 A	2	選択	◎
無機物質創成化学論 B	2	選択	
無機物質創成化学論 C	2	選択	
有機合成論	2	選択	
応用有機合成論	2	選択	
有機反応論	2	選択	◎
高分子合成論	2	選択	◎
高分子構造論	2	選択	◎※
高分子物性論	2	選択	※
高分子機能論	2	選択	
機能分析化学論	2	選択	
流体物性論 1	1	選択	※
流体物性論 2	1	選択	※
反応工学特論 1	1	選択	※
反応工学特論 2	1	選択	※
反応プロセス設計論 1	1	選択	◎
反応プロセス設計論 2	1	選択	◎
触媒化学特論 1	1	選択	
触媒化学特論 2	1	選択	
移動現象特論 1	1	選択	◎※
移動現象特論 2	1	選択	◎※
多相系移動現象論 1	1	選択	◎※
多相系移動現象論 2	1	選択	◎※
流体操作論 1	1	選択	
流体操作論 2	1	選択	
プロセスシステム工学特論 1	1	選択	◎※
プロセスシステム工学特論 2	1	選択	◎※
プロセス制御特論 1	1	選択	◎
プロセス制御特論 2	1	選択	◎
生物反応工学 1	1	選択	◎※
生物反応工学 2	1	選択	◎※
生物化学工学特論 1	1	選択	◎※
生物化学工学特論 2	1	選択	◎※
生物分離工学 1	1	選択	※
生物分離工学 2	1	選択	※

分子生物工学 1	1	選択	※
分子生物工学 2	1	選択	※
植物代謝工学	2	選択	※
環境エネルギー材料学	1	選択	
環境エネルギー材料学演習	1	選択	
論文講究	4	必修	
特別講義 A	1	選択	◎
特別講義 B	1	選択	◎
特別講義 C	1	選択	◎
特別講義 D	1	選択	◎
化学産業論	1	選択	◎
化学英語演習	2	選択	◎
化学英語	1	選択	◎
先端応用化学概論 A	2	選択	◎
先端応用化学概論 B	2	選択	◎
特定研究	4	必修	

(注) ※印は、マルチメジャーコースの科目に認定された場合は修了要件には含まない。

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：9単位

選択：21単位以上

専攻共通科目及び自専攻選択科目より修得すること（このうち◎印科目から8単位以上修得すること）。

なお、他専攻及び他研究科(デジタル医工創成学コースの選択必修の授業科目のうち A グループの授業科目を含む。)の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

(6)ー2 応用化学専攻デジタル医工創成学コース

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考	
医療機器コンセプト創造学特論	1	必修	医学研究科共同開講科目	
医療機器レギュラトリーサイエンス学特論	1	必修	医学研究科共同開講科目	
バイオメディカルサイエンスA	2	選択必修	A	医学研究科開講科目
バイオメディカルサイエンスB	2	選択必修	A	医学研究科開講科目
医用材料工学	1	選択必修	A	医学研究科開講科目
医用有機化学	1	選択必修	A	医学研究科開講科目
医療機器ビジネス学特論	1	選択必修	A	医学研究科開講科目
A I・深層学習	1	選択必修	A	工学研究科開講科目
医療機器・システム設計概論	1	選択必修	A	医・工学研究科共同開講科目
医療機器・システム英語特別講義 I	1	選択必修	A	工・医学研究科共同開講科目
医療機器・システム英語特別講義 II	1	選択必修	A	工・医学研究科共同開講科目
応用物理化学 1	1	選択		
応用物理化学 2	1	選択		
分離物理化学 1	1	選択		
分離物理化学 2	1	選択		
無機物質創成化学論 A	2	選択		
無機物質創成化学論 B	2	選択		
無機物質創成化学論 C	2	選択		
有機合成論	2	選択		
応用有機合成論	2	選択		
有機反応論	2	選択		
高分子合成論	2	選択		
高分子構造論	2	選択		
高分子物性論	2	選択		
高分子機能論	2	選択		
機能分析化学論	2	選択		
流体物性論 1	1	選択		
流体物性論 2	1	選択		
反応工学特論 1	1	選択		
反応工学特論 2	1	選択		
反応プロセス設計論 1	1	選択		
反応プロセス設計論 2	1	選択		
触媒化学特論 1	1	選択		
触媒化学特論 2	1	選択		
移動現象特論 1	1	選択		
移動現象特論 2	1	選択		
多相系移動現象論 1	1	選択		
多相系移動現象論 2	1	選択		

流体操作論 1	1	選択	
流体操作論 2	1	選択	
プロセスシステム工学特論 1	1	選択	
プロセスシステム工学特論 2	1	選択	
プロセス制御特論 1	1	選択	
プロセス制御特論 2	1	選択	
生物反応工学 1	1	選択	
生物反応工学 2	1	選択	
生物化学工学特論 1	1	選択	
生物化学工学特論 2	1	選択	
生物分離工学 1	1	選択	
生物分離工学 2	1	選択	
分子生物学 1	1	選択	
分子生物学 2	1	選択	
植物代謝工学	2	選択	
環境エネルギー材料学	1	選択	
環境エネルギー材料学演習	1	選択	
特別講義 A	1	選択	
特別講義 B	1	選択	
特別講義 C	1	選択	
特別講義 D	1	選択	
化学産業論	1	選択	
化学英語演習	2	選択	
化学英語	1	選択	
先端応用化学概論 A	2	選択	
先端応用化学概論 B	2	選択	
医療機器コンセプト創造演習	1	必修	医・工学研究科共同開講科目
医療機器・システム設計演習	1	選択必修	B 工・医学研究科共同開講科目
データサイエンス演習	1	選択必修	B 工学研究科開講科目
論文講究	4	必修	
特定研究	4	必修	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：11単位

選択必修： 3単位以上（Aグループから2単位以上、Bグループから1単位以上）

選択：16単位以上（選択必修の授業科目のうちAグループの授業科目，専攻共通及び他専攻の授業科目並び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。）

別表第3 後期課程の授業科目及び単位数等（第18条，第34条関係）

(1) 専攻共通

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
実践データ科学演習A	1	選択	機械工学専攻は他専攻科目として履修可
実践データ科学演習B	1	〃	
データサイエンスコンテスト型PBL実習	1	〃	
日本総研×神戸大学 オープンイノベーションワークショップ「金融ビジネスと情報システム工学」	1	〃	
ジョブ型研究インターンシップ	1	〃	修了要件に含まず

(2) 建築学専攻

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
空間音響学	2	選択	
感性空間構成	2	選択	
騒音制御	2	選択	
環境情報工学	2	選択	
都市熱環境工学	2	選択	
居住熱環境計画論	2	選択	
構造物安定論	2	選択	
耐震構造解析学	2	選択	
構造物破壊論	2	選択	
日本建築史学	2	選択	
空間システム創生論	2	選択	
空間システム設計論	2	選択	
空間構造学	2	選択	
耐震防災論	2	選択	
空間骨組構成論	2	選択	
空間構造設計論	2	選択	
都市空間計画学	2	選択	
建築環境造形学	2	選択	
居住空間計画学	2	選択	
西洋建築史学	2	選択	
建築設計学	2	選択	
防災マネジメント学	2	選択	
住環境計画学	2	選択	
環境形成学	2	選択	
減災空間設計法	2	選択	連携講座
救急避難システム論	2	選択	
特定研究	6	必修	

（備考）

修了要件 10単位以上

必 修： 6単位

選 択： 4単位以上

専攻共通科目，自専攻選択科目より修得すること。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

(3) 市民工学専攻

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
交通システム計画論	2	選択	
公共プロジェクト評価	2	選択	
都市空間分析	2	選択	
空間統計学	2	選択	
地震防災工学	2	選択	
構造診断学	2	選択	
構造破壊制御論	2	選択	
地下空間構造学	2	選択	
鋼・複合構造論	2	選択	
空間構造振動論	2	選択	
水資源計画	2	選択	
広域流体運動論	2	選択	
河川流域計画論	2	選択	
陸水域環境	2	選択	
土地防災論	2	選択	
土地安定対策論	2	選択	
地盤構造物論	2	選択	
地盤解析学	2	選択	
地盤流体工学	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 10単位以上

必 修： 6単位

選 択： 4単位以上

専攻共通科目，自専攻選択科目より修得すること。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

(4) 電気電子工学専攻

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
光電子物性特論	2	選択	
ナノ材料科学	2	選択	
量子デバイス特論Ⅰ	2	選択	
量子デバイス特論Ⅱ	2	選択	
機能デバイス特論	2	選択	
フォトニック材料科学Ⅰ	2	選択	
フォトニック材料科学Ⅱ	2	選択	
固体表面構造論	2	選択	
プラズマ応用特論	2	選択	
集積回路構成論	2	選択	
組織知能論	2	選択	
情報理論	2	選択	
アルゴリズム設計	2	選択	
データ構造特論	2	選択	
集積回路設計論	2	選択	
知的エージェント論	2	選択	
知的符号化論	2	選択	
学習と推論	2	選択	
脳型学習理論	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 10単位以上

必 修： 6単位

選 択： 4単位以上

専攻共通科目，自専攻選択科目より修得すること。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

(5) 機械工学専攻

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
材料階層構造論	2	選択	
材料機能形態論	2	選択	
構造安全評価学	2	選択	
ナノ材料構造・機能論	2	選択	
ナノ・マイクロエンジニアリング	2	選択	
機能表面創成論	2	選択	
動的機能創成論	2	選択	
機械システム創成論	2	選択	
微小電気機械変換素子論	2	選択	
インテリジェント制御システム論	2	選択	
次世代生産システム論	2	選択	
ナノ・マイクロシステム創成論	2	選択	
バイオデバイス創製論	2	選択	
高速流体現象論	2	選択	
熱エネルギーシステム論	2	選択	
エネルギー変換論	2	選択	
複雑熱流体解析論	2	選択	
計算生体力学	2	選択	
生産情報学	2	選択	連携講座
知的制御論	2	選択	
情報制御学	2	選択	
極限環境通信論	2	選択	
情報伝達デバイス論	2	選択	
実践的技術開発論	2	選択	
実践的問題解決論	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 10単位以上

必 修： 6単位

選 択： 4単位以上

自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

(6) 応用化学専攻

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
反応有機化学特論A	1	選択	
反応有機化学特論B	1	選択	
無機物質創成化学特論A	1	選択	
無機物質創成化学特論B	1	選択	
無機物質創成化学特論C	1	選択	
ソフトマター界面化学特論A	1	選択	
ソフトマター界面化学特論B	1	選択	
高分子制御化学特論A	1	選択	
高分子制御化学特論B	1	選択	
物質物理化学特論A	1	選択	
物質物理化学特論B	1	選択	
機能分析化学特論A	1	選択	
機能分析化学特論B	1	選択	
膜工学特論A	1	選択	
膜工学特論B	1	選択	
触媒反応工学特論A	1	選択	
触媒反応工学特論B	1	選択	
界面材料工学特論	1	選択	
移動現象工学特論A	1	選択	
移動現象工学特論B	1	選択	
粒子流体工学特論A	1	選択	
粒子流体工学特論B	1	選択	
バイオ生産工学特論A	1	選択	
バイオ生産工学特論B	1	選択	
生物プロセス工学特論A	1	選択	
生物プロセス工学特論B	1	選択	
局所場反応解析特論	1	選択	連携講座
局所場生体物質特論	1	選択	
局所場構造解析特論	1	選択	
エネルギー材料特論	1	選択	
電気化学プロセス特論	1	選択	
エネルギー材料解析特論	1	選択	
ポストゲノム生体機能応用特論	1	選択	
植物機能解析学特論	1	選択	
構造機能学特論	1	選択	
非経口製剤プロセス工学特論	1	選択	
経口製剤プロセス工学特論	1	選択	
製剤設計工学特論	1	選択	
バイオエレクトロニクス特論	1	選択	
ケミカルセンシング特論	1	選択	
環境エネルギー材料学特論A	1	選択	
環境エネルギー材料学特論B	1	選択	
環境エネルギー材料学特論C	1	選択	
化学産業論	1	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 10単位以上

必 修： 6単位

選 択： 4単位以上

専攻共通科目，自専攻選択科目より修得すること。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

神戸大学大学院工学研究科入学試験出願資格の認定に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、工学研究科規則第10条第8号、第9号又は第10条の2の規定により前期課程に入学を志願しようとする者、及び第12条第7号又は第8号の規定により後期課程に入学を志願しようとする者の出願資格審査について必要な事項を定めるものとする。

(前期課程出願資格の認定)

第2条 次の各号のいずれかによって前期課程に出願しようとする者は、出願に先立ち資格審査により、出願資格の認定を受けなければならない。

- (1) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (2) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(前期課程早期入学の出願資格の認定)

第2条の2 次の各号のいずれかに該当し、かつ、研究科において所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者が、前期課程により出願しようとするとき、出願に先立ち事前審査により出願資格の認定を受けなければならない。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(後期課程出願資格の認定)

第3条 次の各号のいずれかによって後期課程に出願しようとする者は、出願に先立ち資格審査により出願資格の認定を受けなければならない。

- (1) 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると研究科が認めた者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学又は研究所等において、2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると研究科が認めた者
- (3) 大学において、医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する6年制の課程を修了した者
- (4) 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると研究科が認めた者で、24歳に達したもの

(出願資格認定審査)

第4条 出願資格の認定に関する審査は、資格審査を受けようとする者が志望する専攻の専攻長（以下「専攻長」という。）が行う。

- 2 専攻長は、必要に応じ、審査を受けようとする者の志望教育研究分野の教員の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 出願資格の認定は、前2条の資格に該当するか否かの判定により行う。

- 4 専攻長において、前2条の規定により出願資格を認定された者は、工学研究科教授会の議を経て出願資格の認定を受けたものとして取扱う。

（前期課程の提出書類）

第5条 第2条第1号の規定により資格審査を受けようとする者は、本研究科が指定する期間（以下「所定の期間」という。）内に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 出願資格審査申請書（所定の用紙）
 - (2) 推薦書（所定の用紙）
 - (3) 在籍した最終大学の退学証明書及び成績証明書
 - (4) 在籍大学院研究科の成績証明書
- 2 第2条第2号の規定により資格審査を受けようとする者は、所定の期間内に次の書類を提出しなければならない。
- (1) 出願資格審査申請書（所定の用紙）
 - (2) 最終出身学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書
- 3 第2条の2の規定により事前審査を受けようとする者は、所定の期間内に次の書類を提出しなければならない。
- (1) 事前審査申請書（所定の用紙）
 - (2) 学業成績証明書及び現在履修中の授業科目が確認できる書類
 - (3) 推薦書（所定の用紙）
 - (4) 在籍大学学部・学科の履修規則及び授業内容の分かる書類

（後期課程の提出書類）

第6条 第3条の規定による申請者は、所定の期間内に次の書類を提出しなければならない。ただし、第3条第3号に該当する者は、入学試験出願資格認定申請書、履歴書、卒業証明書及び研究計画書のみを提出するものとする。

- (1) 入学試験出願資格認定申請書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 卒業証明書
- (4) 研究歴証明書（所定の用紙）
- (5) 研究業績書（所定の用紙）
- (6) 研究成果資料
- (7) 研究計画書（所定の用紙）

（審査結果）

第7条 専攻長は、前2条の書類により審査を行い、入学試験出願資格審査報告書を作成し、審査の結果を研究科長に報告するものとする。

- 2 研究科長は、審査委員会における審査結果の報告に基づき、申請者に出願資格の有無を通知する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から実施する。

神戸大学大学院工学研究科転入学に関する内規

（趣旨）

第1条 この内規は、神戸大学大学院工学研究科規則第15条の規定に基づき、転入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

（転入学資格）

第2条 博士課程前期課程に転入学を志願できる者は、他大学大学院修士課程又は博士課程前期課程に在学している者で転入学をした後、在学年限が2年以上ある者とする。

2 博士課程後期課程に転入学を志願できる者は、他大学大学院博士課程後期課程に在学している者で転入学をした後、在学年限が3年以上ある者とする。

（出願手続）

第3条 転入学を志願する者は、入学の時期の2か月前の所定の期日（特別の事情が有ると認められた者は、この限りでない。）までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を工学研究科長に提出しなければならない。

(1) 転入学願書（所定の用紙）

(2) 履歴書（所定の用紙）

(3) 志望理由書（A4判の用紙に1,000字程度で記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。）

(4) 研究計画書（2,000字程度のもの1部。どのような分野でどのような内容のことを研究しようとしているのかが分かるようにA4判の用紙に記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。）

(5) 郵便振替払込受付証明書（検定料）（所定の用紙）

（選考方法）

第4条 前期課程への転入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院工学研究科博士課程前期課程入試と同程度の試験を、また、後期課程への転入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程入試と同程度の試験を、原則として、2月に実施する。やむを得ない場合は、別の月に実施することがある。

（入学の時期）

第5条 転入学の時期は、前期課程にあつては学年の始め、後期課程にあつては学期の始めとする。

（修業年限及び在学年限）

第6条 転入学を認められた者の修業年限及び在学年限は、教授会の議を経てその都度定める。

（既修得単位の認定）

第7条 転入学をする前に在籍していた大学の大学院で修得した単位について、修士課程又は博士課程前期課程において修得した単位は、20単位を限度として、博士課程後期課程において修得した単位は、4単位を限度として工学研究科において修得した単位として認める。

（雑則）

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科再入学に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院工学研究科規則第16条に定める再入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再入学資格)

第2条 本研究科博士課程前期課程又は博士課程後期課程に在学していた者で中途退学した者又は除籍された者

(出願手続)

第3条 再入学を志願する者は、入学の時期の2か月前（特別の事情が有ると認められた者は、この限りでない。）までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を添えて、工学研究科長に提出しなければならない。

- (1) 再入学願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 志望理由書（A4判の用紙に1,000字程度で記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。）
- (4) 研究計画書（2,000字程度のもの1部。どのような分野でどのような内容のことを研究しようとしているのかが分かるようにA4判の用紙に記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。）
- (5) 郵便振替払込受付証明書（検定料）（所定の用紙）

(選考方法)

第4条 前期課程への再入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院工学研究科博士課程前期課程入試と同程度の試験を、また、後期課程への再入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程入試と同程度の試験を、原則として、2月に実施する。やむを得ない場合は、別の月に実施することがある。

(入学の時期)

第5条 再入学の時期は、前期課程にあつては学年の始め、後期課程にあつては学期の始めとする。

(修業年限及び在学年限)

第6条 再入学を認められた者の修業年限及び在学年限は、教授会の議を経てその都度定める。

(既修得単位の認定)

第7条 退学又は除籍前に修得した単位は、前期課程にあつては20単位、後期課程にあつては4単位を限度として認める。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科外国人特別学生入学選考規程

平成19年3月30日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）に入学を志願する者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の前期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (5) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 研究科の後期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
 - (5) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(出願手続)

第3条 研究科の前期課程に入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院工学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 入学願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 出身大学が発行した学業成績証明書及び卒業証明書
- (4) 出身大学の指導教授の推薦状
- (5) 修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書
- (6) 日本に居住している者は、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類
- (7) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (8) その他研究科において必要と認める書類

2 研究科の後期課程に入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

(1) 入学願書（所定の用紙）

(2) 履歴書（所定の用紙）

(3) 出身大学が発行した修了証明書及び成績証明書

(4) 出身大学の指導教授の推薦状

(5) 日本に居住している者は、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類

(6) 振替払込受付証明書（所定の用紙）

(7) その他研究科において必要と認める書類

（選考方法）

第4条 入学志願者に対する選考は、筆答試験、口頭試問及び提出された書類により行う。

2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）第3条により選定された者及び国外に居住する外国人については、筆答試験及び口頭試問を免除することがある。

（入学の時期）

第5条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

（雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学院工学研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科科目等履修生規程

平成19年3月30日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院工学研究科規則（平成19年3月20日制定）第38条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の前期課程に科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 研究科の後期課程に科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院工学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（所定の用紙）
 - (2) 履歴書（所定の用紙）
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
 - (4) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
 - (5) その他研究科において必要と認める書類
- 2 日本に居住している外国人にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学手続)

第5条 科目等履修生の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第6条 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(履修の時期)

第7条 履修の許可は、学期の初めに行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、履修の許可を各クォーターが開始する月の初めに行うことができる。

(履修期間)

第8条 履修期間は、履修を許可された授業科目の開講学期とし、1年（第2クォーター又は第4クォーターが開始する月の初めに入学した場合は2学期）以内とする。

2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、神戸大学大学院工学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第9条 履修することのできる授業科目は、1学期10単位以内とし、実験及び実習は、原則として許可しない。

(試験)

第10条 科目等履修生は、履修した授業科目について、試験を受けることができる。

(単位修得証明書)

第11条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第12条 科目等履修生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第13条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

- (1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則（令和3年3月31日）

この規程は、令和3年4月1日から施行し、改正後の神戸大学大学院工学研究科科目等履修生規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

神戸大学大学院工学研究科聴講生規程

平成19年3月30日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、神戸大学大学院工学研究科規則（平成19年3月20日制定）第39条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第2条 研究科の前期課程に聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 研究科の後期課程に聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第3条 聴講生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院工学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 聴講生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (5) その他研究科において必要と認める書類

2 日本に居住している外国人にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

（選考方法）

第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学料及び授業料)

第5条 聴講生の選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(聴講の時期)

第6条 聴講の許可は、学期の初めに行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、聴講の許可を各クォーターが開始する月の初めに行うことができる。

(聴講期間)

第7条 聴講期間は、聴講を許可された授業科目の開講学期とし、1年（第2クォーター又は第4クォーターが開始する月の初めに入学した場合は2学期）以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き聴講を志願する者については、前項の規定にかかわらず、神戸大学大学院工学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(聴講科目)

第8条 聴講することのできる授業科目は、1学期10単位以内とし、実験及び実習は、原則として許可しない。

(試験)

第9条 聴講生は、聴講した授業科目について、試験を受けることができる。

(聴講証明書)

第10条 聴講生に対しては、試験に合格した授業科目について、聴講証明書を交付することができる。

(除籍)

第11条 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

- (1) 聴講生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則（令和3年3月31日）

この規程は、令和3年4月1日から施行し、改正後の神戸大学大学院工学研究科聴講生規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

神戸大学大学院工学研究科研究生規程

平成19年3月30日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院工学研究科規則（平成19年3月20日制定）第40条第3項の規定に基づき、神戸大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の前期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 研究科の後期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第3条 入学の時期は、学年及び学期の初めとする。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院工学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 研究計画書（所定の用紙）
- (4) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (5) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (6) その他研究科において必要と認める書類

2 日本に居住している外国人にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学手続)

第6条 選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入
学料を納付しなければならない。

(授業料等)

第7条 研究生は、所定の期日までに、授業料を納付しなければならない。

2 研究生の研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

(研究期間)

第8条 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により、研究の継続を願い出た者につい
ては、神戸大学大学院工学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、1年を限度とし
て研究期間の延長を許可することがある。

(授業科目の聴講)

第9条 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴
講することができる。ただし、単位を修得することはできない。

(施設等の使用)

第10条 研究生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することが
できる。

(退学)

第11条 研究生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第12条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除
籍する。

- (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 研究生として不都合な行為があったとき。
- (3) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(国外に居住する外国人等に対する特例)

第13条 研究生として入学を志願する国外に居住する外国人及び国費外国人留学生制度実施要項
（昭和29年3月31日文部大臣裁定）第3条により選定された者についての入学の時期、出願手続及
び選考方法は、教授会の議を経て別に定める。

(証明書の交付)

第14条 研究事項について証明を願い出た者には、証明書を交付する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、
研究科長が定める。

附 則（令和3年3月31日）

この規程は、令和3年4月1日から施行し、改正後の神戸大学大学院工学研究科研究生規程の規定
は、平成31年4月1日から適用する。

工学部・工学研究科の学生の試験における不正行為に関する申し合わせ

(平成30年2月2日運営会議改正)

工学部・工学研究科（以下、「工学部等」という。）の学生（以下、「当該学生」という。）が、試験及びレポート等において不正行為をしたときは、次のとおり取り扱うものとする。

1. 工学部等の授業に関する試験において不正行為を行ったときは、監督者は試験の続行を直ちに中止させ、事後、当該学生に事実確認書を提出させるとともに、反省を促すものとする。
2. 工学部等の授業に関するレポート等において不正行為を行ったときは、担当教員および当該学科、専攻は当該学科、専攻における基準に基づき、当該学生に事実確認書を提出させるとともに、反省を促すものとする。
3. 教授会は、前2項の不正行為をした学生に対しては、次の処置をとるものとする。
 - (1) 工学部等の授業科目については、当該学期のすべての授業科目にかかわる成績を無効とする。
ただし、当該学科又は専攻の判断により、次の授業科目については、成績を認めることがある。
実験、実習、演習、論文講読（外国書講読、論文講究等）、卒業研究、特定研究
 - (2) 全学共通授業科目及び他学部・研究科等科目については、当該学期に履修したすべての授業科目の成績を無効とする。
 - (3) 前2号の処置の内容は、個人を特定する情報（氏名、学籍番号）を除き、工学部等において掲示により公表する。
4. 大学教育推進機構、他学部及び他研究科から不正行為の通知があった場合も、前項と同じ処置をとるものとする。

この申し合わせは、平成30年度から適用する。

修学上の取扱いについて

他大学大学院の授業科目を履修する学生及び特別聴講学生の取扱いについて

他大学の大学院（以下「他大学大学院」という。）の授業科目を履修する本研究科の学生（以下「聴講派遣学生」という。）及び本研究科の授業科目を履修する他大学大学院の学生（以下「特別聴講学生」という。）の取扱いについては、次のとおりである。

(1) 聴講派遣学生

① 手 続

指導教員は、学生に他大学大学院の授業科目を履修させることが教育上有益であると認めたときは、聴講派遣許可願を研究科長に提出すること。

② 許 可

指導教員から聴講派遣許可願の提出があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が聴講派遣学生として他大学大学院の授業科目を履修することを許可する。

③ 授業料等

ア 聴講派遣学生は、本研究科の学生としての授業料を納付しなければならない。

イ 聴講派遣学生として、他大学大学院に派遣された者は、他大学大学院との協定により定められた授業料等の額を当該大学院に納付しなければならない。

ウ 授業料等のほか、授業科目を履修するために必要な特別の費用は、聴講派遣学生の負担とする。

④ 規則の遵守

聴講派遣学生は、当該大学の諸規則を遵守しなければならない。

⑤ 単位の認定

聴講派遣学生が他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位は、当該大学院の報告に基づき、研究科規則第22条第3項に規定する単位数（前期課程・15単位、後期課程・4単位）の範囲内において、研究科規則第34条に規定する単位として認定する。

(2) 特別聴講学生

① 認 可

他大学大学院から特別聴講学生の受入れの依頼があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が本研究科の授業科目を履修することを許可する。

② 授業料等

ア 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

イ 他大学（外国の大学含む）の大学院との協定に基づく特別聴講学生であるときは、授業料を不徴収とすることができる。（教学規則第84条の2）

ウ 授業料のほか、授業科目を履修するために必要な特別の費用は、特別聴講学生の負担とする。

③ 規則の遵守

特別聴講学生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

④ 施設等の使用

特別聴講学生は、管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

⑤ 許可の取消し

特別聴講学生が次のいずれかに該当するときは、受入れの許可を取り消すことがある。

ア 成業の見込みがないと認められるとき。

イ 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったと認められるとき。

(注) 他大学大学院との協定を成立させるためには、かなりの日数を要するので、早めに指導教員及びに教務学生係に相談すること。

他大学大学院等において研究指導を受ける学生及び特別研究学生の取扱いについて

他大学の大学院又は研究所等（以下「他大学大学院等」という。）において研究指導を受ける本研究科の学生（以下「研究指導委託学生」という。）及び本研究科において研究指導を受ける他大学の大学院（以下「他大学大学院」という。）の学生（以下「特別研究学生」という。）の取扱いについては、次のとおりである。

(1) 研究指導委託学生

① 手 続

指導教員は、学生に他大学大学院等において研究指導を受けさせることが教育上有益であると認めたときは、研究指導委託許可願を研究科長に提出すること。

② 許 可

指導教員から研究指導委託許可願の提出があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が研究指導委託学生として他大学大学院において研究指導を受けることを許可する。

③ 他大学大学院等における研究指導の期間

研究指導委託学生として他大学大学院等において研究指導を受ける期間は、2年以内とする。ただし、前期課程の学生については1年以内とし、後期課程の学生については、特別の理由があり、かつ、教育上有益であると認めるときは、通算して3年を限度としてこれを許可することがある。

④ 授業料等

ア 研究指導委託学生は、本研究科の学生としての授業料を納付しなければならない。

イ 研究指導委託学生として他大学大学院に派遣された者は、他大学大学院等との協定により定められた授業料等の額を当該大学院等に納付しなければならない。

ウ 授業料等のほか、研究指導を受けるために必要な特別の費用は、研究指導委託学生の負担とする。

⑤ 規則の遵守

研究指導委託学生は、当該大学又は研究所等の諸規則を遵守しなければならない。

⑥ 研究指導の認定

研究指導委託学生が他大学大学院において受けた研究指導は、当該大学院等の報告に基づき、研究科規則第24条に規定する研究指導として認定する。

(2) 特別研究学生

① 認 可

他大学大学院から特別研究学生の受入れの依頼があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が本研究科において研究指導を受けることを許可する。

② 受入れの時期

特別研究学生の受入れの時期は、4月及び10月とする。ただし、博士後期課程にあつては特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

③ 授業料等

ア 特別研究学生に係わる検定料及び入学料は徴収しない。

イ 他大学（外国の大学含む）の大学院との協定に基づく特別研究学生であるときは、授業料を不徴収とすることができる。（教学規則第84条の2）

ウ 授業料のほか、研究指導を受けるために必要な特別の費用は、特別研究学生の負担とする。

④ 授業科目の聴講

特別研究学生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし単位を修得することはできない。

⑤ 規則の遵守

特別研究学生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

⑥ 施設等の使用

特別研究学生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

⑦ 許可の取消し

特別研究学生が次のいずれかに該当するときは、受入れの許可を取り消すことがある。

ア 成業の見込みがないと認められるとき。

イ 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると認められるとき。

(注) 他大学大学院との協定を成立させるためには、かなりの日数を要するので、早めに指導教員及び教務学生係に相談すること。

神戸大学大学院工学研究科工作技術センター利用要項

(趣 旨)

第1条 神戸大学大学院工学研究科工作技術センター内規（以下「内規」という。）第10条に基づき、神戸大学大学院工学研究科工作技術センター（以下「センター」という。）の利用に関する必要な事項は、この要項の定めるところによる。

(実習指導)

第2条 内規第2条第1項第1号に関する必要な事項は、担当講座責任者が、センター長と協議して定める。

第3条 内規第2条第1項第2号に関しては、次の手続きによる。

- (1) 神戸大学（以下「本学」という。）所属の職員が、実習又は研修会及び講習会の受講を希望する場合は、希望日より2週間以上前に、所定様式の申請書をセンター長に提出して許可を受けなければならない。
- (2) 本学に所属する学生が、実習を希望する場合は、希望日より2週間以上前に、所定様式の申請書を指導教員又は教室主任を通じてセンター長に提出して、許可を受けなければならない。
- (3) センターは、実施日より1月以上前に、実施要領を公示して、職員及び学生を対象とする講習会又は研修会を、実施することができる。
- (4) 前2号の学生は、原則として、学生教育研究災害傷害保険に加入していなければならない。

(工作依頼)

第4条 内規第2条第1項第3号及び第4号に関しては、次のとおりとする。

- (1) 工作进行を依頼する職員は、所定様式の工作依頼伝票、製作図（必要部数）及び必要に応じて仕様書をセンター主任に提出しなければならない。
- (2) 依頼者は、依頼内容についてセンター主任（必要に応じて担当者）と打合せるものとする。センターは、製作図が著しく不完全なもの、大幅な変更を要するもの及び製作図の添付されていない依頼については、依頼者に必要な事項を説明して、依頼伝票を返還することができる。
- (3) 返還を受けた依頼者は、前2号の手続きを、再び取らなければならない。
- (4) センターは、原則として実習又は研修会及び講習会時以外、工作に関する相談に応ずる。
- (5) 簡単、かつ、工作時間が2時間程度以内の工作及び修理依頼については、前4号の手続によらず、所定様式の簡易依頼伝票を提出するものとする。
- (6) 1件の工作所要日数が、3月以上になると思われるものは、原則として、依頼できないものとする。
- (7) 作業は、原則として、受付順に実行する。
- (8) 比較的容易に自作できると思われるもの及び容易に入手し得る市販品で代えることができると判断される工作依頼は、受け付けないことがある。
- (9) 講座当りの年間依頼工作所要時間数に、制限を設けることがある。
この制限は、必要に応じて、神戸大学大学院工学研究科工作技術センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が決定するものとする。

- (10) 依頼手続きは、職員は職員が行うものとする。ただし、職員の命を受けた学生による手続きも可能とする。

第5条 依頼者は、次の義務を負うものとする。

- (1) センターが依頼工作物等に関して、工作内容等に関する意見、それを利用して行った研究題目、内容、発表学会誌、講演会名等について回答を求めた場合、原則としてそれに応ずること。
- (2) 依頼工作物等の関係した発表論文等の別刷又はコピーをセンターに提出すること。
- (3) 依頼工作物が当該研究において、重要な役割を果している場合は、発表論文中にセンターが行った旨明記すること。
- (4) 備品的性格を有する依頼工作物については、受理後速やかに、担当係（他部局の依頼者は所属部局の担当係）にその旨申し出ること。

（設備利用）

第6条 内規第2条第1項第5号に関しては、次のとおりとする。

- (1) 利用に供する機械器具等を、次のように分類する。
A 一般利用 B 持出利用 C 条件付利用 D 特定機械
- (2) 前号の分類に関する細目は、運営委員会が別に定める。
- (3) 設備利用時間は、土曜、日曜、祝日その他休業日を除く毎日午前9時より午後5時までとする。ただし、授業科目としての実習指導を行っているときは、原則として、C及びDは利用できないものとし、Aについても制限することがある。
- (4) 前号に規定する時間外に利用する必要があるときは、予め、所定様式の時間外利用許可申請書をセンター主任に提出して、許可を得なければならない。利用者が学生であるときは、指導教員が付添わなければならない。また、学生は、教務学生係にも別途届け出を要する。
- (5) Aは、掲示された注意事項をよく守り、各自の責任において、第3号に示す利用時間内で適時利用できる。ただし、使用前に、センター職員にその旨知らせなければならない。また、必ず、センター設備利用申込書に、指定事項を記入し、利用後は、利用前の状態に復元しておかなければならない。
- (6) B、C及びDを利用する者は、所定様式の使用前点検表による点検を行った後、使用しなければならない。
- (7) 学生は、Bは原則として利用できないものとする。また、C及びDを利用するときは、申込時に学生証を提示しなければならない。利用する学生は、学生教育研究災害傷害保険に加入していなければならない。
- (8) Cの利用者は、工作実習等を受け、又は指導者より操作方法の指導を受けて、操作に習熟した者でなければならない。
- (9) Dの利用者は、当該機種に関する特定の講習又は特定の指導者より指導を受けた有資格者でなければならない。
- (10) 利用者が機械器具等を破損した場合は、直ちにセンター主任に届け出なければならない。

（負担金）

第7条 内規第8条第3号に関しては、次のとおりとする。

- (1) 実習指導、研修会及び講習会に関しては、職員の従事時間を基準として算定する。このほ

- か、当該実習に特に要した経費については、実費を上まわらない金額を加算することがある。
- (2) 工作依頼に関しては、作業工数を基準として算定する。このほか、特に要した材料費、工具費等については、実費を上まわらない金額を加算することがある。
- (3) 設備利用に関しては、利用時間を基準として算定する。このほか特に要した材料費、工具費及び修理費（破損等の事故によるもの）については、実費を上まわらない金額を加算することがある。
- (4) 研修会及び講習会に関しては、研修及び講習時間を基準として算定する。工具費及び修理費（破損等の事故によるもの）については、実費を上まわらない金額を加算することがある。
- (5) 第1号及び第4号の負担金は、当該年度予算において納めるものとする。第2号及び第3号の負担金は、当該年度予算において3月ごとに納めるものとする。
- (6) 第1号、第2号、第3号及び第4号の算定基準は、運営委員会において決定する。第3号の修理費のうち金額が10万円を超えるものについては、運営委員会で審議するものとする。

（要項の改廃）

第8条 この要項の改廃は運営委員会の議を経て、神戸大学大学院工学研究科教授会の議決による。

（その他）

第9条 この要項の実施上又は解釈上に問題があるときは、運営委員会がこれを決定する。

附 則

この規程は、平成21年7月17日から施行する。

利 用 案 内

工作技術センター利用方法

- | | |
|---------|--------------|
| 工 作 依 頼 | (利用要項第4条) |
| 設 備 利 用 | (利用要項第6条) |
| 時間外設備利用 | (利用要項第6条第4号) |
| 実 習 申 込 | (利用要項第3条) |

上記利用については、別紙の様式による。

利用案内の詳細については、センターレポートを参照のこと。

工作技術センター実習申請書

神戸大学大学院工学研究科工作技術センター長 殿					
申 請 年 月 日	年 月 日	実習希望日時	年 月 日 時		
申 請 者 所 属		氏 名	電話内線 印		
支払責任者所属		氏 名	印		
実 習 者 所 属		氏 名 ふ り が な		職 員	学 生
学生の場合保険加入の有無				有	無
実 習 目 的					
希望実習内容					

工作技術センター実習許可書

殿 年 月 日 下記のとおり実習を許可します。 センター長 印	
実 習 日 時 実 習 内 容 備 考	

工 作 依 頼 伝 票

依頼者記入欄

依 頼 種 別	普通 簡易	依頼日	年 月 日		
依 頼 者 所 属		官 職	氏 名	印	電 話 内線()
支払責任者所属		官 職	氏 名	印	
図面作成者所属		官 職	氏 名		
完 成 希 望 日		特に急ぐ場合はその理由			
材 料 又 は 現 物	持参 持参しない	材 質			
品 名		図 番			
研究題目 使用目的と機能説明 そのほか特記事項					

センター記入欄

作 業 者 名								
所 要 工 数	機 械		仕 上		溶 接		鍛 造	
所 要 経 費	材 料		消 耗 品		燃 料		計	
受 領 証	年 月 日			受 領 者 氏 名		印		

記入要項領

製作図はJISによる機械製図を標準とすること。

製作図及び仕様書にも、依頼者、図面作成者の所属氏名、品名、図面、図番を明記すること。

なお製作図には、部品番号、品名、材質、個数等を示した部品表が必要である。

工作技術センター施設利用申込書

利 用 者 所 属 氏 名	印		電話内線 ()	教職員	学 生
指 導 者 所 属 官 職 氏 名	印		電話内線 ()		
支 払 責 任 者 所 属 官 職 氏 名			電話内線 ()		
申 込 年 月 日	年 月 日		使用時間		
使 用 機 械 名			作業目的		
必 要 工 具			センター内 備品工具	貸 出	持 出
材 料	品 質			寸法形状	
	持参 持参しない 1部持参 センター在庫品 要購入			左のいずれかに○を入れて下さい。	
利 用 分 類	B		C		D
	持 出 利 用		条 件 付 利 用		特 定 機 械

C 認 定

上記利用者は、使用機械の操作に習熟しているものと認めます。

認定者 所属 氏 名

印

D 認 定

上記利用者は、使用機械に関する有資格者と認めます。

認定者 所属 氏 名

印

時間外利用者許可申請書

利用者希望時間 年 月 日 利用者名				
必 要 理 由			使用時間	
利 用 場 所	機 械	仕 上	溶 接	鍛 造
利 用 機 器 名				
上記理由は妥当なものと認め私が付添います。				指導教官 所属氏名
時間外利用を許可します。				センター主任 氏 名

注意 時間外利用に対しては，火気，戸締りに特に留意すること。

工学研究科の教育について

1. 工学研究科の教育理念（教育の目指すもの）

工学は、自然界の理解を人類社会へ役立て、また実社会の問題を解決するために自然界の原理を追求するものであり、地球環境と共生できる持続的な社会を構築するための学問として重要な役割を担っています。神戸大学大学院工学研究科は、サイエンスとしての基礎研究を推進すると共に社会に役立つ応用研究を展開し、高度で幅広い知識と豊かな創造性、高い倫理性と国際性を有する人材の育成を目指しています。

このため本研究科は、快適性・利便性・環境調和性に富む社会生活空間を創造する建築学専攻、都市・地域空間の安全性向上と環境共生を推進する市民工学専攻、電子材料・電子情報デバイス・情報処理技術等の情報化社会基盤を構築する電気電子工学専攻、エネルギー機器・輸送機器・生産機械・ロボットなど多種多様な機械を創造する機械工学専攻、機能性物質の創生と機構の解明・物質生産プロセスの高度化と創造を図る応用化学専攻の5つの専攻を配置しています。

工学研究科博士課程前期課程の大学院教育においては、専門性の高い学識を修め、学際的・複眼的視点に立って先端的な研究・開発・マネジメントを行える能力を有する高度技術者・研究者を育成し、博士課程後期課程では当該分野に関する深い学識と高度で卓越した専門能力を備え、創造性と学際的・複眼的視野を生かして新たな学問領域を開拓できる研究者の育成を目指しています。

2. 工学研究科の学位授与に関する方針

神戸大学工学研究科は自然界の理解を人類社会に役立て、また実社会の問題を解決するために自然界の原理を追求し、地球環境と共生をできる持続的な社会を構築するための教育・研究を行うことを目的としている。そこで、教育理念として「創造性を育む価値観の形成」、研究理念として「科学・技術の開拓と社会への涵養」を掲げ、誰もが幸福で安寧な未来社会の創造と実現に貢献することを目指している。具体的には、各分野の先端科学技術を習得し、かつ、それらの科学技術が多様な価値観から構成される社会におよぼす影響を十分に理解することを要請する。

この目的を達成するため、以下に示した方針に従って学位を授与する。

【博士前期課程】

<建築学専攻>

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科建築学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科前期課程に基本的に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに建築学専攻学生が、身につけておくべき能力を次のとおりとする。

- ・ 建築学に関する高度な専門知識及び幅広い学識と学際的視点から思考する能力
- ・ 建築学に関する高度で卓越した専門能力及び当該分野の研究者としての深い学識の習得
- ・ 建築学に求められる社会的役割を考え、高度な専門知識および専門能力によって持続可能な社会の創出に貢献できる能力

< 建築学専攻（デジタル医工創成学コース） >

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科建築学専攻（デジタル医工創成学コース）は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・ 本研究科前期課程に基本的に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・ 神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、建築学専攻（デジタル医工創成学コース）の学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・ 生命・医学系、工学系に関する横断的な専門知識及び複眼的視点から思考する能力
 - ・ 建築学に関する高度な専門知識及び学際的視点から思考する能力
 - ・ 建築学に関する高度で卓越した専門能力及び当該分野の研究者としての深い学識の習得
 - ・ 建築学に求められる社会的役割を考え、幅広い学識および高度な専門知識によって持続可能な社会の創出に貢献できる能力

< 市民工学専攻 >

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学部市民工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・ 本大学院前期課程に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位を修得、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては1年以上とする。
- ・ 神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本専攻学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・ 専門応用力に関する能力
 - ・ 伝統的な土木工学の領域を包含した幅広い学際的視点と専門知識を有する実践的で高度な能力
 - ・ 先端技術を応用し、未知なる課題を解決する能力
 - ・ 総合的課題解決に関する能力

< 市民工学専攻（デジタル医工創成学コース） >

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学部市民工学専攻（デジタル医工創成学コース）は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・ 本大学院前期課程に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位を修得、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては1年以上とする。
- ・ 神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本専攻（デジタル医工創成学コース）学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・ 生命・医学系、工学系に関する横断的な専門知識及び複眼的視点から思考する能力
 - ・ 専門応用力に関する能力
 - ・ 伝統的な土木工学の領域を包含した幅広い学際的視点と専門知識を有する実践的で高度な能力
 - ・ 先端技術を応用し、未知なる課題を解決する能力
 - ・ 総合的課題解決に関する能力

<電気電子工学専攻>

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科電気電子工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科前期課程に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、電気電子工学専攻学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・幅広い学識と学際的視点から思考する能力
 - ・電子物理分野あるいは電子情報分野に関する高度な知識及び専門的能力
 - ・電気電子工学に関する知識を用いて、創造的に思考し、課題を解決する能力

<電気電子工学専攻（デジタル医工創成学コース）>

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科電気電子工学専攻（デジタル医工創成学コース）は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科前期課程に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を

受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。

- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、電気電子工学専攻（デジタル医工創成学コース）の学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・生命・医学系、工学系に関する横断的な専門知識及び複眼的視点から思考する能力
 - ・電子物理分野あるいは電子情報分野に関する高度な知識及び専門的能力
 - ・電気電子工学に関する知識を用いて、創造的に思考し、課題を解決する能力

<機械工学専攻>

神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科機械工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院前期課程に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本専攻学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・国際性を備えた幅広い見識と高度な基礎学力
 - ・熱・流体分野の深い学識と研究能力、および高度な専門的職業を遂行する能力
 - ・材料物理分野の深い学識と研究能力、および高度な専門的職業を遂行する能力
 - ・機械制御分野の深い学識と研究能力、および高度な専門的職業を遂行する能力
 - ・機械設計・生産分野の深い学識と研究能力、および高度な専門的職業を遂行する能力
 - ・専門知識に立脚した機械工学技術者としての高度で卓越した研究開発能力

<機械工学専攻（デジタル医工創成学コース）>

神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科機械工学専攻（デジタル医工創成学コ

ース) は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院前期課程に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、機械工学専攻（デジタル医工創成学コース）の学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・生命・医学系，工学系に関する横断的な専門知識及び複眼的視点から思考する能力
 - ・国際性を備えた幅広い見識と高度な基礎学力
 - ・熱・流体分野の深い学識と研究能力、および高度な専門的職業を遂行する能力
 - ・材料物理分野の深い学識と研究能力、および高度な専門的職業を遂行する能力
 - ・機械制御分野の深い学識と研究能力、および高度な専門的職業を遂行する能力
 - ・機械設計・生産分野の深い学識と研究能力、および高度な専門的職業を遂行する能力
 - ・専門知識に立脚した機械工学技術者としての高度で卓越した研究開発能力

<応用化学専攻>

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科応用化学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学研究科に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・指導教員による研究指導のもと、応用化学を専門とする高度な研究手法に基づき、申請者本人が主体的に取り組んだ研究成果からなる修士論文を提出すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに応用化学専攻学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・幅広い工学的学識と国際的視点から思考する能力
 - ・応用化学に関する深い学識と高度な専門的能力
 - ・応用化学に関する学識と専門的能力を用いて、社会的課題を議論し、解決に取り組む高度な研究能力

<応用化学専攻（デジタル医工創成学コース）>

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科応用化学専攻（デジタル医工創成学コース）は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学研究科に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・指導教員による研究指導のもと、応用化学を専門とする高度な研究手法に基づき、申請者本人が主体的に取り組んだ研究成果からなる修士論文を提出すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに応用化学専攻学生（デジタル医工創成学コース）が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・生命・医学系，工学系に関する横断的な専門知識及び複眼的視点から思考する能力
 - ・応用化学分野における深い学識と高度な専門的能力
 - ・応用化学に加え健康・福祉・医療工学に関する学識と専門的能力を用いて、社会的課題を議論し、解決に取り組む高度な研究能力

【博士後期課程】

＜建築学専攻＞

学位：博士（工学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科建築学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・指導教員による研究指導のもと、建築学を専門とする高度な研究手法に基づき、申請者本人が主体的に取り組んだ研究成果からなる博士論文を提出すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに建築学専攻学生が、身につけておくべき能力を次のとおりとする。
 - ・建築学に関する高度な専門知識及び幅広い学識と学際的視点から思考する能力
 - ・建築学に関する高度で卓越した専門能力及び当該分野の研究者としての深い学識の習得
 - ・建築学を基礎とする自立した研究者として活躍できる能力
 - ・建築学に求められる社会的役割を考え、持続可能な社会の実現に向けた科学の発展に貢献できる能力

学位：博士（学術）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科建築学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・指導教員による研究指導のもと、建築学を専門とする高度な研究手法に基づき、申請者本人が主体的に取り組んだ研究成果からなる博士論文を提出すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに建築学専攻学生が、身につけておくべき能力を次のとおりとする。
 - ・建築学に関する高度な専門知識及び幅広い学識と学際的視点から思考する能力
 - ・建築学に関する高度で卓越した専門能力及び当該分野の研究者としての深い学識の習得
 - ・学際的な学術分野において建築学を基礎とする自立した研究者として活躍できる能力
 - ・建築学に求められる社会的役割を考え、持続可能な社会の実現に向けた総合的な学術の発展に貢献できる能力

＜市民工学専攻＞

学位：博士（工学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学部市民工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院後期課程に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位を修得、かつ、主として工学的観点における研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては1年（2年未満の在学期間をもって前期課程を修了した者にあつては当該在学期間を含めて3年）以上とする。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本専攻学生が、身につけるべき能力

を次のとおりとする。

- ・専門応用学力に関する能力
- ・伝統的な土木工学の領域を包含した幅広い学際的視点と専門知識を有する実践的で高度な能力
- ・先端技術を応用し、未知なる課題を解決する能力
- ・総合的課題解決に関する能力

学位：博士（学術）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学部市民工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院後期課程に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位を修得、かつ、主として学際的な学術分野の観点における研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては1年（2年未満の在学期間をもって前期課程を修了した者にあつては当該在学期間を含めて3年）以上とする。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシー定める能力に加え、修了までに、本専攻学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・専門応用学力に関する能力
 - ・伝統的な土木工学の領域を包含した幅広い学際的視点と専門知識を有する実践的で高度な能力
 - ・先端技術を応用し、未知なる課題を解決する能力
 - ・総合的課題解決に関する能力

<電気電子工学専攻>

学位：博士（工学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科電気電子工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得し、かつ、主として工学的観点における必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、電気電子工学専攻学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・深い学識と学際的視点から思考する能力
 - ・電子物理分野あるいは電子情報分野に関する先端的な知識及びそれを活用する能力
 - ・広い視野に立って課題を発見し、創造的に思考してそれを解決する能力

学位：博士（学術）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科電気電子工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得し、かつ、主として学際的な学術分野の観点における必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、電気電子工学専攻学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・深い学識と学際的視点から思考する能力

- ・電子物理分野あるいは電子情報分野に関する先端的な知識及びそれを活用する能力
- ・広い視野に立って課題を発見し、創造的に思考してそれを解決する能力

<機械工学専攻>

学位：博士（工学）

神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科機械工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院後期課程に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位を修得し、かつ、主として工学的観点における必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本専攻学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・熱・流体分野の豊かな学識を基礎とする高度な研究能力
 - ・材料物理分野の豊かな学識を基礎とする高度な研究能力
 - ・機械制御分野の豊かな学識を基礎とする高度な研究能力
 - ・機械設計・生産分野の豊かな学識を基礎とする高度な研究能力
 - ・自立した研究者として多様な分野で活躍し得る高度な研究能力

学位：博士（学術）

神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科機械工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院後期課程に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位を修得し、かつ、主として学際的な学術分野の観点における必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本専攻学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・熱・流体分野の豊かな学識を基礎とする高度な研究能力
 - ・材料物理分野の豊かな学識を基礎とする高度な研究能力
 - ・機械制御分野の豊かな学識を基礎とする高度な研究能力
 - ・機械設計・生産分野の豊かな学識を基礎とする高度な研究能力
 - ・自立した研究者として多様な分野で活躍し得る高度な研究能力

<応用化学専攻>

学位：博士（工学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科応用化学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学研究科に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・指導教員による研究指導のもと、応用化学を専門とする高度な研究手法に基づき、申請者本人が主体的に取り組んだ研究成果からなる博士論文を提出すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに応用化学専攻学生が、身につけるべき

能力を次のとおりとする。

- ・深く豊かな工学的学識と国際的視点から思考する能力
- ・応用化学に関する深い学識とより高度な専門的能力
- ・応用化学に関する学識と専門的能力を用いて社会的課題を自ら設定し、その解決に取り組む卓越した研究能力
- ・工学分野において応用化学を基盤とする自立した研究者として活躍できる能力

学位：博士（学術）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科応用化学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学研究科に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・指導教員による研究指導のもと、応用化学を専門とする高度な研究手法に基づき、申請者本人が主体的に取り組んだ研究成果からなる博士論文を提出すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシー定める能力に加え、修了までに応用化学専攻学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・深く豊かな工学的学識と国際的視点から思考する能力
 - ・応用化学に関する深い学識とより高度な専門的能力
 - ・応用化学に関する学識と専門的能力を用いて社会的課題を自ら設定し、その解決に取り組む卓越した研究能力
 - ・学際的な学術分野において応用化学を基盤とする自立した研究者として活躍できる能力

3. 工学研究科の教育組織

専攻	講 座	教育研究分野
建 築 学 専 攻	空間デザイン	建築・環境デザイン
		構造デザイン
		構造・情報システム
		環境マネジメント
	建築計画学	建築史
		建築論
		都市・地域計画
		住環境・防災計画
	建築構造工学	鋼構造
		鉄筋コンクリート構造
		振動工学
	建築環境工学	音・光環境計画
		熱・空気環境計画
市 民 工 学 専 攻	人間安全工学	構造安全工学
		地盤安全工学
		交通システム工学
		地盤防災工学
		地震減災工学
		流域防災工学
	環境共生工学	環境流体工学
		水圏環境工学
		地圏環境工学
		広域環境工学
		都市保全工学
		都市経営工学
電 気 電 子 工 学 専 攻	電子物理	メゾスコピック材料学
		フォトニック材料学
		量子機能工学
		ナノ構造エレクトロニクス
		電磁エネルギー物理学
	電子情報	集積回路情報
		計算機工学
		情報通信
		アルゴリズム
		知的学習論

専攻	講 座	教育研究分野
機 械 工 学 専 攻	熱流体	先端流体工学
		混相流工学
		エネルギー変換工学
	材料物理	構造安全評価学
		破壊制御学
		構造機能材料学
	システム設計	機能ロボット学
		センシングデバイス工学
		生産工学
	先端機能創成学	ナノ機械システム工学
		材料設計工学
応 用 化 学 専 攻	物質化学	物質創成化学
		物質制御化学
		物質機能化学
	化学工学	反応・分離工学
		プロセス工学
		生物化学工学

[工学研究科博士課程前期課程]

1. 修学上の一般的事項

(1) 教育課程・教育方法について

大学院における教育課程は、その大学院の教育目的に応じて、教育上必要な授業科目を開設し、これを組織的・体系的に編成し、実施するものとされています。

また、授業科目の授業のほか、学位論文の作成等に対する指導（研究指導）を行うものとされています。

(2) 授業について

1) 学期（授業期間）

平成28年度から「2学期クォーター制」を導入しています。2学期クォーター制とは、前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～翌3月31日）の授業期間を半分に分け、原則として各8週で授業を行います。

2) 授業の方法

各授業科目の授業は、講義、演習又は実験・実習により行います。

3) 授業科目の単位

各授業科目は、教育研究上の目的にそって、多様な履習が可能となるように単位制がとられており、授業科目ごとに単位数を定めて開設します。

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算するものとされており、講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、実験及び実習については、30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とすることとされています。

これにより、本研究科における講義による授業科目については、15時間の授業をもって1単位、演習による授業科目については、授業科目により15時間又は30時間の授業をもって1単位及び実験・実習による授業科目については30時間の授業をもって1単位としています。

4) 授業時間

本研究科における授業は、月曜日から金曜日まで、各5時限実施しています。

各時限の授業開始・終了時刻は次のとおりです。

時限	授業開始・終了時刻
1	8：50～10：20
2	10：40～12：10
3	13：20～14：50
4	15：10～16：40
5	17：00～18：30

(3) 授業科目及び履修要件について

1) 授業科目

- ① 本研究科の授業科目は、研究科規則に定められており、各授業科目の開講予定年次、授業科目の概要等については、各専攻の講義概要等に掲載しています。
- ② 各授業科目は専攻ごとに開設されますが、授業科目によっては複数の専攻に亘って開設するものがあります。また、各専攻に亘って専攻共通科目を開設します。

2) 修了要件

修了に必要な修得単位は30単位以上です。詳細は、各専攻の頁を参照してください。

(4) 履修手続について

授業科目の履修に当たっては、本紙掲載の「授業科目開講予定一覧表」及び毎学期の当初に配布する「授業時間割表」に定めるところに従い、在学する2年間にわたる履修授業科目を綿密に検討し、指導教員の承認を得た上で履修するようにしてください。履修登録は、学期の初めにWEB登録を行ってください。また、他研究科の授業科目を履修しようとするときは、登録期間前に事前登録を行う場合があるので、ホームページの履修登録関係画面で確認してください。

[注意事項]

① 登録方法・登録期間等

うりぼーポータル内にある教務システム「うりぼーネット」利用の手引き（学生用）を熟読の上、WEB画面で登録を行ってください。登録期間等については、掲示等でお知らせします。

時間割コードについては、必ず所属専攻の時間割コードを記入してください。（同一授業科目名でも専攻により時間割コードが異なります。）

また、大学側のデータ作成ミス等により履修登録エラーが発生した場合については、その都度、掲示・ホームページ上でお知らせします。未確認から生じる不利益は、本人がその責を負うことになるので注意してください。

- ② 履修登録されていない授業科目は、たとえ履修・受験しても無効です。

(5) 定期試験について

定期試験は、授業が終了した後に実施しますが、担当教員によっては授業の終了する前に行うこともあります。

また、定期試験をせずに、平常の成績、レポート等をもって定期試験の代わりとする場合もあります。

レポートをもって試験に代えるときは、提出期限を厳守してください。試験はあらかじめ正規の届をした授業科目のみ受験することができます。定期試験時間割表及び試験室の指定は、その都度掲示等をするので注意してください。

[注意事項]

1. 試験の時間割及び試験室の指定は、その都度掲示する。
2. 試験は、指定された教室及び座席で受験すること。
3. 前の時限の試験監督教員が教室から退室するまでは入室しないこと。

4. 下敷の使用は許可しない。
5. 机の上には、鉛筆（シャープペン、ボールペンを含む。）、消しゴム、定規類、学生証（又は仮受験票）、時計及び特に受験に際し許可された携帯品以外の物は置かないこと。なお、筆箱、下敷、定規入れ等は鞆等の中にしまい、座席の下に置くこと。ただし、貴重品は各自保管すること。
6. パソコンや携帯電話等の通信機器（ウェアラブル型端末を含む）を使用することは一切認めないので、必ず電源を切った上で鞆等の中へしまうこと。携帯電話等はアラームの設定を解除していない場合、電源を切っていても鳴ることがあるので、試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除しておくこと。計時機能以外の機能が付いた時計の使用は認めない。試験中にこれらの機器に触れている場合もしくは机の上あるいは中に置かれてある場合は、不正行為とみなすことがある。（ただし、試験監督教員の指示がある場合を除く。）
7. 不正行為と誤解を受けるような物が机の中にある場合あるいは机上及び周辺の壁に落書きがある場合は、試験監督教員に届け出ること。
8. 受験中は、必ず学生証を机上左前におくこと。（学生証がない場合は、受験できない。）
万一、学生証を忘れた場合は、「仮受験票」を自動発行機にて発行すること。（パスワード忘れ等で発行できない場合は、教務学生係の窓口に行くこと。）
9. 答案用紙には、学籍番号、氏名を必ず記入すること。
10. 試験開始20分間は退室を許さない。退室する場合は、答案用紙を試験監督教員に提出すること。試験終了後、試験監督教員が退室するまで再入室できない。また、20分経過後は絶対に入室を認めないので、遅刻のないよう十分注意すること。
11. 受験中の物品の貸借は一切禁止する。
12. 受験中、いかがわしい態度や、不正行為は厳に慎むこと。不正行為が判明した場合には、その学期に履修した全ての科目の成績については無効にする等の措置をとる。
13. 答案用紙は、絶対に持ち出さないこと。持ち出した場合は不正行為とみなすことがある。
 - ① 試験室で不正行為のあるときは、直ちに厳重なる処罰をします。
 - ② 試験開始20分間は、受験者の退室を認めません。
 - ③ 試験開始20分を経過した後は、受験者の入室を認めません。
 - ④ 答案用紙は、答案の成否にかかわらず各枚ごとに必ず学籍番号・氏名を記入して提出してください。
 - ⑤ 答案用紙に他事記載を禁止します。もし、これを記載したときは不利益を受けることがあります。
 - ⑥ 試験に不必要なものは、一切かばん類の中へしまいか、又は所定の場所へ置いてください。
 - ⑦ 不正行為と誤解を受けるような物が机の中にある場合あるいは机上及び周辺の壁に落書きがある場合は、試験監督教員に届け出てください。
 - ⑧ 一旦退室した者は、いかなる理由があっても、受験者全員の答案回収が済むまで再入室を認めません。
 - ⑨ 携帯電話、スマートフォン等の通信機器をいかなる目的であっても使用することは一切認めません。必ず電源を切った上でかばん等の中へしまってください。試験中、これらの機器に触れている場合、ポケット等に入れている場合、もしくは机の上あるいは中に置いている場合、不正行為とみなします。

(なお、試験時間中にかばん等の中で着信音やマナーモードの振動音等が発生した場合は、監督者が本人の了解を得ずにかばん等を試験室外に持ち出すことがあります。)

⑩ 警報等の発令により試験が実施されなかった場合、代替日はその都度掲示します。

(6) 単位の授与及び成績評価について

1) 単位の授与

一の授業科目を履修し、試験に合格した者に対して、所定の単位を与えます。

2) 成績評価

成績は、定期試験の結果及び学修状況等を勘案して総合評価をします。

なお、評語及び基準は次のとおりです。

評語	評 語 基 準
秀	90点 ～ 100点
優	80点 ～ 90点未満
良	70点 ～ 80点未満
可	60点 ～ 70点未満
不可	60点未満 (不合格として単位を与えない。)

秀、優、良、可及び不可の評語基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
- (2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
- (3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
- (4) 可 学修の目標を達成している。
- (5) 不可 学修の目標を達成していない。

(7) 研究指導について

大学院の教育方法については、大学院設置基準第11条に、「大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。」と規定されています。この場合において、授業科目の授業は単位制度によるものであり、研究指導は単位制度によらないものであって、単位制度によらず多様なかたちで行われる研究指導が大学院の教育上重要な意義を有するものとされています。

本研究科の課程の修了要件についても、研究科規則第34条第1項において、研究科前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することの主旨が規定されており、研究指導は、課程修了のための重要な要件の一つとなっています。

(8) 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については、下記のとおり取り扱うものとする。

1. 交通機関の運休の場合

〈1〉六甲台地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅)), 阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合
- (2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報(ただし暴風、大雪、暴風雪に限る)又は特別警報が発表された場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区(六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区)の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合、当該地区で当日のその後に開始する全ての授業(定期試験を含む)を休講とする。ただし、午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

4. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各学部及び各研究科のホームページ等により、あらかじめ周知するものとする。

- (注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいう。
- 2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
 - 3. 気象警報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
 - 4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。

5. このほか、必要な事項は各学部又は各研究科において別に定める。
6. この申合せは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用するものとする。
7. この申合せは、令和4年4月1日から適用する。

(9) 「GPA」について

神戸大学では、「学位授与に関する方針」に掲げる国際的に卓越した教育を保証し、「単位の実質化」を進めるため、平成24年度入学生(*)から「GPA (Grade Point Average)」を通知することになりました。 (* 学部編入学生や一部の大学院学生は含みません。)

I. GPAについて

「GPA」とは、下記「成績評価基準」(秀、優、良、可、不可)に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれのGP (Grade Point) を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1単位あたりのGP平均値 (Average) です。

「成績評価基準」

評語名 (和文)	評語名 (英文)	最小点	最大点	GP
秀	S	90	100	4.3
優	A	80	89	4
良	B	70	79	3
可	C	60	69	2
不可	F	0	59	0

※「可」以上が「合格」となり、単位が修得できる。

II. GPA計算について

$$GPA = \frac{[\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のGP}] \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計 (不可を含む)}}$$

1. 履修登録した科目のうち、GPA計算式に入らない科目があります。

- ① 成績を「合格」で評価する科目
- ② 他大学等で単位修得し、神戸大学が「認定」とした科目
- ③ 履修取り消しをした科目 (以下「Ⅲ. 履修取消制度について」参照)
- ④ 資格免許のための科目 (教職科目、学芸員関連科目) (*)

(* 一部の学部・研究科では計算式に入る科目があります。所属学部、研究科毎にお知らせします。)

- ⑤ 所属学部・研究科で指定した科目 (所属学部・研究科毎にお知らせします。)

2. 再履修をした場合、過去の「不可」の成績は、原則としてGPA計算式に入りません。

- ・「不可」(不合格)と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可～秀」(GP=0～4.3)の成績がGPA計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」(GP=0)の成績が、再履修した学期以降のGPA計算式から除外されます。ただし、過去に計算されたGPA (学期) の値は変更されません。

※工学研究科の専門科目 (履修申請コードが「T」で始まる科目) については、再履修をして合格した場合、過去の「不可」もGPA計算式に算入されます。

Ⅲ. 履修取消制度について

学期初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、クォーター毎に設けられる履修取消期間中に、履修を取り消すことができます。

〔履修取消期間〕

各クォーターの履修取消期間は別途掲示等でお知らせします。

〔取消の対象となる科目〕

以下のとおり、授業が始まるクォーターの履修取消期間に取消が可能です。

	取消の対象となる開講科目
第1クォーター履修取消期間	第1クォーター開講科目、前期開講科目、通年開講科目
第2クォーター履修取消期間	第2クォーター開講科目
第3クォーター履修取消期間	第3クォーター開講科目、後期開講科目
第4クォーター履修取消期間	第4クォーター開講科目

☆履修登録や履修取消は、原則として学生自らが「うりぼーネット」(Web)で行います。

- ・取り消した科目は、「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認でき、GPA計算式に入りません。
- ・履修取消期間中に取り消さなかった科目は、成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合、成績評価は「不可」(不合格)となり、GPA計算式に入りますので、注意してください。

- ・取り消した科目も「履修登録単位の上限(CAP制)」(*)の単位数に入ります。

履修登録前までに、各授業科目のシラバスで授業内容を必ず確認し、年間の履修計画をしっかりと立てた上で、履修登録と履修取消を行ってください。

(*「履修登録単位の上限(CAP制)」とは、年間又は学期毎に履修登録できる単位数の上限のことです。上限の単位数については、所属学部・研究科毎にお知らせします。)

- ・取り消した科目は、履修取消期間終了後、その開講期間中に再び受講(履修)することはできません。

※修学上の理由から、「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については、所属学部・研究科毎にお知らせします。

Ⅳ. GPAの通知について

- ・成績評価及び「GPA」は学期毎に通知されます。併せて「科目GP(単位数×GP)」と「GPA(学期)」も通知されます。
- ・通知されたGPAにより、学期毎及び在学中の成績評価の平均値を確認し、学習成果の指標とすることができます。

☆成績評価とGPAは、学生自ら「うりぼーネット」(Web)で確認できます。

例えば、下記の成績照会画面(例)では、GPAは「3.11」です。2016年度前期のGPAは「3.00」でしたが、2016年度後期のGPAは「3.22」でしたので、後期の成績評価(平均)が、前期の成績評価(平均)より上昇したことがわかります。

成績照会画面（例）：「うりぼーネット」（Web）単位修得状況照会

■ GPA

GPA	科目GP合計	計算単位数	計算日
3.11	118	38	2017年3月15日

※GPAは小数点第3位を四捨五入して表示されます。

■ GPA（学期）

年度	前期				後期			
	GPA (学期)	科目GP 合計	計算 単位数	計算日	GPA (学期)	科目GP 合計	計算 単位数	計算日
2016年度	3.00	60	20	2016年9月15日	3.22	58	18	2017年3月15日

No	区 分	大区分	中区分	科目名	単 位 数	修得 年度	修得 学期	評 語	科目 GP	合 否
1	全学共通 授業科目	基礎教養科目		○○○○○	2	2015	前期	秀	8.6	合

（10）工学部，工学研究科及びシステム情報学研究科において開講する授業科目の成績評価に対する申し立てに関する申合せ

平成 25 年 12 月 6 日 工学研究科運営会議

平成 25 年 12 月 13 日 システム情報学研究科教授会

決定

（趣旨）

- この申合せは「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての申合せ（平成 25 年 10 月 23 日全学教務委員会決定）に基づき，工学部，工学研究科及びシステム情報学研究科（以下「開講部局」という。）において開講している授業科目の成績評価に対する申し立てについて定める。

（申し立ての理由）

- 学生は受講した授業科目の成績評価について，当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は，開講部局の長に申し立てを行い，授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

（申し立ての手続き）

- 成績評価に対する申し立ては，成績発表後原則として 1 週間以内に行うこととし，申し立てを行う授業科目名，担当教員名，申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により，工学研究科教務学生係に提出することとする。

（申し立てへの対応）

- 申し立てを受けた授業科目の担当教員は，申し立てた学生に対し成績評価について速やかに工学研究科教務学生係を通じ，回答を行うものとする。

また，その結果については，授業担当教員等が書面により開講部局の長に報告することとする。

2. 各専攻共通授業科目の概要

【先端融合科学特論】

A科目 必修科目：修了要件として、自専攻開講科目を1単位修得しなければならない。

B科目 選択必修科目：修了要件として、1科目1単位以上修得しなければならない。

【応用数学特論Ⅰ～Ⅳ】

各専攻とも、自専攻選択科目として修了要件に含まれる。

【知的財産の基礎】

各専攻とも、自専攻選択科目として修了要件に含まれる。

【実践データ科学演習A、実践データ科学演習B、データサイエンスコンテスト型PBL実習、日本総研×神戸大学オープンイノベーションワークショップ「金融ビジネスと情報システム工学」】
各専攻における選択科目に該当する。ただし、機械工学専攻は他専攻科目として履修する。

【マルチメジャーコース】

コース名	専攻名，研究科名	授 業 科 目
熱流体エネルギー	建築学専攻	建築熱環境工学A・B
	電気電子工学専攻	電力工学特論
	機械工学専攻	気体力学Ⅰ・Ⅱ
		熱エネルギーシステム工学Ⅰ・Ⅱ
	応用化学専攻	移動現象特論Ⅰ・Ⅱ
		流体物性論Ⅰ・Ⅱ
複雑熱流体工学	建築学専攻	都市環境システムA・B
	市民工学専攻	沿岸海洋学
		水文学と地理情報
		地盤環境学特論
	機械工学専攻	複雑流体力学Ⅰ・Ⅱ
		計算流体力学Ⅰ・Ⅱ
	応用化学専攻	反応工学特論Ⅰ・Ⅱ
		多相系移動現象論Ⅰ・Ⅱ
ナノテク材料	電気電子工学専攻	固体物性特論Ⅰ
		量子物性工学特論
	機械工学専攻	応用表面工学Ⅰ・Ⅱ
		材料設計工学Ⅰ・Ⅱ
	応用化学専攻	無機物質創成化学論A
		高分子構造論
		高分子物性論
知能工学	電気電子工学専攻	情報ネットワーク特論
		機械学習論Ⅰ
	機械工学専攻	ロボティクスⅠ・Ⅱ
		知能化生産システム論Ⅰ・Ⅱ
		先端ロボット技術論Ⅰ・Ⅱ
生活生命工学	建築学専攻	生活環境計画特論A・B
	市民工学専攻	都市地域経済学
	機械工学専攻	マイクロバイオ工学Ⅰ・Ⅱ
	応用化学専攻	分子生物工学Ⅰ・Ⅱ
		生物反応工学Ⅰ・Ⅱ

コース名	専攻名，研究科名	授 業 科 目
生活生命工学	応用化学専攻	生物化学工学特論 1・2
		生物分離工学 1・2
		植物代謝工学
防災安全工学	建築学専攻	住環境再生特論 A・B
		防災構造工学特論 1・2
	市民工学専攻	地盤防災学特論 I
		地震工学特論 II
		沿岸海洋学
	電気電子工学専攻	通信システム特論
	応用化学専攻	プロセスシステム工学特論 1・2

各コース内の他専攻開講科目のうち、4 単位以上を修得した者について、マルチメジャーコースの修了認定を行う。

なお、その修得単位は、前期課程の修了要件には算入しない。

【デジタル医工創成学コース】

今日の医療が直面している多様な問題に 대응する先端的な医療機器開発には、ものづくりのための基盤的な知識を修得すると同時に生命・医学的な観点を併せ持ち、医療の現場におけるニーズ探索を具現化し事業化へと導くことのできるイノベーションを創出する人材が求められています。

本学では医工融合を実現する創造的教育の場として、2021 年度からデジタル医工創成学コースを開設しました。本コースは神戸大学大学院の複数研究科（工学研究科、医学研究科、保健学研究科など）にまたがって横断的に実施する教育プログラムであり、医療機器開発を主題とした新しい機器のコンセプトデザインやものづくりについて、医療現場を意識した実践を通じて学修します。

本コースには次の特徴があります。(i) 生命・医学系，工学系の専門知識と複眼的思考を、横断的カリキュラムと異分野連携のチーム型開発実践の中で育成します。(ii) 医療現場の見学を通じた、ニーズ探索を経験することができます。(iii) リサーチホスピタル内のメディカルデバイス工房における実習により、医療機器に関連するものづくりやロボットハンド制御などを体験することが出来ます。

なお、本コースの定める修了要件を満たした場合には、課程修了時に認定証を授与します。

3. 専攻別授業概要

次頁以降，以下の順に各専攻の授業概要を示す．

建築学専攻

市民工学専攻

電気電子工学専攻

機械工学専攻

応用化学専攻

建築学専攻

(1) 教育の目指すもの

今日、地球温暖化対策が重要な課題となり、一方、わが国は少子高齢化の進展、人口の減少など、高度成長期とは根本的に異なる局面を迎えており、建築や地域空間のストックが重要性を増すと同時に、持続的発展を可能にする環境と社会の創造がますます大きな社会的要請となっている。さらに建築と都市は災害にも備えなければならない。

このような状況のもとで、より安全で豊かな生活空間を創出し、これをあまねく市民が享受できる状態を実現し、また、有史以来の普遍的課題と現代的課題の両面に実践的に取り組むことが、今日における建築学の使命であると考える。

建築学は人間生活の基盤である住宅及び建築施設等の生活空間を創造する最も普遍的な学問のひとつであり、このような課題に応えるためには、「計画」・「構造」・「環境」といった建築の基礎的学問領域を修めると同時に、これらを総合して現実的課題に対する具体的解答を導き出す「空間デザイン」の能力を備えたより高度な人材の養成が求められている。

建築学専攻では、学部教育で学んできた広範な建築学の知識の上に、さらにその専門性を深め、大きく変化する時代に的確に、かつ、総合的に対応できる人材の養成を目指して、専門性と総合性を結合した教育体系を採っている。

研究組織は、1) 空間デザイン講座(建築・環境デザイン、構造デザイン、構造・情報システムおよび環境マネジメントまでの空間創生のための総合的・実践的なデザインに関する教育研究を行う)、2) 建築計画学講座(建築史、建築論、歴史環境の保全修復計画、人間居住と住宅・地域計画、建築・都市防災と建築計画、都市計画の基礎理論に関する教育研究を行う)、3) 建築構造工学講座(様々な災害に対する各種建築構造物の安全性・早期復旧性の向上を目指した構造設計法や性能評価法、振動制御構造、高性能・高機能材料の提案・応用などに関する教育研究を行う)、4) 建築環境工学講座(建築物における音、熱、空気、光などの環境の解析と制御に関する教育研究を行う)の4つの講座で構成されている。

大学院生は、入学時から上記のいずれかの大講座に属する教員の指導のもとで研究に着手する。特に、修士論文作成過程において、研究に対する方法論を修得し、高度な能力を有する技術者あるいは研究者として、未知なる課題の解決能力を養う。

なお、神戸大学はワシントン大学、天津大学等の諸外国の大学と国際交流協定を結んでおり、これらの大学で修得した単位の読替認定も行っている。当専攻でも、毎年1ないし2名が留学しており、国際感覚を身につけた大学院修了生を世に送り出している。

(2) 構成と教育組織

講座名	教育研究分野	教 授 (室番)	准教授・講師 (室番)	助 教 (室番)	技術職員 (室番)	事務職員 (室番)
空間デザイン	建築・環境デザイン	槻橋 修 (N3—815)		浅井 保 (N3—818)	金尾 優 (環境防災実験室) 橘高 康介 (N3—514) 大田 美奈子 (1E—301)	野田 佳世 山本 真理 (1E—101)
	構造デザイン	藤永 隆 (1E—208)	水島 靖典 (N3—716)			
	構造・情報システム		山邊 友一郎 (N3—722)			
	環境マネジメント	鈴木 広隆 (1E—302)	竹林 英樹 (N3—501)			
建築計画学	建築史	中江 研 (1E—305)	安田 徹也 (1E—307)	堀内 啓佑 (1E—308)		
	建築論	末包 伸吾 (1E—306)		後藤 沙羅 (1E—304)		
	都市・地域計画		栗山 尚子 (1E—303) 山口 秀文*** (N3—810)			
	住環境・防災計画	近藤 民代 (都R—205)				
建築構造工学	鋼構造	田中 剛 (N3—717)	難波 尚 (N3—719)			
	鉄筋コンクリート構造	孫 玉平 (1E—206)	竹内 崇 (N3—715)	袁 士宇 (1E—G07)		
	振動工学	向井 洋一 (1E—207)		鍋島 国彦 (1E—205)		
建築環境工学	音・光環境計画	阪上 公博 (N3—504)	佐藤 逸人 (心理実験室)	奥園 健 (N3—509)		
	熱・空気環境計画	高田 暁 (1E—203)		福井 一真 (A—B02)		

1 E : 建設棟, N 3 : 自然科学総合研究棟, 都 R : 都市安全研究センター研究棟, A : 建築スタジオ棟

*講師

(3) 授業科目開講予定一覧

(各専攻共通)

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次・2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
応 用 数 学 特 論 I	2	選択			30		未 定	
応 用 数 学 特 論 II	2	〃	30				未 定	
応 用 数 学 特 論 III	2	〃			30		佐野 英樹 國谷 紀良	
応 用 数 学 特 論 IV	2	〃	30				増淵 泉 若生 将史	
知 的 財 産 の 基 礎	2	〃	30				佐原 隆一	
実 践 デ ー タ 科 学 演 習 A	1	〃		15			首藤 信通	
実 践 デ ー タ 科 学 演 習 B	1	〃		15			首藤 信通	
データサイエンスコンテスト型 PBL実習	1	〃				15	伊藤 真理 陳 思楠	
日本総研×神戸大学オープンイノベーション ワークショップ「金融ビジネスと情報シ ステム工学」	1	〃		15			小澤 誠一	

(建築学専攻)

授業科目	単 位 数	必修・ 選択の 別	授業時間数								担当教員	備 考
			1 年次				2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
日 本 建 築 史 特 論 A	1	選択	15								安田 徹也	
日 本 建 築 史 特 論 B	1	〃		15							安田 徹也	
西洋建築・都市史特論 A	1	〃			15						中江 研	計画実務③
西洋建築・都市史特論 B	1	〃				15					中江 研	計画実務③
建築環境造形特論 A	1	〃	15								槻橋 修	計画実務③
建築環境造形特論 B	1	〃		15							槻橋 修	計画実務③
都市景観形成特論	1	〃		15							栗山 尚子	計画実務③
都 市 計 画 特 論	1	〃			15						栗山 尚子	計画実務③
建 築 意 匠 特 論 A	1	〃	15								末包 伸吾	計画実務③
建 築 意 匠 特 論 B	1	〃		15							末包 伸吾	計画実務③
生活環境計画特論 A	1	〃			15						山口 秀文	計画実務③
生活環境計画特論 B	1	〃				15					山口 秀文	計画実務③
建 築 設 計 特 論 A	1	〃			15						(未 定)	計画実務③
建 築 設 計 特 論 B	1	〃				15					(未 定)	計画実務③
住環境再生特論 A	1	〃			15						近藤 民代	計画実務③
住環境再生特論 B	1	〃				15					近藤 民代	計画実務③
線 構 造 力 学 1	1	〃	15								難波 尚	
線 構 造 力 学 2	1	〃		15							難波 尚	

授業科目	単 位 数	必修・ 選択の 別	授業時間数								担当教員	備 考	
			1 年次				2 年次						
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q			
鋼 架 構 論 1	1	選択			15							田中 剛	
鋼 架 構 論 2	1	〃				15						田中 剛	
固 体 計 算 力 学 I	2	〃	30									飯塚 敦* 芥川 真一*	
固 体 計 算 力 学 II	2	〃		30								飯塚 敦* 芥川 真一*	
空 間 構 成 論 1	1	〃	15									水島 靖典	
空 間 構 成 論 2	1	〃		15								水島 靖典	
構 造 解 析 学 1	1	〃	15									藤永 隆	
構 造 解 析 学 2	1	〃		15								藤永 隆	
建 築 構 造 計 画 論 1	1	〃			15							山邊友一郎	
建 築 構 造 計 画 論 2	1	〃				15						山邊友一郎	
防 振 耐 震 工 学 1	1	〃	15									(未 定)	
防 振 耐 震 工 学 2	1	〃		15								(未 定)	
建 築 動 力 学 1	1	〃			15							向井 洋一	
建 築 動 力 学 2	1	〃				15						向井 洋一	
防 災 構 造 工 学 特 論 1	1	〃			15							孫 玉平	
防 災 構 造 工 学 特 論 2	1	〃				15						孫 玉平	
建 築 耐 風 工 学 1	1	〃	15									竹内 崇	
建 築 耐 風 工 学 2	1	〃		15								竹内 崇	
都市環境システム A	1	〃	15									竹林 英樹	
都市環境システム B	1	〃		15								竹林 英樹	
音 環 境 評 価 論 A	1	〃			15							佐藤 逸人	
音 環 境 評 価 論 B	1	〃				15						佐藤 逸人	
音 環 境 解 析 論 A	1	〃	15									阪上 公博	
音 環 境 解 析 論 B	1	〃		15								阪上 公博	
環 境 調 整 特 論 A	1	〃			15							鈴木 広隆	
環 境 調 整 特 論 B	1	〃				15						鈴木 広隆	
建 築 熱 環 境 工 学 A	1	〃	15									高田 暁	
建 築 熱 環 境 工 学 B	1	〃		15								高田 暁	
設 計 演 習 特 論 A	2	〃	60									計画系教員	計画実務②
設 計 演 習 特 論 B	2	〃		60								計画系教員	計画実務②
建 築 ゼ ミ ナ ー ル I	2	〃	30									計画・環境系教員	
建 築 ゼ ミ ナ ー ル II	2	〃	30									計画・環境系教員	
建 築 ゼ ミ ナ ー ル III	2	〃					30					計画系教員	計画実務②
建 築 ゼ ミ ナ ー ル IV	2	〃							30			計画系教員	計画実務②
研究活動導入ゼミナール	2	〃	30									環境系教員	
建 築 環 境 ゼ ミ ナ ー ル	2	〃					30					環境系教員	
特 別 演 習	3	必修	30		30		15		15				
◎ 特 別 演 習	3	〃	45		45								

授業科目	単 位 数	必修・ 選択の 別	授業時間数								担当教員	備 考
			1 年次				2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
特 定 研 究	8	必修	30		30		30		30			
◎ 特 定 研 究	8	〃	60		60							
(研 究 指 導)												
計画系インターンシ ップA 1 ※	2	その他								学外・計画系教員	計画実務①	
計画系インターンシ ップA 2 ※	2	〃								学外・計画系教員	計画実務①	
計画系インターンシ ップB 1 ※	2	〃								計画系教員	計画実務①	
計画系インターンシ ップB 2 ※	2	〃								計画系教員	計画実務①	
計画系インターンシ ップC ※	10	〃								学外・計画系教員	計画実務① 計画系イン ターンシッ プ 1, A2, B1 で 4 単位以 上の単位取 得が履修要 件となる	

(注) 1 *は市民工学専攻教員

2 特別講義の開講時期，担当教員，授業内容等は，その都度掲示する。

3 授業科目の前の◎印は，在学期間が1年以上在学すれば足りるものと認められた者の科目である。

【修了要件】

必 修：11単位

選 択：19単位以上

専攻共通科目及び自専攻選択科目より修得すること。

※印の科目は，修了要件には含まない。

なお，他専攻及び他研究科(デジタル医工創成学コースの選択必修の授業科目のうちAグループの授業科目を含む。)の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

ただし，他研究科開講の先端融合科学特論A及びBは算入することができない。

合計30単位以上

(建築学専攻 デジタル医工創成学コース)

授業科目	単 位 数	必修・ 選択 の別	授業時間数								担当教員	備 考
			1 年次				2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
医療機器コンセプト 創造学特論	1	必修		15							保多 隆英 原 陽介	医学研究科 開講科目
医療機器レギュラトリ ーサイエンス学特論	1	〃			15						重村 昌美 村垣 善浩	医学研究科 開講科目
バイオメディカル サイエンス A	2	選択必修	30								医学教員	A (医学研究科 開講科目)
バイオメディカル サイエンス B	2	〃	30								医学教員	A (医学研究科 開講科目)
医 用 材 料 工 学	1	〃		15							向井 敏司 塙 隆夫	A (医学研究科 開講科目)
医 用 有 機 化 学	1	〃		15							大谷 亨	A (医学研究科 開講科目)
医 療 機 器 ビジネス学特論	1	〃			15						鷹尾 俊達 重村 昌美	A (医学研究科 開講科目)
A I ・ 深 層 学 習	1	〃			15						小澤 誠一	A (工学研究科 開講科目)
医療機器・システム 設計 概 論	1	〃		15							横小路・磯野・ 向井・菅野	A (医・工学研究科 共同開講科目)
医療機器・システム 英語 特別 講 義 I	1	〃			15						横小路泰義 向井 敏司	A (工・医学研究科 共同開講科目)
医療機器・システム 英語 特別 講 義 II	1	〃				15					小澤 誠一	A (工・医学研究科 共同開講科目)
日 本 建 築 史 特 論 A	1	選択	15								安田 徹也	
日 本 建 築 史 特 論 B	1	〃		15							安田 徹也	
西洋建築・都市史特論 A	1	〃			15						中江 研	計画実務③
西洋建築・都市史特論 B	1	〃				15					中江 研	計画実務③
建築環境造形特論 A	1	〃	15								槻橋 修	計画実務③
建築環境造形特論 B	1	〃		15							槻橋 修	計画実務③
都市景観形成特論	1	〃		15							栗山 尚子	計画実務③
都 市 計 画 特 論	1	〃			15						栗山 尚子	計画実務③
建 築 意 匠 特 論 A	1	〃	15								末包 伸吾	計画実務③
建 築 意 匠 特 論 B	1	〃		15							末包 伸吾	計画実務③
生活環境計画特論 A	1	〃			15						山口 秀文	計画実務③
生活環境計画特論 B	1	〃				15					山口 秀文	計画実務③
建 築 設 計 特 論 A	1	〃			15						未定	計画実務③
建 築 設 計 特 論 B	1	〃				15					未定	計画実務③
住環境再生特論 A	1	〃			15						近藤 民代	計画実務③
住環境再生特論 B	1	〃				15					近藤 民代	計画実務③
線 構 造 力 学 1	1	〃	15								難波 尚	
線 構 造 力 学 2	1	〃		15							難波 尚	

授業科目	単 位 数	必修・ 選択 の別	授業時間数								担当教員	備 考
			1 年次				2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
鋼 架 構 論 1	1	選択			15						田中 剛	
鋼 架 構 論 2	1	〃				15					田中 剛	
固 体 計 算 力 学 I	2	〃	30								飯塚 敦* 芥川 真一*	
固 体 計 算 力 学 II	2	〃		30							飯塚 敦* 芥川 真一*	
空 間 構 成 論 1	1	〃	15								水島 靖典	
空 間 構 成 論 2	1	〃		15							水島 靖典	
構 造 解 析 学 1	1	〃	15								藤永 隆	
構 造 解 析 学 2	1	〃		15							藤永 隆	
建 築 構 造 計 画 論 1	1	〃			15						山邊友一郎	
建 築 構 造 計 画 論 2	1	〃				15					山邊友一郎	
防 振 耐 震 工 学 1	1	〃	15								未定	
防 振 耐 震 工 学 2	1	〃		15							未定	
建 築 動 力 学 1	1	〃			15						向井 洋一	
建 築 動 力 学 2	1	〃				15					向井 洋一	
防 災 構 造 工 学 特 論 1	1	〃			15						孫 玉平	
防 災 構 造 工 学 特 論 2	1	〃				15					孫 玉平	
建 築 耐 風 工 学 1	1	〃	15								竹内 崇	
建 築 耐 風 工 学 2	1	〃		15							竹内 崇	
都 市 環 境 シ ス テ ム A	1	〃	15								竹林 英樹	
都 市 環 境 シ ス テ ム B	1	〃		15							竹林 英樹	
音 環 境 評 価 論 A	1	〃			15						佐藤 逸人	
音 環 境 評 価 論 B	1	〃				15					佐藤 逸人	
音 環 境 解 析 論 A	1	〃	15								阪上 公博	
音 環 境 解 析 論 B	1	〃		15							阪上 公博	
環 境 調 整 特 論 A	1	〃			15						鈴木 広隆	
環 境 調 整 特 論 B	1	〃				15					鈴木 広隆	
建 築 熱 環 境 工 学 A	1	〃	15								高田 暁	
建 築 熱 環 境 工 学 B	1	〃		15							高田 暁	
設 計 演 習 特 論 A	2	〃	60								計画系教員	計画実務②
設 計 演 習 特 論 B	2	〃		60							計画系教員	計画実務②
建 築 ゼ ミ ナ ー ル I	2	〃	30								計画・環境系教員	
建 築 ゼ ミ ナ ー ル II	2	〃			30						計画・環境系教員	
建 築 ゼ ミ ナ ー ル III	2	〃					30				計画系教員	計画実務②
建 築 ゼ ミ ナ ー ル IV	2	〃							30		計画系教員	計画実務②
研究活動導入ゼミナール	2	〃	30								環境系教員	
建築環境ゼミナール	2	〃					30				環境系教員	
医療機器コンセプト 創造演習	1	必修		30							保多 隆英 原 陽介	医・工学研究科 共同開講科目

授業科目	単 位 数	必修・ 選択 の別	授業時間数								担当教員	備 考
			1 年次				2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
医 療 機 器 ・ シ ス テ ム 設 計 演 習	1	選択必修			30						菅野・池尾・西 田・永野	B (工・医学研究 科 共通科目)
データサイエンス演習	1	〃				30					小澤 誠一	B (工学研究 科 開講科目)
特 定 研 究 1	4	必修	15		15		15		15			
特 定 研 究 2	4	〃	15		15		15		15			
(研 究 指 導)												
計画系インターンシッ プ A 1 ※	2	その他									学外・計画系教員	計画実務①
計画系インターンシッ プ A 2 ※	2	〃									学外・計画系教員	計画実務①
計画系インターンシッ プ B 1 ※	2	〃									計画系教員	計画実務①
計画系インターンシッ プ B 2 ※	2	〃									計画系教員	計画実務①
計画系インターンシッ プ C ※	10	〃									学外・計画系教員	計画実務① 計画系イン ターンシッ プ A1, A2, B1 で 4 単位以 上の単位取 得が履修要 件となる

(注) *は市民工学専攻教員

【修了要件】

必 修：11単位

選択必修：3 単位以上（A グループから 2 単位以上，B グループから 1 単位以上）

選 択：16単位以上（選択必修の授業科目のうち A グループの授業科目，専攻共通並びに他専攻及
び他研究科の授業科目を合わせて 4 単位まで算入することができる。）

合計30単位以上

一級建築士免許登録資格に関する、博士課程前期課程（修士課程）修了時における実務経験の認定のための
インターンシップ科目等の履修について（令和3年4月博士課程前期課程入学生から適用）

平成30年12月の建築士法の改正に伴い、建築学科において所定の認定科目を修得して卒業したものは、一級建築士試験の受験が可能となっている。同試験合格後の一級建築士免許の登録申請には、一級建築士試験の合格とともに2年間の実務経験が要件となっている。この建築士の免許登録資格要件のうち、大学院における実務経験要件については、平成20年9月の建築士法の改正に伴い、『建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことを目的として建築士事務所等で行う実務実習（以下「インターンシップ」という。）及びインターンシップと関連して必要となる科目（以下「インターンシップ関連科目」という。）に係る単位を修得した単位数が所定のもの』であることが求められる。また、平成30年の改正建築士法の施行（令和2年3月1日）に伴い、施行日以後の『建築物に係る研究（ただし査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるものに限る）』が実務経歴の対象として認められることとなった。

これらについては、下記の実務経験資格要件（A）「インターンシップおよび関連科目」、同（B）「建築物に係る研究」により個人ごとに実務経験資格の認定が行われる。なお、（A）と（B）を併用して免許の登録申請する場合、それぞれの建築実務経験期間を重複させることはできない。

■実務経験資格要件（A）「インターンシップおよび関連科目」

2年間の実務経験資格（一級建築士試験の合格後、免許登録が可能）

博士課程前期課程でインターンシップ科目等を30単位以上取得することが必要

1年間の実務経験資格（一級建築士試験の合格とともに、1年の実務経験を経て免許登録が可能）

博士課程前期課程でインターンシップ科目等を15単位以上取得することが必要

- ・インターンシップ科目等とは、大学ごとに審査基準により確認された科目である。
- ・インターンシップ科目等には、大学内外での実務に相当する経験を積むための「インターンシップ」が必須の要件としてあり、他に「インターンシップ関連科目（演習・実験・実習、講義）」の単位が加算されて実務経験資格が認定される。（下表参照）

	必要単位数	左の内訳（①～③の合計がそれぞれの必要単位数以上）		
		①インターンシップ	インターンシップ関連科目	
			②演習・実験・実習	③講義
実務経験1年	15単位以上	4単位以上	8単位以下	8単位以下
実務経験2年	30単位以上	14単位以上	8単位以下	8単位以下

（注）実務経験資格の認定のための必要単位数として、インターンシップ関連科目の科目群の、②「演習・実験・実習」、③「講義」の開講科目群から算入できる単位数はそれぞれ最大8単位までである。

建築学専攻博士課程前期課程でのインターンシップ科目等の履修について

計画・構造・環境の各系では、次のように対応している。

- ・計画系は、通常1年の実務経験、場合により2年の実務経験が取得できるようにインターンシップ科目等を準備している。授業科目開講予定一覧の備考欄において、上表の「①インターンシップ」の科目には「計画実務①」、「②演習・実験・実習」の科目には「計画実務②」、「③講義」の科目には「計画実務③」と記されている。
- ・構造系と環境系はインターンシップ科目等を準備していない。

注意事項

- ・計画系インターンシップ A1、A2、B1、B2、C は、博士課程前期課程の修了要件外科目なので修了に必要な単位数に算入できない。修了単位数を計算するときに間違わないように注意すること。
- ・学外の設計事務所等で研修する計画系インターンシップ A1、A2、C については、インターンシップを研修する学生自身の災害（ケガ、事故等）に対応する保険と、研修の中で生じた受け入れ先企業・事務所の損害に対する損害賠償責任保険の2種類の保険に加入していることが受講の条件となる。

■実務経験資格要件（B）「建築物に係る研究」

建築士の実務経験の対象実務に係る告示（令和元年国土交通省告示第 754 号 施行：令和 2 年 3 月 1 日）では、「八 建築物に係る研究開発に関する実務（公正な第三者が関与して公表されるものに限る。）」とされている。

実際に研究に費やした期間と研究内容については、免許登録申請時に本学に実務経歴証明書の記入を依頼する際に、参考資料として添付することが必要となる。研究の期間・内容の証明については各自の指導教員に相談すること。

市民工学専攻

(1) 教育の目指すもの

21世紀の市民社会が達成すべき価値観は「安全」、「環境」および「創生」であると考ええる。市民生活の利便性の向上と安全を確保するためには、新たな都市施設の建設だけではなく、老朽化してきた施設の更新や維持管理、そしてそれらを支える技術開発が重要な課題となってきた。最近ではとくに、環境に配慮するとともに市民の意見を広く反映した都市・地域の計画や施設計画が進められるようになり、設計基準や制度の国際標準化も大きく進展してきている。このような背景の下で、従来の土木工学を包含した幅広い内容を持つ工学領域を、21世紀型の新しいCivil Engineering (=市民工学) としてとらえ、土木工学を基盤としつつ安全・安心で環境に調和した市民社会の創生のための高度な専門知識と確固たる倫理観をもった技術者および研究者の養成が強く求められている。

市民工学専攻のカリキュラムは、伝統的な土木工学の科目を基盤として、これらの価値目標を達成するための基礎となる科目を用意している。また、近年の社会基盤事業では、プロジェクトに関する専門知識だけではなく、一般市民に対する説明能力やコミュニケーション能力が不可欠となってきたため、少人数教育により学生の能力向上を目指している。論文作成の過程では、未知なる課題を解決するために必要な様々な能力を養う。

市民工学専攻は、人間安全工学講座と環境共生工学講座の2つの講座から構成されており、それぞれの講座で6つの教育研究分野を設けている。教員はいずれかの教育研究分野に所属し、学生は教員の指導の下に研究に着手する。人間安全工学講座では、自然災害やテロ・事故などの社会災害に対して安全な都市・地域の創造に関する教育研究を行う。一方、環境共生工学講座では、自然と共生する都市・地域を目指した環境の保全と都市施設の維持管理・再生に関する教育研究を行う。

市民工学専攻では、21世紀の市民社会が必要とするパブリックサービスの担い手となるための専門知識および創造性を持った国際性豊かな人材の育成を目標としている。ここでのパブリックサービスとは、安全・安心、自然共生、地域協働、国際協力をキーワードとしている。パブリックサービスを遂行する人材は、協働性が要求され、それが海外展開する場合には言語能力を含めた豊かな国際性が必須となる。国内では過酷な自然条件のもと、美しい国土の持続的発展に資する高度かつ高質の社会基盤整備を遂行できる人材を養成し、国外に対しては、わが国の近代化の中で蓄積してきた高度の技術・科学を、当該国・地域の自然的・社会的条件に配慮しながら適応させることのできる人材の養成を目指す。

(2) 構成と教育組織

講座名	教育研究分野	教 授 (室番)	准教授 (室番)	講 師 (室番)	助 教 (室番)	技術職員, 事務職員等 (室番)
人間安全工学	構造安全工学	芥川 真一 (1W-110)	三木 朋広 (1W-111)			中西 智美 (1W-106)
	地盤安全工学	橘 伸也 (自4-201)				村瀬 照寛 (1W-106)
	交通システム工学	織田澤 利守 (自3-814)	瀬谷 創 (1W-306)			前田 浩之 (1W-204)
	地盤防災工学	竹山 智英 (1W-208)				Tara Nidhi Lohani*) (R102-1)
	地震減災工学	長尾 毅* (R206) 鉾田 泰子 (1W-109)				中西 由彌子 (1W-104)
	流域防災工学					川島 悠子 (1W-104)
環境共生工学	環境流体工学	内山 雄介 (1W-308)	斎藤 雅彦 (1W-309)			山崎 操*) (R101)
	水圏環境工学	中山 恵介 (1W-209)				西野 典子*) (自4-204)
	地圏環境工学	大石 哲* (R202) 梶川 義幸* (R107)	加藤 正司 (自3-115)			
	広域環境工学					
	都市保全工学	森川 英典 (1W-108)	橋本 国太郎 (1W-206)			
	都市経営工学	小池 淳司 (1W-305)	瀬木 俊輔 (1W-305) 鶴田 宏樹** (眺望間2F)			

*) 都市安全研究センター所属

***) V. School

(3) 授業科目開講予定一覧

(各専攻共通)

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次・2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
応 用 数 学 特 論 I	2	選択			30		未 定	
応 用 数 学 特 論 II	2	〃	30				未 定	
応 用 数 学 特 論 III	2	〃			30		佐野 英樹 國谷 紀良	
応 用 数 学 特 論 IV	2	〃	30				増淵 泉 若生 将史	
知 的 財 産 の 基 礎	2	〃	30				佐原 隆一	
実 践 デ ー タ 科 学 演 習 A	1	〃		15			首藤 信通	
実 践 デ ー タ 科 学 演 習 B	1	〃		15			首藤 信通	
データサイエンスコンテスト型 P B L実習	1	〃				15	伊藤 真理 陳 思楠	
日本総研×神戸大学オープンイノベーション ワークショップ「金融ビジネスと情報シ ステム工学」	1	〃		15			小澤 誠一	

(市民工学専攻)

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次・2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
市 民 工 学 先 端 研 究	1	選択		15			市民工学専攻教員	
応 用 数 理 計 画	2	〃			30		瀬木 俊輔	
応 用 ミ ク ロ 経 済 学	2	〃			30		小池 淳司	
社 会 統 計 学	2	〃		30			瀬谷 創	
固 体 計 算 力 学 I	2	〃	30				芥川 真一	
固 体 計 算 力 学 II	2	〃		30			未 定	
岩 盤 工 学 特 論	2	〃	30				芥川 真一	
地 震 工 学 特 論 I	2	〃		30			長尾 毅	
地 震 工 学 特 論 II	2	〃			30		鋤田 泰子	
橋 工 学 特 論	2	〃				30	橋本国太郎	
コンクリート工学特論	2	〃		30			森川 英典	
コンクリート構造工学特論	2	〃				30	三木 朋広	
土 質 力 学 特 論 I	2	〃	30				未 定	
土 質 力 学 特 論 II	2	〃				30	加藤 正司	
地 盤 材 料 工 学 特 論	2	〃				30	橘 伸也	
都 市 地 域 経 済 学	2	〃	30				織田澤利守	
陸 水 域 の 環 境	2	〃				30	中山 恵介	
流 域 シ ス テ ム	2	〃				30	大石 哲	

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次・2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
沿 岸 海 洋 学	2	選択		30			内山 雄介	
水 文 学 と 地 理 情 報	2	〃	30				(不開講)	
気 候 シ ス テ ム 論	2	〃		30			梶川 義幸	
地 盤 環 境 学 特 論	2	〃	30				齋藤 雅彦	
地 盤 防 災 学 特 論 I	2	〃		30			未 定	
地 盤 防 災 学 特 論 II	2	〃			30		未 定	
地 盤 応 用 力 学 特 論	2	〃		30			竹山 智英	
土 木 技 術 英 語	2	〃				30	芥川真一・ 中山恵介・未定	
特 別 講 義 I	2	〃			30		未 定	
特 別 講 義 II	2	〃			30		未 定	
特 別 演 習	3	必修	90(1 年次 60・ 2 年次 30)				各教員	
◎ 特 別 演 習	3	〃	45		45		各教員	
特 定 研 究	8	〃	120(1 年次 60・ 2 年次 60)				各教員	
◎ 特 定 研 究	8	〃	60		60		各教員	
(研 究 指 導)								

(注) 1 特別講義の開講時期，担当教員，授業内容等は，その都度揭示する。

2 授業科目の前の◎印は，在学期間が1年以上在学すれば足りるものと認められた者の科目である。

【修了要件】

必 修：11単位

選 択：19単位以上

専攻共通科目及び自専攻選択科目より修得すること。

なお，他専攻及び他研究科(デジタル医工創成学コースの選択必修の授業科目のうちAグループの授業科目を含む。)の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

ただし，他研究科開講の先端融合科学特論A及びBは算入することができない。

合計30単位以上

(市民工学専攻 デジタル医工創成学コース)

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次・2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
医療機器コンセプト 創 造 学 特 論	1	必修		15*			保多隆英・原 陽介	医学研究科開講科目
医療機器レギュラトリ ーサイエンス学特論	1	〃			15*		重村昌美・村垣善浩	医学研究科開講科目
バイオメディカル サイエンス A	2	選択必修	30*				医学教員	A (医学研究科開講科目)
バイオメディカル サイエンス B	2	〃	30*				医学教員	A (医学研究科開講科目)
医 用 材 料 工 学	1	〃		15*			向井敏司・塙 隆夫	A (医学研究科開講科目)
医 用 有 機 化 学	1	〃		15*			大谷 亨	A (医学研究科開講科目)
医 療 機 器 ビジネス学特論	1	〃			15*		鷹尾俊達・重村昌美	A (医学研究科開講科目)
A I ・ 深 層 学 習	1	〃			15*		小澤 誠一	A (工学研究科開講科目)
医療機器・システム 設 計 概 論	1	〃		15*			横小路・磯野・ 向井・菅野	A (医・工学研究科共同 開講科目)
医療機器・システム 英 語 特 別 講 義 I	1	〃			15*		横小路泰義・向井敏司	A (工・医学研究科共同 開講科目)
医療機器・システム 英 語 特 別 講 義 II	1	〃				15*	小澤 誠一	A (工・医学研究科共同 開講科目)
市民工学先端研究	1	選択		15			市民工学専攻教員	
応 用 数 理 計 画	2	〃			30		瀬木 俊輔	
応 用 ミ ク ロ 経 済 学	2	〃			30		小池 淳司	
社 会 統 計 学	2	〃		30			瀬谷 創	
固 体 計 算 力 学 I	2	〃	30				芥川 真一	
固 体 計 算 力 学 II	2	〃		30			未 定	
岩 盤 工 学 特 論	2	〃	30				芥川 真一	
地 震 工 学 特 論 I	2	〃		30			長尾 毅	
地 震 工 学 特 論 II	2	〃			30		楢田 泰子	
橋 工 学 特 論	2	〃				30	橋本国太郎	
コンクリート工学特論	2	〃		30			森川 英典	
コンクリート構造工学特論	2	〃				30	三木 朋広	
土 質 力 学 特 論 I	2	〃	30				未 定	
土 質 力 学 特 論 II	2	〃				30	加藤 正司	
地盤材料工学特論	2	〃				30	橘 伸也	
陸 水 域 の 環 境	2	〃				30	中山 恵介	
流 域 シ ス テ ム	2	〃				30	大石 哲	
沿 岸 海 洋 学	2	〃		30			内山 雄介	
水文学と地理情報	2	〃	30				(不開講)	

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次・2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
気 候 シ ス テ ム 論	2	選択		30			梶川 義幸	
地 盤 環 境 学 特 論	2	〃	30				齋藤 雅彦	
地 盤 防 災 学 特 論 I	2	〃		30			未 定	
地 盤 防 災 学 特 論 II	2	〃			30		未 定	
地 盤 応 用 力 学 特 論	2	〃		30			竹山 智英	
土 木 技 術 英 語	2	〃				30	荻真一・中山恵介・未定	
特 別 講 義 I	2	〃			30		未 定	
特 別 講 義 II	2	〃			30		未 定	
医療機器コンセプト 創 造 演 習	1	必修		30*			保多隆英・原 陽介	医・工学研究科共同開 講科目
医療機器・システム 設 計 演 習	1	選択必修			30*		菅野・池尾・ 西田・永野	B (工・医学研究科共同 開講科目)
データサイエンス演習	1	〃				30*	小澤 誠一	B (工学研究科開講科 目)
特 定 研 究 1	4	必修	60(1 年次 30・ 2 年次 30)				各教員	
特 定 研 究 2	4	〃	60(1 年次 30・ 2 年次 30)				各教員	
(研 究 指 導)								

(注) 1 特別講義の開講時期，担当教員，授業内容等は，その都度掲示する。

2 授業科目の前の◎印は，在学期間が1年以上在学すれば足りるものと認められた者の科目である。

3 授業時間数欄の＊は1年次開講、＃は2年次開講を示す。

【修了要件】

必 修：11 単位

選択必修：3 単位以上（A グループから2 単位以上，B グループから1 単位以上）

選 択：16 単位以上（選択必修の授業科目のうちA グループの授業科目，専攻共通並びに他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4 単位まで算入することができる。）

合計 30 単位以上

電 気 電 子 工 学 専 攻

(1) 教育の目指すもの

教育の方針

電気電子工学分野においては、ナノ構造材料や新機能材料および量子効果材料・デバイスの開発、超ギガビットスケール集積回路、テラビットからペタビットに向けた大容量通信、次世代超大容量計算機、Society 5.0 実現に向けたデータサイエンス・人工知能、新電力エネルギー技術開発、さらに環境・医療・安全・生命工学への電気電子工学の応用など極めて重要な研究課題に直面しており、大学に対する基礎研究面での期待がかつてなく大きくなっている。

電気電子工学専攻はこのような期待に応えるべく計画され、電子物理、電子情報の2つの学問分野が機能的に融合した新しいコンセプトに基づく専攻である。その特徴は、電子・情報工学のハードウェア、ソフトウェアからシステムまでの一貫した大学院教育と研究が遂行できる組織となっていてあるところにある。教育研究の基本的内容としては、エレクトロニクスの基礎としての電子材料物性とデバイス物理、情報の変換・伝送・処理の理論と技術、電磁エネルギーの変換・伝送・制御の理論と技術、および新エネルギーシステムの基礎などである。教育面では、幅広い内容を備えたカリキュラムを編成し、高度な専門基礎学力と基礎的研究能力を備えた人材の育成を目指している。

カリキュラムの概要

カリキュラムの概要は以下のとおりである。

- (1) 電子物理大講座、電子情報大講座のいずれに属する学生も、所属分野で研究を遂行する上で十分な基礎的専門知識を習得できるものとする。このために基礎的な科目は講義（および演習）形式で行う。
- (2) 電気電子工学分野の最新のトピックスを特別講義として用意する。

カリキュラムは、2つの大講座に共通な科目と各大講座あるいは分野の専門科目とに分かれる。専門科目はそれぞれの内容により、PおよびSの2つのグループに分類される。各々の科目の履修は以下により行うことが望ましい。

共 通 科 目：所属する研究室の必要性に応じて履修する。

専門科目P群：電子物理大講座の基礎科目であり、同講座の学生は多く履修することが望ましい。

専門科目S群：電子情報大講座の基礎科目であり、同講座の学生は多く履修することが望ましい。

(2) 構成と教育組織

講座名	教育研究分野	教 授 (室番)	准教授 (室番)	助 教 (室番)	技術職員, 事務職員等 (室番)	
電子物理	メゾスコピック材料学	藤井 稔 (自3-202)	杉本 泰 (自3-208)		山中 和彦 (3E-404)	和田 桜子 (2E-302)
	フォトニック材料学	喜多 隆 (B-206)	朝日 重雄 (B-201)	原田 幸弘 (B-105)	松本 香 (2E-407)	
	量子機能工学	北村 雅季 (B-204)	服部 吉晃 (B-202)		赤松 孝則 (B-208)	
	ナノ構造エレクトロニクス		相馬 聡文 (B-306)		山田 大地 (2E-115)	
		小野 倫也 (B-304)		植本 光治 (B-208)		
	電磁エネルギー物理学	竹野 裕正 (B-203)		米森 秀登 (2E-111)		
				中本 聡* (2E-111)		
				古川 武留 ¹⁾ (2E-113)		
電子情報	集積回路情報	沼 昌宏 (B-406)	黒木 修隆 (B-405)			
	計算機工学	塚本 昌彦 (B-205)			大西 鮎美 (自4-707)	
		寺田 努 (B-401)				
	情報通信		白石 善明 (B-302)	葛野 弘樹 (2E-305)		
	アルゴリズム	中村 匡秀 ²⁾ (B-403)	山口 一章 (B-404)	陳 思楠 ²⁾ (2E-404)		
	知的学習論	小澤 誠一 ²⁾ (自3-302)	大森 敏明 (自3-303)	井上 広明 (自3-305)		
		山田 明 ²⁾ (B-301)	伊藤 真理 ²⁾ (B-305)			

自3：自然科学総合研究棟3号館（西）， 自4：自然科学総合研究棟4号館，*助手

1) 研究基盤センター専任

2) 数理・データサイエンスセンター専任

(3) 授業科目開講予定一覧

(各専攻共通)

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1－2年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
応 用 数 学 特 論 I	2	選択			30		(未 定)	
応 用 数 学 特 論 II	2	〃	30				(未 定)	
応 用 数 学 特 論 III	2	〃			30		佐野 英樹 國谷 紀良	
応 用 数 学 特 論 IV	2	〃	30				増淵 泉 若生 将史	
知 的 財 産 の 基 礎	2	〃	30				佐原 隆一	
実践データ科学演習 A	1	〃		15			首藤 信通	
実践データ科学演習 B	1	〃		15			首藤 信通	
デ ー タ サ イ エ ン ス コ ン テ ス ト 型 P B L 実 習	1	〃				15	伊藤 真理 陳 思楠	
日本総研×神戸大学オープンイノベーションワークショップ「金融ビジネスと情報システム工学」	1	〃		15			小澤 誠一	

(電気電子工学専攻)

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	開講 年度	備考
			1－2年次						
			1Q	2Q	3Q	4Q			
量 子 力 学 特 論	2	選択	30				小野 倫也	毎年	P
量 子 物 性 工 学 特 論	2	〃	30				相馬 聡文	毎年	P
固 体 物 性 特 論 I	2	〃	30				藤井 稔	毎年	P
固 体 物 性 特 論 II	2	〃			30		喜多 隆	毎年	P
光 電 磁 波 特 論	2	〃			30		杉本 泰	毎年	P
光デバイス工学特論	2	〃				30	朝日 重雄	毎年	P
有機エレクトロニクス	2	〃			30		北村 雅季	毎年	P
プラズマ工学特論	2	〃	30				竹野 裕正	偶数	P
電 力 工 学 特 論	2	〃	30				竹野 裕正	奇数	P
真 空 工 学 特 論	2	〃			30		服部 吉晃	毎年	P
集積回路設計工学特論	2	〃	30				沼 昌宏	奇数	S
画 像 処 理 特 論	2	〃			30		黒木 修隆	毎年	S
計算機システム特論Ⅰ	2	〃	30				塚本 昌彦	偶数	S
計算機システム特論Ⅱ	2	〃	30				寺田 努	奇数	S
情報ネットワーク特論	2	〃	30				(未 定)	奇数	S
通 信 シ ス テ ム 特 論	2	〃	30				白石 善明	偶数	S
デ ー タ 構 造 論	2	〃		30			中村 匡秀	奇数	S
計 算 量 理 論	2	〃			30		山口 一章	偶数	S
機 械 学 習 論 Ⅰ	2	〃	30				小澤 誠一	偶数	S
機 械 学 習 論 Ⅱ	2	〃	30				大森 敏明	奇数	S
特 別 講 義 Ⅰ A	1	〃	15				玉井 伸三	偶数	共通
特 別 講 義 Ⅰ B	1	〃		15			(未 定)	偶数	共通

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	開講 年度	備考
			1－2年次						
			1Q	2Q	3Q	4Q			
特別講義Ⅱ（企業における研究・開発プロセスの実際）	2	選択	30				JEITA 関西支部（非）	毎年	共通
電気電子工学ゼミナール	2	必修	30 （注2）				全教員	毎年	共通
特 定 研 究	8	〃	120				各教員	毎年	共通
（ 研 究 指 導 ）									

- （注） 1 特別講義の開講時期，担当教員，授業内容等は，その都度掲示する。
2 電気電子工学ゼミナールは2年次のみ履修する。
3 備考欄の共通，P，Sは，それぞれ共通科目，専門科目P群，専門科目S群を示す。

【修了要件】

必 修：10単位

選 択：20単位以上

専攻共通科目及び自専攻選択科目より修得すること。

なお，他専攻及び他研究科（デジタル医工創成学コースの選択必修の授業科目のうちAグループの授業科目を含む。）の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

ただし，他専攻開講の先端融合科学特論A，他研究科開講の先端融合科学特論A及びBは算入することができない。

合計30単位以上

（電気電子工学専攻 デジタル医工創成学コース）

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1－2年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
医 療 機 器 コ ン セ プ ト 創 造 学 特 論	1	必修		15*			保多 隆英 原 陽介	医学研究科開講科目
医療機器レギュラトリーサ イ エ ン ス 学 特 論	1	〃			15*		重村 昌美 村垣 善浩	医学研究科開講科目
バ イ オ メ デ ィ カ ル サ イ エ ン ス A	2	選択必修	30*				医学教員	A（医学研究科開講科目）
バ イ オ メ デ ィ カ ル サ イ エ ン ス B	2	〃	30*				医学教員	A（医学研究科開講科目）
医 用 材 料 工 学	1	〃		15*			向井 敏司 塙 隆夫	A（医学研究科開講科目）
医 用 有 機 化 学	1	〃			15*		大谷 亨	A（医学研究科開講科目）
医 療 機 器 ビ ジ ネ ス 学 特 論	1	〃			15*		鷹尾 俊達 重村 昌美	A（医学研究科開講科目）
A I ・ 深 層 学 習	1	〃			15*		小澤 誠一	A（工学研究科開講科目）
医 療 機 器 ・ シ ス テ ム 設 計 概 論	1	〃		15*			横小路・磯野 向井・菅野	A（医・工学研究科共同開講科目）
医 療 機 器 ・ シ ス テ ム 英 語 特 別 講 義 I	1	〃			15*		横小路泰義 向井 敏司	A（工・医学研究科共同開講科目）
医 療 機 器 ・ シ ス テ ム 英 語 特 別 講 義 II	1	〃				15*	小澤 誠一	A（工・医学研究科共同開講科目）

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1－2年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
量 子 力 学 特 論	2	選択	30				小野 倫也	P
量子物性工学特論	2	〃	30				相馬 聡文	P
固体物性特論Ⅰ	2	〃	30				藤井 稔	P
固体物性特論Ⅱ	2	〃			30		喜多 隆	P
光 電 磁 波 特 論	2	〃			30		杉本 泰	P
光デバイス工学特論	2	〃				30	朝日 重雄	P
有機エレクトロニクス	2	〃			30		北村 雅季	P
プラズマ工学特論	2	〃	30				竹野 裕正	P※偶数年度開講
電力工学特論	2	〃	30				竹野 裕正	P※奇数年度開講
真空工学特論	2	〃			30		服部 吉晃	P
集積回路設計工学特論	2	〃	30				沼 昌宏	S※奇数年度開講
画像処理特論	2	〃			30		黒木 修隆	S※毎年度開講
計算機システム特論Ⅰ	2	〃	30				塚本 昌彦	S※偶数年度開講
計算機システム特論Ⅱ	2	〃	30				寺田 努	S※奇数年度開講
情報ネットワーク特論	2	〃	30				(未 定)	S※奇数年度開講
通信システム特論	2	〃	30				白石 善明	S※偶数年度開講
データ構造論	2	〃		30			中村 匡秀	S※奇数年度開講
計 算 量 理 論	2	〃			30		山口 一章	S※偶数年度開講
機 械 学 習 論 Ⅱ	2	〃	30				大森 敏明	S※奇数年度開講
特 別 講 義 Ⅰ A	1	〃	15				玉井 伸三	共通※偶数年度開講
特 別 講 義 Ⅰ B	1	〃		15			(未 定)	共通※偶数年度開講
特別講義Ⅱ（企業における研究・開発プロセスの実践）	2	〃	30				JEITA 関西支部（非）	共通
医療機器コンセプト 創造 演 習	1	必修		30*			保多 隆英 原 陽介	医・工学研究科共同開講科目
医療機器・システム 設 計 演 習	1	選択必修			30*		菅野・池尾 ・西田・永野	B（工・医学研究科共同開講科目）
データサイエンス演習	1	〃				30*	小澤 誠一	B（工学研究科開講科目）
電気電子工学ゼミナール	2	必修	30#				全教員	共通
特 定 研 究 1	4	〃	60				各教員	
特 定 研 究 2	4	〃	60				各教員	
（ 研 究 指 導 ）								

（注）授業時間数欄の＊は1年次開講、＃は2年次開講を示す。

【修了要件】

必 修：13 単位

選択必修：3 単位以上（Aグループから2 単位以上，Bグループから1 単位以上）

選 択：14 単位以上（選択必修の授業科目のうちAグループの授業科目，専攻共通並びに他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4 単位まで算入することができる。）

合計 30 単位以上

機 械 工 学 専 攻

(1) 教育の目指すもの

機械工学専攻（博士課程前期課程）の教育は、ますます多様化する社会の要求に対応して、わが国の基盤産業を支えて将来の科学技術の発展を担う高度な機械技術者、並びに独創的な研究者を育成することを目的としている。

日本の産業および社会構造は急速な変化を遂げているが、これらを反映して、機械工学専攻で担うべき教育と研究に対する期待と要望は飛躍的に大きくなっている。製品の大量生産方式から個々のニーズにきめ細かく応じていく多種少量生産方式へのパラダイムシフトをはじめ、宇宙などへの人間の活動空間の拡大、地球環境問題の深刻化、情報通信技術の高度化と普及、また高年齢化に伴う高福祉社会への移行が加速している。それらに伴い、低環境負荷エネルギーシステム技術をはじめ、バイオ・医療技術、情報処理・通信技術、知能化技術、ナノテクノロジー、さらにはこのような技術を支える新材料や新しい技術分野の開発が進んでおり、これらの技術を深化させ、かつ統合していく機械工学の役割が益々大きくなっている。

本専攻は、先端流体力学、混相流工学、エネルギー変換工学、構造安全評価学、破壊制御学、構造機能材料学、機能ロボット学、センシングデバイス工学、生産工学、ナノ機械システム工学、材料設計工学の教育研究分野から構成され、幅広い機械工学の教育と研究に対応している。高度に発展した機械工学の学問領域において開講されている講義の中から、専門分野に応じてそれらを系統的に選択・受講することにより、最先端の機械工学のあらゆる分野の基礎理論から高度な応用に至る広範な知識を得ることができるよう設計されたカリキュラムをもとに、柔軟性ある教育を行う。また、機械工学全般にわたる基礎事項をエンジニアの常識として修得できるよう専門分野以外の講義についても自発的に受講するように啓蒙している。さらに、学外の非常勤講師による実践的な内容の講義を通じて、基礎理論の応用・実用化の実際を直に学ぶことができる。本専攻の大学院生はいずれかの教育研究分野の構成員となり、それぞれ独自の研究を行う。指導教員との討論を通じて独創的な研究の進め方、また共同研究を通じてグループ研究の実際を体得する。このような研究活動を通して完成させた研究は、修士論文としてまとめると同時に積極的に国内外で発表している。

以上のような教育を受け、研究経験を積んだ博士課程前期課程修了者には、広範な産業分野で高度な研究開発や生産活動を行っていく指導的な人材としての活躍が期待される。また、より深い研究を希望するものは、博士課程後期課程へ進学し研究者・先導的機械技術者として資質を高めていく。

(2) 構成と教育組織

	教育・研究分野	教 授 (室番)	准教授・講師 (室番)	助教・助手 (室番)	技術職員，事務職員等 (室番)	
熱流体	先端流体工学 (MH-1)	今井 陽介 (自1-606)	片岡 武 (自1-602)	石田 駿一 (自2-510)	芳田 直征 (自2-511)	春藤 真美 (5E-301) 朝岡美紀 (5E-301)
	混相流工学 (MH-2)		林 公祐 (自1-603)	栗本 遼 (自2-511)		
	エネルギー変換工学 (MH-3)	浅野 等 (自1-601)	村川 英樹 (5E-415)	杉本 勝美 (3E-203)		
材料物理	構造安全評価学 (MM-1)	阪上 隆英 (自3-226)	塩澤 大輝 (自3-221)		古宇田由夫 (自3-225)	
	破壊制御学 (MM-2)		田川 雅人 (5E-403)	横田久美子 (自3-120)		
	構造機能材料学 (MM-3)	田中 克志 (自3-215)	長谷部忠司 (自3-220)	寺本 武司 (自3-123)		
システム 設計	機能ロボット学 (MA-1)	横小路 泰義 (5E-414)	田崎 勇一 (5E-413)		片山 雷太 (5E-205)	
			中楯 龍† (5E-410)			
	センシングデバイス工学 (MA-2)	神野 伊策 (5E-411)	肥田 博隆 (5E-406)	權 相暁 (3E-303)		
	生産工学 (MA-3)		西田 勇 (自3-409)			
先端機能 創成学	ナノ機械システム工学 (MI-1)	磯野 吉正 (自3-117)	本間 浩章 (自3-404)	上杉 晃生 (自3-B18)	中辻 竜也 (自3-409)	
		菅野 公二† (自3-113)				
	材料設計工学 (MI-2)	向井 敏司† (自3-402)	池尾 直子 (自3-405)			

† : 医学研究科・医療創成工学専攻 機械工学科兼任

(3) 授業科目開講予定一覧

(各専攻共通)

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備考
			1年次・2年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
応 用 数 学 特 論 I	2	選択			30		未 定	
応 用 数 学 特 論 II	2	〃	30				未 定	
応 用 数 学 特 論 III	2	〃			30		佐野 英樹 國谷 紀良	
応 用 数 学 特 論 IV	2	〃	30				増淵 泉 若生 将史	
知 的 財 産 の 基 礎	2	〃	30				佐原 隆一	
実 践 デ ー タ 科 学 演 習 A	1	〃		15			首藤 信通	他専攻科目として履修
実 践 デ ー タ 科 学 演 習 B	1	〃		15			首藤 信通	
データサイエンスコンテスト型PBL実習	1	〃				15	伊藤 真理 陳 思楠	
日本総研×神戸大学オープンイノベーションワークショップ「金融ビジネスと情報システム工学」	1	〃		15			小澤 誠一	

(機械工学専攻)

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備考
			1年次・2年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
生 体 流 体 力 学 I	1	選択	15				今 井 陽 介	
生 体 流 体 力 学 II	1	〃		15			今 井 陽 介	
気 体 力 学 I	1	〃			15		片 岡 武	
気 体 力 学 II	1	〃				15	片 岡 武	
複 雑 流 体 力 学 I	1	〃	15				林 公 祐	
複 雑 流 体 力 学 II	1	〃		15			林 公 祐	
熱エネルギーシステム工学I	1	〃			15		浅 野 等	
熱エネルギーシステム工学II	1	〃				15	浅 野 等	
輸 送 現 象 論 I	1	〃			15		村 川 英 樹	
輸 送 現 象 論 II	1	〃				15	村 川 英 樹	
応 用 固 体 力 学 I	1	〃			15		阪 上 隆 大 塩 澤 英 輝	偶数年開講
応 用 固 体 力 学 II	1	〃				15	阪 上 隆 大 塩 澤 英 輝	偶数年開講
非 破 壊 材 料 評 価 学 I	1	〃			15		阪 上 隆 大 塩 澤 英 輝	奇数年開講
非 破 壊 材 料 評 価 学 II	1	〃				15	阪 上 隆 大 塩 澤 英 輝	奇数年開講
材 料 設 計 工 学 I	1	〃			15		向 井 敏 司	偶数年開講
材 料 設 計 工 学 II	1	〃				15	向 井 敏 司	偶数年開講
応 用 表 面 工 学 I	1	〃	15				田 川 雅 人	
応 用 表 面 工 学 II	1	〃		15			田 川 雅 人	
量 子 物 性 工 学 I	1	選択	15				田 中 克 志	
量 子 物 性 工 学 II	1	〃		15			田 中 克 志	

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備考
			1年次・2年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
マルチスケール固体力学Ⅰ	1	〃			15		長谷部 忠司	
マルチスケール固体力学Ⅱ	1	〃				15	長谷部 忠司	
ロボティクスⅠ	1	〃			15		横小路 泰義	
ロボティクスⅡ	1	〃				15	横小路 泰義	
多変数制御論Ⅰ	1	〃	15				田崎 勇一	
多変数制御論Ⅱ	1	〃		15			田崎 勇一	
知能化生産システム論Ⅰ	1	〃	15				西田 勇	
知能化生産システム論Ⅱ	1	〃		15			西田 勇	
機能素子工学Ⅰ	1	〃	15				神野 伊策	
機能素子工学Ⅱ	1	〃		15			神野 伊策	
マイクロバイオ工学Ⅰ	1	〃			15		肥田 博隆	
マイクロバイオ工学Ⅱ	1	〃				15	肥田 博隆	
マイクロシステム設計工学Ⅰ	1	〃	15				磯野 吉正 本間 浩	偶数年開講
マイクロシステム設計工学Ⅱ	1	〃		15			磯野 吉正 本間 浩	偶数年開講
動的マイクロシステムⅠ	1	〃	15				磯野 吉正 本間 浩	奇数年開講
動的マイクロシステムⅡ	1	〃		15			磯野 吉正 本間 浩	奇数年開講
先端ロボット技術論Ⅰ	1	〃	15				蓮沼 仁志 久保田 哲也	
先端ロボット技術論Ⅱ	1	〃		15			蓮沼 仁志 久保田 哲也	
科学技術英語Ⅰ	1	〃		15			野口 ジュディ 津多江	
科学技術英語Ⅱ	1	〃			15		野口 ジュディ 津多江	
特別講義Ⅰ	1	〃	15				各教員	*
特別講義Ⅱ	1	〃	15				各教員	*
特別講義Ⅲ	1	〃	15				各教員	*
特別講義Ⅳ	1	〃	15				各教員	*
英語特別講義Ⅰ	1	〃	15				各教員	*
英語特別講義Ⅱ	1	〃	15				各教員	*
英語特別講義Ⅲ	1	〃	15				各教員	*
英語特別講義Ⅳ	1	〃	15				各教員	*
先端機械工学ゼミナールⅠ	1	〃	15				各教員	*
先端機械工学ゼミナールⅡ	1	〃	15				各教員	*
先端機械工学ゼミナールⅢ	1	〃	15				各教員	*
先端機械工学ゼミナールⅣ	1	〃	15				各教員	*
学外研究開発実習	1	〃	15				各教員	*
特定研究Ⅰ	4	必修	30		30		各教員	1年次
特定研究Ⅱ	4	〃	30		30		各教員	2年次
◎ 特定研究Ⅱ	4	〃	30	30			各教員	
(研究指導)								

(注) 1 授業科目の前の◎印は、在学期間が1年以上在学すれば足りるものと認められた者の科目である。

2 修了要件にかかる講義科目の履修は、原則として前期又は後期内にそれぞれ12単位以内とする。(特定研究Ⅰ及び特定研究Ⅱを除く。)

ただし、備考欄*印の科目については、本履修制限に関わらず履修できる。

- 3 機械工学専攻で実施する講義科目については、履修希望者が多数の場合、その学期の履修を認めない場合がある。

【修了要件】

必修：8単位

選択：22単位以上

応用数学特論Ⅰ～Ⅳb，知的財産の基礎及び専攻選択科目より修得すること。

なお，他専攻及び他研究科(デジタル医工創成学コースの選択必修の授業科目のうちAグループの授業科目を含む。)の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

ただし，他研究科開講の先端融合科学特論A及びBは算入することができない。

合計 30 単位以上

(機械工学専攻 デジタル医工創成学コース)

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次・2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
医療機器コンセプト創造学特論	1	必修		15*			保多 隆英 原 陽介	医学研究科開講科目
医療機器レギュラトリーサイエンス学特論	1	〃			15*		重村 昌美 村垣 善浩	医学研究科開講科目
バイオメディカルサイエンス A	2	選択必修	30*				医学教員	A (医学研究科開講科目)
バイオメディカルサイエンス B	2	〃	30*				医学教員	A (医学研究科開講科目)
医 用 材 料 工 学	1	〃		15*			向井 敏司 塙 隆夫	A (医学研究科開講科目)
医 用 有 機 化 学	1	〃		15*			大谷 亨	A (医学研究科開講科目)
医療機器ビジネス学特論	1	〃			15*		鷹尾 俊達 重村 昌美	A (医学研究科開講科目)
A I ・ 深 層 学 習	1	〃			15*		小澤 誠一	A (工学研究科開講科目)
医 療 機 器 ・ シ ス テ ム 設 計 概 論	1	〃		15*			横小路・磯野 ・向井・菅野	A (医・工学研究科共同開講科目)
医 療 機 器 ・ シ ス テ ム 英 語 特 別 講 義 I	1	〃			15*		横小路泰義 向井 敏司	A (工・医学研究科共同開講科目)
医 療 機 器 ・ シ ス テ ム 英 語 特 別 講 義 II	1	〃				15*	小澤 誠一	A (工・医学研究科共同開講科目)
生 体 流 体 力 学 I	1	選択	15				今井 陽介	
生 体 流 体 力 学 II	1	〃		15			今井 陽介	
気 体 力 学 I	1	〃			15		片岡 武	
気 体 力 学 II	1	〃				15	片岡 武	
複 雑 流 体 力 学 I	1	〃	15				林 公祐	
複 雑 流 体 力 学 II	1	〃		15			林 公祐	
熱エネルギーシステム工学Ⅰ	1	〃			15		浅野 等	
熱エネルギーシステム工学Ⅱ	1	〃				15	浅野 等	
輸 送 現 象 論 I	1	〃			15		村川 英樹	
輸 送 現 象 論 II	1	〃				15	村川 英樹	
応 用 固 体 力 学 I	1	〃			15		阪上 隆英 塩澤 大輝	偶 数 年 開 講
応 用 固 体 力 学 II	1	〃				15	阪上 隆英 塩澤 大輝	偶 数 年 開 講
非破壊材料評価学Ⅰ	1	〃			15		阪上 隆英 塩澤 大輝	奇 数 年 開 講
非破壊材料評価学Ⅱ	1	〃				15	阪上 隆英 塩澤 大輝	奇 数 年 開 講
材 料 設 計 工 学 I	1	〃			15		向井 敏司	偶 数 年 開 講
材 料 設 計 工 学 II	1	〃				15	向井 敏司	偶 数 年 開 講

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次・2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
応 用 表 面 工 学 I	1	選択	15				田川 雅人	
応 用 表 面 工 学 II	1	〃		15			田川 雅人	
量 子 物 性 工 学 I	1	〃	15				田中 克志	
量 子 物 性 工 学 II	1	〃		15			田中 克志	
マルチスケール固体力学 I	1	〃			15		長谷部忠司	
マルチスケール固体力学 II	1	〃				15	長谷部忠司	
ロ ボ テ ィ ク ス I	1	〃			15		横小路泰義	
ロ ボ テ ィ ク ス II	1	〃				15	横小路泰義	
多 変 数 制 御 論 I	1	〃	15				田崎 勇一	
多 変 数 制 御 論 II	1	〃		15			田崎 勇一	
機 能 素 子 工 学 I	1	〃	15				神野 伊策	
機 能 素 子 工 学 II	1	〃		15			神野 伊策	
知能化生産システム論 I	1	〃	15				西田 勇	
知能化生産システム論 II	1	〃		15			西田 勇	
動的マイクロシステム I	1	〃	15				磯野 吉正 本間 浩章	奇 数 年 開 講
動的マイクロシステム II	1	〃		15			磯野 吉正 本間 浩章	奇 数 年 開 講
マイクロバイオ工学 I	1	〃			15		肥田 博隆	
マイクロバイオ工学 II	1	〃				15	肥田 博隆	
マイクロシステム設計工学 I	1	〃	15				磯野 吉正 本間 浩章	偶 数 年 開 講
マイクロシステム設計工学 II	1	〃		15			磯野 吉正 本間 浩章	偶 数 年 開 講
先 端 ロ ボ ッ ト 技 術 論 I	1	〃	15				蓮沼 仁志 久保田哲也	
先 端 ロ ボ ッ ト 技 術 論 II	1	〃		15			蓮沼 仁志 久保田哲也	
科 学 技 術 英 語 I	1	〃		15			野口 ジュン イー 津多江	
科 学 技 術 英 語 II	1	〃			15		野口 ジュン イー 津多江	
特 別 講 義 I	1	〃	15				各 教 員	*
特 別 講 義 II	1	〃	15				各 教 員	*
特 別 講 義 III	1	〃	15				各 教 員	*
特 別 講 義 IV	1	〃	15				各 教 員	*
英 語 特 別 講 義 I	1	〃	15				各 教 員	*
英 語 特 別 講 義 II	1	〃	15				各 教 員	*
英 語 特 別 講 義 III	1	〃	15				各 教 員	*
英 語 特 別 講 義 IV	1	〃	15				各 教 員	*
先端機械工学ゼミナール I	1	〃	15				各 教 員	*
先端機械工学ゼミナール II	1	〃	15				各 教 員	*
先端機械工学ゼミナール III	1	〃	15				各 教 員	*
先端機械工学ゼミナール IV	1	〃	15				各 教 員	*
医 療 機 器 コ ン セ プ ト 創 造 演 習	1	必修					保多 隆英 原 陽介	医・工学研究科共同開講科目
医 療 機 器 ・ シ ス テ ム 設 計 演 習	1	選択必修					菅野・池尾 ・西田・永野	医・工学研究科共同開講科目
デ ー タ サ イ エ ン ス 演 習	1	〃				30*	小澤 誠一	B (工学研究科開講科目)
特 定 研 究 1	4	必修	30		30		各 教 員	
特 定 研 究 2	4	〃	30		30		各 教 員	
(研 究 指 導)								

(注) 授業時間数欄の＊は1年次開講、＃は2年次開講を示す。

【修了要件】 必修：11単位

選択必修：3単位以上（Aグループから2単位以上，Bグループから1単位以上）

選択：16単位以上（選択必修の授業科目のうちAグループの授業科目，専攻共通並びに
他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。）

合計 30 単位以上

応 用 化 学 専 攻

(1) 教育の目指すもの

化学工業における最近の技術進歩はめざましく、石油化学製品、セラミックス、金属、プラスチックのような基礎素材の生産だけでなく、それらを高機能・高性能化した超格子、薄膜材料、超高弾性率ポリマーなどと言った新素材が多数生み出されている。これらを作り出す先端技術は、ファインケミカル、エレクトロニクス、バイオテクノロジー、医薬、宇宙工業などあらゆる工学分野で次世代の産業発展に基盤技術として多大の貢献をしている。さらに、目的とする化学物質の工業的な生産には、原料や目的物質の分離・精製・廃棄物処理など一連のプロセスが必要であり、省資源・省エネルギー、安全性に基づいて全行程が密接にシステムティックに結び付けられている。近年のめざましい、かつ急速な科学技術の発展は、化学研究者・技術者によってなされたいわゆる“材料革命”と呼ばれる精密かつ高度な機能を有する物質の創製と、高度生産プロセスの研究開発を抜きにして語ることはできない。

応用化学専攻では、分子レベルのミクロな基礎化学から分子集合体である化学物質・材料への機能性の付与、機能性の発現、物質の創製及び生産技術への生物機能の工学的応用、実際のマクロな工業規模の製造、生産の技術やシステムにわたる広範囲の内容を、新しい規範により縦横に統合して一貫性のある教育・研究を行い、将来の世界の化学工業を背負って立つ研究者・技術者の養成を目指す。化学物質の分子オーダーからナノ・オーダーの構造・物性の解析と、高度な機能を有する物質・素材の創製、生物機能応用技術を含むバイオ素子バイオリアクタの開発、化学技術、生産技術、分離・精製技術の高度化と全体的なプロセスやシステムの解析の基礎と応用に関し、教育・研究を行う。その実現のため、応用化学専攻は以下の教育研究の目標を有する2つの講座から構成されている。

- 1) **物質化学講座**：原子とそれによって構成される分子の世界と、分子の集合により作り出される多様な機能とを結びつけることを目的とし、原子・分子レベルの物質からナノ、メゾ、マクロに至る広範囲の集合体を対象として、化学物質・材料の精密かつ高度な機能性の付与及び機能性の創製を行い、工学の立場から機能発現の機構解明とそれに基づく新規な物質創製技術について教育研究する。
- 2) **化学工学講座**：化学反応及び生物反応に基づく物質・エネルギー変換過程における、分子間相互作用、生体分子機能及び物質・エネルギー移動現象の解明に基づいて、新規素材・反応触媒の開発、反応・移動現象の制御法の確立、新規生産プロセスの創造をすすめ、有用物質、エネルギーの高効率、低環境負荷生産プロセスの開発について教育研究する。

さらに本専攻では上記の2つの講座に加え、(国研)産業技術総合研究所、(公財)サントリー生命科学財団生物有機科学研究所、アステラス製薬(株)製剤研究所、(国研)日本原子力研究開発機構の研究者を客員教員とする**連携大学院各講座**を有しており、その研究リソースの活用による共同研究や新しい学問領域の開拓と豊富化を図っている。特に後期課程において地域・社会のニーズに応えた新しい型の学生を育てることを目指している。

本専攻博士課程は前期課程・後期課程からなり、学部教育との連続した教育研究の目的を有するBMD一貫教育を行っている。科学技術を支えるために求められる人材は、自ら価値あるテーマを探し出し、展開できる探求型の人間である。そのため、前期課程における教育カリキュラムにおいては、実験、原著論文の講読、討論等のOJT(オンジョブトレーニング)に重点をおいた教育・研究を行い、幅広い分野における基礎的学識と、各専門分野における厳密な解析能力・周到な計画能力の向上を図っている。特に下記の教育研究分野に基づく特定研究においては、新分野を開拓する創造的能力及び自然科学全般と社会との関連性を広い視野に立って展望し得る総合的能力を修得するように指導が行われている。

さらに本専攻博士課程後期課程に進学した大学院生は、より高度な学術研究能力の習得を通じて学位取得に向けた研究を行っている。

また、学部からの進学者のみならず、社会人、デジタル医工創成学コースにおける中核人材育成、外国人特別選抜による留学生の受け入れ等も積極的に行い、化学分野において様々な分野で活躍することが期待される幅広い人材の育成をめざす。

(2) 構成と教育組織

講座名	教育研究分野	教 授 (室番)	准教授 (室番)	講師 (室番)	助 教 (室番)	助 手 (室番)	技術職員, 事務職員等 (室番)
物質化学	物質創成化学	森 敦紀 (4E-213) 水畑 穰 (自1-310) 岡野 健太郎 (4E-214)	牧 秀志 (自1-604)	南本 大穂 (自1-302)		小柴 康子 (4E-405)	曾谷 知弘 (4W-204) 熊谷 宜久 (4W-207) 難波 智子 (4W-202) 松島 嘉子 (4W-202)
	物質制御化学	西野 孝 (4W-306) 舟橋 正浩 (4E-211)	堀家 匠平 (4E-405)	松本 拓也 (4E-309)			
	物質機能化学	南 秀人 (自1-301) 大谷 亨※ (4E-205)		鈴木 望 (自2-304)	鈴木 登代子 (自2-304)		
化学工学	反応・分離工学	松山 秀人 (膜607-1) 丸山 達生 (4E-204)	神尾 英治 (4E-206)		森田 健太 (4W-203)		
	プロセス工学	大村 直人 (4W-303) 鈴木 洋 (自1-506)	菰田 悦之 (4E-207)				
	生物化学工学	山地 秀樹 (自1-505) 荻野 千秋 (自1-412)	市橋 祐一 (4W-304) 田中 勉 (自1-507) 勝田 知尚 (自1-608)		森 裕太郎 (自2-406)		

※医学研究科医療創成工学専攻所属

連携大学院

局所場反応・物性解析学

萩原 義久 教授・七里 元督 教授・中村 努 准教授・福田 展雄 准教授
(産業技術総合研究所)

化学エネルギー変換プロセス学

五百蔵 勉 教授・秋田 知樹 教授・倉谷健太郎 准教授 (産業技術総合研究所)

生物機能工学

佐竹 炎 教授・村田 佳子 准教授 (サントリー生命科学財団)

製剤設計生産工学

小林 直樹 准教授・小島 宏行 准教授・土肥 優史 准教授 (アステラス製薬(株))

ケミカル・バイオセンシング

藤田 聡史 教授・古谷 俊介 准教授 (産業技術総合研究所)

環境エネルギー材料学

矢板 毅 教授・吉井 賢資 准教授・小林 徹 准教授 (日本原子力開発機構)

(3) 授業科目開講予定一覧

(各専攻共通)

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1－2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
応 用 数 学 特 論 I	2	選 択			30		(未 定)	
応 用 数 学 特 論 II	2	〃	30				(未 定)	
応 用 数 学 特 論 III	2	〃			30		佐野英樹 國谷紀良	
応 用 数 学 特 論 IV	2	〃	30				増淵 泉 若生将史	
知 的 財 産 の 基 礎	2	〃	30				佐原隆一	
実 践 デ ー タ 科 学 演 習 A	1	〃		15			首藤信通	
実 践 デ ー タ 科 学 演 習 B	1	〃		15			首藤信通	
データサイエンスコンテスト型PBL実習	1	〃				15	伊藤真理 陳 思楠	
日本総研×神戸大学オープンイノベーションワークショップ「金融ビジネスと情報システム工学」	1	〃		15			小澤誠一	

(応用化学専攻)

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1－2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
先端融合科学特論 A (応用化学)	1	必修		15			William Sacks	
応 用 物 理 化 学 1	1	選択	15				堀家匠平	
応 用 物 理 化 学 2	1	〃		15			舟橋正浩	
分 離 物 理 化 学 1	1	〃			15		神尾英治	
分 離 物 理 化 学 2	1	〃				15	神尾英治	
無 機 物 質 創 製 化 学 論 A	2	〃	30				水畑 穰	◎
無 機 物 質 創 製 化 学 論 B	2	〃		30			牧 秀志	
無 機 物 質 創 製 化 学 論 C	2	〃				30	南本大穂	
有 機 合 成 論	2	〃	30				(未 定)	
応 用 有 機 合 成 論	2	〃			30		岡野健太郎	
有 機 反 応 論	2	〃				30	森 敦紀	◎
高 分 子 合 成 論	2	〃		30			南 秀人	◎
高 分 子 構 造 論	2	〃	30				西野 孝	◎
高 分 子 物 性 論	2	〃		30			2024 年度不開講	
高 分 子 機 能 論	2	〃			30		鈴木 望	
機 能 分 析 化 学 論	2	〃		30			2024 年度不開講	
流 体 物 性 論 1	1	〃			15		菰田悦之	
流 体 物 性 論 2	1	〃				15	菰田悦之	

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1－2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
反 応 工 学 特 論 1	1	選択	15				2024 年度不開講	
反 応 工 学 特 論 2	1	〃		15			2024 年度不開講	
反 応 プ ロ セ ス 設 計 論 1	1	〃			15		松山秀人	◎
反 応 プ ロ セ ス 設 計 論 2	1	〃				15	松山秀人	◎
触 媒 化 学 特 論 1	1	〃			15		市橋祐一	
触 媒 化 学 特 論 2	1	〃				15	市橋祐一	
移 動 現 象 特 論 1	1	〃			15		大村直人	◎奇数年開講
移 動 現 象 特 論 2	1	〃				15	大村直人	◎奇数年開講
多 相 系 移 動 現 象 論 1	1	〃	15				鈴木 洋	◎
多 相 系 移 動 現 象 論 2	1	〃		15			鈴木 洋	◎
流 体 操 作 論 1	1	〃			15		2024 年度不開講	
流 体 操 作 論 2	1	〃				15	2024 年度不開講	
プロセスシステム工学特論 1	1	〃			15		丸山達生	◎
プロセスシステム工学特論 2	1	〃				15	丸山達生	◎
プ ロ セ ス 制 御 特 論 1	1	〃			15		大村直人	◎偶数年開講
プ ロ セ ス 制 御 特 論 2	1	〃				15	大村直人	◎偶数年開講
生 物 反 応 工 学 1	1	〃	15				山地秀樹	◎
生 物 反 応 工 学 2	1	〃		15			山地秀樹	◎
生 物 化 学 工 学 特 論 1	1	〃			15		荻野千秋	◎
生 物 化 学 工 学 特 論 2	1	〃				15	荻野千秋	◎
生 物 分 離 工 学 1	1	〃			15		勝田知尚	
生 物 分 離 工 学 2	1	〃				15	勝田知尚	
分 子 生 物 工 学 1	1	〃	15				田中 勉	
分 子 生 物 工 学 2	1	〃	15				田中 勉	
植 物 代 謝 工 学	2	〃			30		佐竹 炎	集 中
環 境 エ ネ ル ギ ー 材 料 学	1	〃	15				矢板・岡本・吉井	集 中
環 境 エ ネ ル ギ ー 材 料 学 演 習	1	〃	15				矢板・岡本・吉井	集 中
論 文 講 究	4	必修	120 →					
特 別 講 義 A	1	選択	15				非常勤講師	◎奇数年開講
特 別 講 義 B	1	〃	15				非常勤講師	◎偶数年開講
特 別 講 義 C	1	〃	15				非常勤講師	◎奇数年開講
特 別 講 義 D	1	〃	15				非常勤講師	◎偶数年開講
化 学 産 業 論	1	〃		15			非常勤講師	◎
化 学 英 語 演 習	2	〃	15	15	15	15		◎
化 学 英 語	1	〃			15			◎
先 端 応 用 化 学 概 論 A	2	〃	15	15	15	15		◎
先 端 応 用 化 学 概 論 B	2	〃	15	15	15	15		◎
特 定 研 究	4	必修	180 →					
(研 究 指 導)								

(注) 集中講義・特別講義の開講時期、担当教員、授業内容等は、その都度掲示する。

【修了要件】

必修：9単位

選択：21単位以上

専攻共通科目及び自専攻選択科目より修得すること。（このうち◎印科目から8単位以上修得すること）

なお、他専攻及び他研究科(デジタル医工創成学コースの選択必修の授業科目のうちAグループの授業科目を含む。)の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

合計 30 単位以上

(応用化学専攻 デジタル医工創成学コース)

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1－2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
医療機器コンセプト創造学特論	1	必修		15*			保多 隆英 原 陽介	医学研究科 開講科目
医療機器レギュラトリーサイエンス学特論	1	〃			15*		重村 昌美 村垣 善浩	医学研究科 開講科目
バイオメディカルサイエンス A	2	選択必修	30*				医学教員	医学教員
バイオメディカルサイエンス B	2	〃	30*				医学教員	医学教員
医 用 材 料 工 学	1	〃		15*			向井 敏司 塙 隆夫	A (医学研究科 開講科目)
医 用 有 機 化 学	1	〃		15*			大谷 亨	A (医学研究科 開講科目)
医療機器ビジネス学特論	1	〃			15*		鷹尾 俊達 重村 昌美	A (医学研究科 開講科目)
A I ・ 深 層 学 習	1	〃			15*		小澤 誠一	A (工学研究科 開講科目)
医療機器・システム設計概論	1	〃		15*			横小路・磯野 ・向井・菅野	A (医・工学研究 科共同開講科目)
医療機器・システム英語特別講義Ⅰ	1	〃			15*		横小路泰義 向井 敏司	A (工・医学研究 科共同開講科目)
医療機器・システム英語特別講義Ⅱ	1	〃				15*	小澤 誠一	A (工・医学研究 科共同開講科目)
応 用 物 理 化 学 1	1	選択	15				堀家匠平	
応 用 物 理 化 学 2	1	〃		15			舟橋正浩	
分 離 物 理 化 学 1	1	〃			15		神尾英治	
分 離 物 理 化 学 2	1	〃				15	神尾英治	
無機物質創成化学論 A	2	〃	30				水畑 穰	
無機物質創成化学論 B	2	〃		30			牧 秀志	
無機物質創成化学論 C	2	〃				30	南本大穂	
有 機 合 成 論	2	〃	30				(未 定)	
応 用 有 機 合 成 論	2	〃			30		岡野健太郎	
有 機 反 応 論	2	〃				30	森 敦紀	
高 分 子 合 成 論	2	〃		30			南 秀人	

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1－2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
高 分 子 構 造 論	2	選択	30				西野 孝	
高 分 子 物 性 論	2	〃		30			2024 年度不開講	
高 分 子 機 能 論	2	〃	30				鈴木 望	
機 能 分 析 化 学 論	2	〃		30			2024 年度不開講	
流 体 物 性 論 1	1	〃			15		菰田悦之	
流 体 物 性 論 2	1	〃				15	菰田悦之	
反 応 工 学 特 論 1	1	〃	15				2024 年度不開講	
反 応 工 学 特 論 2	1	〃		15			2024 年度不開講	
反 応 プ ロ セ ス 設 計 論 1	1	〃			15		松山秀人	
反 応 プ ロ セ ス 設 計 論 2	1	〃				15	松山秀人	
触 媒 化 学 特 論 1	1	〃			15		市橋祐一	
触 媒 化 学 特 論 2	1	〃				15	市橋祐一	
移 動 現 象 特 論 1	1	〃			15		大村直人	奇数年開講
移 動 現 象 特 論 2	1	〃				15	大村直人	奇数年開講
多 相 系 移 動 現 象 論 1	1	〃	15				鈴木 洋	
多 相 系 移 動 現 象 論 2	1	〃		15			鈴木 洋	
流 体 操 作 論 1	1	〃			15		2024 年度不開講	
流 体 操 作 論 2	1	〃				15	2024 年度不開講	
プロセスシステム工学特論 1	1	〃			15		丸山達生	
プロセスシステム工学特論 2	1	〃				15	丸山達生	
プ ロ セ ス 制 御 特 論 1	1	〃			15		大村直人	偶数年開講
プ ロ セ ス 制 御 特 論 2	1	〃				15	大村直人	偶数年開講
生 物 反 応 工 学 1	1	〃	15				山地秀樹	
生 物 反 応 工 学 2	1	〃		15			山地秀樹	
生 物 化 学 工 学 特 論 1	1	〃			15		荻野千秋	
生 物 化 学 工 学 特 論 2	1	〃				15	荻野千秋	
生 物 分 離 工 学 1	1	〃			15		勝田知尚	
生 物 分 離 工 学 2	1	〃				15	勝田知尚	
分 子 生 物 工 学 1	1	〃	15				田中 勉	
分 子 生 物 工 学 2	1	〃	15				田中 勉	
植 物 代 謝 工 学	2	〃			30		佐竹 炎	集 中
環 境 エ ネ ル ギ ー 材 料 学	1	〃	15				矢板・岡本・吉井	集 中
環 境 エ ネ ル ギ ー 材 料 学 演 習	1	〃	15				矢板・岡本・吉井	集 中
特 別 講 義 A	1	〃	15				非常勤講師	奇数年開講
特 別 講 義 B	1	〃	15				非常勤講師	偶数年開講
特 別 講 義 C	1	〃	15				非常勤講師	奇数年開講
特 別 講 義 D	1	〃	15				非常勤講師	偶数年開講
化 学 産 業 論	1	〃		15			非常勤講師	
化 学 英 語 演 習	2	〃	15	15	15	15		
化 学 英 語	1	〃			15			

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1－2 年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
先 端 応 用 化 学 概 論 A	2	選択	15	15	15	15		
先 端 応 用 化 学 概 論 B	2	〃	15	15	15	15		
医 療 機 器 コ ン セ プ ト 創 造 演 習	1	必 修		30*			保多 隆英 原 陽介	医・工学研究 科共同開講科目
医 療 機 器 ・ シ ス テ ム 設 計 演 習	1	選択必修			30*		菅野・池尾 ・西田・永野	B (工・医学研 究科共同開講科目)
デ ー タ サ イ エ ン ス 演 習	1	〃				30*	小澤 誠一	B (工学研究 科開講科目)
論 文 講 究	4	必 修	120 →				各 教 員	
特 定 研 究	4	〃	180 →				各 教 員	
(研 究 指 導)		〃						

(注) 1. 集中講義・特別講義の開講時期、担当教員、授業内容等は、その都度掲示する。

2. 授業時間数欄の＊は1年次開講、＃は2年次開講を示す。

【修了要件】 30 単位以上

必修：11 単位

選択必修：3 単位以上（Aグループから2 単位以上，B グループから1 単位以上）

選択：16 単位以上（選択必修の授業科目のうちAグループの授業科目，専攻共通並びに他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4 単位まで算入することができる。）

合計 30 単位以上

[工 学 研 究 科 博 士 課 程 後 期 課 程]

1. 修学上の一般的事項

(1) 教育課程・教育方法について

大学院における教育課程は、その大学院の教育目的に応じて、教育上必要な授業科目を開設し、これを組織的・体系的に編成し、実施するものとされています。

また、授業科目の授業のほか、学位論文の作成等に対する指導（研究指導）を行うものとされています。

(2) 授業について

1) 学期（授業期間）

平成28年度から「2学期クォーター制」を導入しています。2学期クォーター制とは、前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～翌年3月31日）の授業期間を半分に分け、原則として各8週で授業を行います。

2) 授業の方法

各授業科目の授業は、講義または特定研究により行います。

3) 授業科目の単位

本研究科における講義による授業科目については、15時間の授業をもって1単位、特定研究については、30時間の授業をもって1単位とします。

4) 授業時間

本研究科における授業は、月曜日から金曜日まで、各5時限で実施しています。

各時限の授業開始・終了時刻は次のとおりです。

時 限	授業開始・終了時刻
1	8:50～10:20
2	10:40～12:10
3	13:20～14:50
4	15:10～16:40
5	17:00～18:30

※ 社会人学生のための教育方法の特例について

工学研究科博士課程後期課程では、大学院設置基準14条に定める教育方法の特例を実施しています。

社会人学生は、授業担当教員と相談の上、該当教員の合意を得て、授業の一部を夜間及び特定の時期に受講することができます。

(3) 授業科目、修了要件及び履修手続きについて

1) 授業科目

本研究科の授業科目は、研究科規則に定められており、授業科目の概要等については、神戸大学ホームページ（本研究科又はうりぼーネット（神戸大学教務情報システム））から参照することができます。

① 講義

専任の教員のほか、協力教員又は非常勤講師が担当するものがあり、2単位の授業科目です。

② 特定研究

学生の研究能力を高めるために、学生ごとに、特定の研究課題を設けて行う演習による授業です。この授業科目は、指導教員が担当します。

2) 修了要件

学生は、自己の研究課題に対応して、**10単位以上を修得**しなければなりません。

詳細は、各専攻の頁を参照してください。

3) 履修手続

授業科目の履修に当たっては、本紙掲載の「授業科目開講予定一覧表」及び学期ごとに本研究科ホームページで公表する「授業時間割表」に定めるところに従い、在学する3年間にわたる履修授業科目を綿密に検討した上、履修登録期間中にWEBによる履修登録を行ってください（ただし、特定研究については、最終学年時に工学研究科学務課教務学生係において登録しますので、自分で登録する必要はありません。）。

WEBによる履修登録についてはうりぼーポータル内にある教務システム「うりぼーネット」利用の手引き（学生用）を参照の上行ってください。また、大学側のデータ作成ミス等により履修登録エラーが発生した場合については、その都度掲示等によりお知らせします。未確認から生じる不利益等は、本人がその責を負うことになるので注意してください。

なお、履修登録する際は、事前に担当教員と連絡をとり、講義予定等を確認してください。

(4) 授業科目の試験について

1) 本研究科の授業科目の試験は、授業科目の授業が終了した学期末に、各担当教員が期日を定めて、筆記試験、口頭試問又は研究報告等によって行います。

2) 試験の実施要領については、各担当教員より通知します。

(5) 単位の授与及び成績評価について

1) 単位の授与

一の授業科目を履修し、試験に合格した者に対して、所定の単位を与えます。

2) 成績評価

成績は、授業担当教員が授業科目の授業が修了した学期末に行う試験の結果及び学修状況等を勘案し、次の評語及び基準をもって総合評価します。

なお、特定研究については、合格又は不合格とし、最終学年において評価します。

評語	評 語 基 準
秀	90点 ～ 100点
優	80点 ～ 90点未満
良	70点 ～ 80点未満
可	60点 ～ 70点未満
不可	60点未満（不合格として単位を与えない。）

秀、優、良、可及び不可の評語基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
- (2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
- (3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
- (4) 可 学修の目標を達成している。
- (5) 不可 学修の目標を達成していない。

(6) 研究指導について

大学院の教育方法については、大学院設置基準第11条に、「大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。」と規定されています。この場合において、「授業科目の授業は単位制度によるものであり、研究指導は単位制度によらないものであって、単位制度によらずに多様な形で行われる研究指導が大学院の教育上重要な意義を有するもの」とされています。

本研究科後期課程の修了要件についても、研究科規則第34条第2項において、研究科に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することと規定されており、研究指導は、課程修了のための重要な要件の一つとなっています。

本研究科における研究指導は、入学した学生ごとに、指導教員が研究指導題目を定め、指導教員と関連分野の教員により、幅広く効果的に指導を行うほか、総合研究プロジェクトに参加させる等、研究能力の向上や共同研究の手法にも習熟できるよう配慮しています。

※ 社会人学生のための教育方法の特例について

工学研究科博士課程後期課程では、大学院設置基準14条に定める教育方法の特例を実施しています。概要は次のとおりです。

1. 指導教員の合意を得て、授業及び研究指導の一部を夜間及び特定の時期に受講することができます。
2. 学位論文の作成が進展しており、企業等に研究に関する優れた施設や設備があり、それを用いた方が成果が上がると、指導教員が認める場合は、勤務する企業等においても研究することができます。

(7) 研究経過発表会及び研究成果発表会について

1) 研究経過発表会

- ① 1年次及び2年次に研究経過発表会を実施し、博士論文の作成に関し適切な指導を行います。

② 研究経過発表会の開催時期等は学生の所属する専攻より通知します。

③ 研究経過の認定結果については、各学期成績発表日以降にWEBで閲覧可能となります。

2) 研究成果発表会

① 3年次に学位論文審査の願い出に先立ち研究成果発表会を開催し、研究成果が優れていると認められれば、博士論文の提出及び審査に進みます。

② 研究成果発表会における発表者は、本研究科後期課程に2年以上在学し、かつ、修了所要単位(10単位)の全てを修得している者(修得見込みの者を含む)でなければなりません。

③ 研究成果発表会は、原則として学位論文提出の1ヶ月前までに学生の所属する専攻の主催により開催します。

④ 研究成果発表会の開催の時期等は学生の所属する専攻より通知します。

⑤ 研究成果の認定結果については、各学期成績発表日以降にWEBで閲覧可能となります。

(8) 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

〈1〉六甲台地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

(1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅)), 阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合

(2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。

② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。

③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報(ただし暴風、大雪、暴風雪に限る)又は特別警報が発表された場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

(1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

(2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。

(3) 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区（六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区）の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合、当該地区で当日のその後に開始する全ての授業（定期試験を含む）を休講とする。ただし、午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

4. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各学部及び各研究科のホームページ等により、あらかじめ周知するものとする。

- (注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいう。
2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
3. 気象警報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
5. このほか、必要な事項は各学部又は各研究科において別に定める。
6. この申合せは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用するものとする。
7. この申合せは、令和4年4月1日から適用する。

2. 各専攻共通授業科目の概要

【実践データ科学演習A，実践データ科学演習B，データサイエンスコンテスト型PBL実習，日本総研×神戸大学オープンイノベーションワークショップ「金融ビジネスと情報システム工学」】

各専攻における選択科目に該当する。ただし，機械工学専攻は他専攻科目として履修する。

3. 各専攻の授業科目開講予定一覧表

次頁以降，以下の順に各専攻の授業科目開講予定一覧表を示す。

建築学専攻

市民工学専攻

電気電子工学専攻

機械工学専攻

応用化学専攻

授業科目開講予定一覧表（建築学専攻）

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				教 員	備 考
			1－3年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
都 市 空 間 計 画 学	2	選択	30				栗 山 尚 子	
建 築 設 計 学	2	〃			30		(未 定)	
住 環 境 計 画 学	2	〃	30				近 藤 民 代	
建 築 環 境 造 形 学	2	〃			30		槻 橋 修	
空間システム設計論	2	〃		30			水 島 靖 典	
空 間 骨 組 構 成 論	2	〃			30		藤 永 隆	
構 造 物 破 壊 論	2	〃		30			竹 内 崇	
日 本 建 築 史 学	2	〃	30				安 田 徹 也	
西 洋 建 築 史 学	2	〃			30		中 江 研	
居 住 空 間 計 画 学	2	〃	30				山 口 秀 文	
環 境 形 成 学	2	〃			30		末 包 伸 吾	
防災マネジメント学	2	〃	30				(未 定)	
空 間 構 造 学	2	〃			30		難 波 尚	
構 造 物 安 定 論	2	〃	30				孫 玉 平	
空 間 構 造 設 計 論	2	〃	30				田 中 剛	
耐 震 防 災 論	2	〃				30	(未 定)	
耐 震 構 造 解 析 学	2	〃	30				向 井 洋 一	
空間システム創生論	2	〃			30		山 邊 友 一 郎	
空 間 音 響 学	2	〃	30				佐 藤 逸 人	
騒 音 制 御	2	〃	30				阪 上 公 博	
居 住 熱 環 境 計 画 論	2	〃			30		高 田 暁	
感 性 空 間 構 成	2	〃			30		高 田 暁	
環 境 情 報 工 学	2	〃			30		鈴 木 広 隆	
都 市 熱 環 境 工 学	2	〃	30				竹 林 英 樹	
減 災 空 間 設 計 法	2	〃			30		大 津 暢 人	
救急避難システム論	2	〃			30		久 保 田 勝 明	
特 定 研 究	6	必修					各 教 員	
(研 究 指 導)								

各専攻共通

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				教 員	備 考
			1－3年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
実践データ科学演習 A	1	選択		15			首藤 信通	
実践データ科学演習 B	1	〃		15			首藤 信通	
データサイエンスコンテ スト型PBL実習	1	〃				15	伊藤 真理 陳 思楠	
日本総研×神戸大学ホフ ソノバージョンワークショップ「金融 ビジネスと情報システム工学」	1	〃		15			小澤 誠一	
ジョブ型研究インターン シップ	2	〃	—	—	—	—	—	修了要件に 含まず

【修了要件】

必 修：6 単位

選 択：4 単位以上

専攻共通科目及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて 2 単位まで算入することができる。

合計10単位以上

授業科目開講予定一覧表（市民工学専攻）

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				教 員	備 考
			1－3年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
鋼・複合構造論	2	選択			30		橋本 国太郎	
構造破壊制御論	2	〃			30		三木 朋広	
地盤構造物論	2	〃	30				(未 定)	
土地防災論	2	〃	30				加藤 正司	
交通システム計画論	2	〃				30	瀬木 俊輔	
土地安定対策論	2	〃		30			橘 伸也	
地震防災工学	2	〃				30	長尾 毅	
地下空間構造学	2	〃		30			芥川 真一	
空間構造振動論	2	〃		30			鍬田 泰子	
水資源計画	2	〃			30		大石 哲	
広域流体運動論	2	〃		30			内山 雄介	
河川流域計画論	2	〃			30		(不開講)	
陸水域環境	2	〃	30				中山 恵介	
地圏水理学	2	〃	30				(未 定)	
地盤解析学	2	〃			30		竹山 智英	
構造診断学	2	〃				30	森川 英典	
公共プロジェクト評価	2	〃			30		小池 淳司	
都市空間分析	2	〃				30	織田澤 利守	
空間統計学	2	〃		30			瀬谷 創	
地盤流体力学	2	〃		30			齋藤 雅彦	
特 定 研 究	6	必修					各 教 員	
(研 究 指 導)								

各専攻共通

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				教 員	備 考
			1－3年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
実践データ科学演習 A	1	選択		15			首藤 信通	
実践データ科学演習 B	1	〃		15			首藤 信通	
データサイエンスコンテ スト型 P B L 実習	1	〃				15	伊藤 真理 陳 思楠	
日本総研×神戸大学ホプ ソノバージョンワークショップ「金融 ビジネスと情報システム工学」	1	〃		15			小澤 誠一	
ジョブ型研究インターン シップ	2	〃	—	—	—	—	—	修了要件 に含まず

【修了要件】

必修：6 単位

選択：4 単位以上

専攻共通科目及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2 単位まで算入することができる。

合計10単位以上

授業科目開講予定一覧表（電気電子工学専攻）

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				教 員	備 考
			1－3年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
光 電 子 物 性 特 論	2	選択				30	藤 井 稔	P
ナ ノ 材 料 科 学	2	〃	30				杉 本 泰	P
固 体 表 面 構 造 論	2	〃		30			小 野 倫 也	P
フ ォ ト ニ ッ ク 材 料 学 I	2	〃				30	朝 日 重 雄	P
フ ォ ト ニ ッ ク 材 料 学 II	2	〃		30			喜 多 隆	P
量 子 デ バ イ ス 特 論 I	2	〃			30		北 村 雅 季	P
量 子 デ バ イ ス 特 論 II	2	〃	30				相 馬 聡 文	P
機 能 デ バ イ ス 特 論	2	〃			30		服 部 吉 晃	P
プ ラ ズ マ 応 用 特 論	2	〃				30	竹 野 裕 正	P
集 積 回 路 構 成 論	2	〃				30	沼 昌 宏	S
集 積 回 路 設 計 論	2	〃		30			黒 木 修 隆	S
組 織 知 能 論	2	〃				30	塚 本 昌 彦	S
知 的 エ ー ジ ェ ン ト 論	2	〃	30				寺 田 努	S
情 報 理 論	2	〃		30			(未 定)	S
知 的 符 号 化 論	2	〃				30	白 石 善 明	S
ア ル ゴ リ ズ ム 設 計	2	〃			30		山 口 一 章	S
デ ー タ 構 造 特 論	2	〃				30	中 村 匡 秀	S
学 習 と 推 論	2	〃		30			大 森 敏 明	S
脳 型 学 習 理 論	2	〃				30	小 澤 誠 一	S
特 定 研 究	6	必修	180				各 教 員	P, S
(研 究 指 導)								

注）備考欄のP，Sは，それぞれ専門科目P群，専門科目S群を示す。

各専攻共通

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				教 員	備 考
			1－3年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
実践データ科学演習A	1	選択		15			首藤 信通	
実践データ科学演習B	1	〃		15			首藤 信通	
データサイエンスコンテスト型 PBL実習	1	〃				15	伊藤 真理 陳 思楠	
日本総研×神戸大学オープンイノベーション ワークショップ「金融ビジネスと情報システム工学」	1	〃		15			小澤 誠一	
ジョブ型研究インターンシップ	2	〃	—	—	—	—	—	修了要件 に含まず

【修了要件】

必修：6 単位

選択：4 単位以上

専攻共通科目及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2 単位まで算入することができる。

合計10単位以上

授業科目開講予定一覧表（機械工学専攻）

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				教 員	備 考
			1－3年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
計 算 生 体 力 学	2	選択		30			今 井 陽 介	
高 速 流 体 現 象 論	2	〃			30		片 岡 武	
複 雑 熱 流 体 解 析 論	2	〃	30				林 公 祐	
熱エネルギーシステム論	2	〃			30		浅 野 等	
エ ネ ル ギ ー 変 換 論	2	〃				30	村 川 英 樹	
材 料 階 層 構 造 論	2	〃	30				阪 上 隆 英	
構 造 安 全 評 価 学	2	〃		30			阪 上 隆 英 塩 澤 大 輝	
ナノ材料構造・機能論	2	〃	30				向 井 敏 司	
機 能 表 面 創 成 論	2	〃		30			田 川 雅 人	
ナノ・マイクロエンジニアリング	2	〃	30				田 中 克 志	
材 料 機 能 形 態 論	2	〃				30	長 谷 部 忠 司	
機 械 シ ス テ ム 創 成 論	2	〃				30	横 小 路 泰 義	
インテリジェント制御システム論	2	〃		30			田 崎 勇 一	
微 小 電 気 機 械 変 換 素 子 論	2	〃	30				神 野 伊 策	
バ イ オ デ バ イ ス 創 製 論	2	〃				30	肥 田 博 隆	
次 世 代 生 産 シ ス テ ム 論	2	〃	30				西 田 勇	
ナノ・マイクロシステム創成論	2	〃				30	磯 野 吉 正	
動 的 機 能 創 成 論	2	〃			30		菅 野 公 二	
生 産 情 報 学	2	〃	30				檜 崎 博 司	
知 的 制 御 論	2	〃		30			西 田 吉 晴	
情 報 制 御 学	2	〃			30		檜 崎 博 司	
極 限 環 境 通 信 論	2	〃			30		三 木 茂 人	
情 報 伝 達 デ バ イ ス 論	2	〃				30	井 上 振 一 郎	
実 践 的 技 術 開 発 論	2	〃		30			加 賀 谷 博 昭	
実 践 的 問 題 解 決 論	2	〃		30			久 保 田 哲 也	
特 定 研 究	6	必修					各 教 員	
(研 究 指 導)								

各専攻共通

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				教 員	備 考
			1－3年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
実践データ科学演習 A	1	選択		15			首藤 信彦	他専攻科目として履修
実践データ科学演習 B	1	〃		15			首藤 信彦	
データサイエンスコンテスト型 PBL実習	1	〃				15	伊藤 真理 陳 思楠	
日本総研×神戸大学オープンイノベーションワークショップ「金融ビジネスと情報システム工学」	1	〃		15			小澤 誠一	
ジョブ型研究インターンシップ	2	〃	—	—	—	—	—	修了要件に含まれず

【修了要件】

必修：6単位

選択：4単位以上

自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

合計10単位以上

授業科目開講予定一覧表（応用化学専攻）

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				教 員	備 考
			1－3年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
反応有機化学特論 A	1	選択	15				森 敦紀	
反応有機化学特論 B	1	〃			15		岡野健太郎	
無機物質創成化学特論 A	1	〃				15	水畑 穰	
無機物質創成化学特論 B	1	〃	15				牧 秀志	
無機物質創成化学特論 C	1	〃		15			南本 大穂	
ソフトマター界面化学特論 A	1	〃	15				南 秀人	
ソフトマター界面化学特論 B	1	〃		15			鈴木 望	
高分子制御化学特論 A	1	〃		15			西野 孝	
高分子制御化学特論 B	1	〃			15		2024 年度 不 開 講	
物質物理化学特論 A	1	〃				15	舟橋 正浩	
物質物理化学特論 B	1	〃					堀家 匠平	
機能分析化学特論 A	1	〃					2024 年度 不 開 講	
機能分析化学特論 B	1	〃		15			(未 定)	
膜工学特論 A	1	〃		15			松山 秀人	
膜工学特論 B	1	〃		15			神尾 英治	
触媒反応工学特論 A	1	〃				15	(未 定)	
触媒反応工学特論 B	1	〃		15			市橋 祐一	
界面材料工学特論	1	〃				15	丸山 達生	
移動現象工学特論 A	1	〃			15		大村 直人	
移動現象工学特論 B	1	〃				15	菰田 悦之	
粒子流体工学特論 A	1	〃	15				鈴木 洋	
粒子流体工学特論 B	1	〃				15	(未 定)	
バイオ生産工学特論 A	1	〃			15		荻野 千秋	
バイオ生産工学特論 B	1	〃		15			田中 勉	
生物プロセス工学特論 A	1	〃			15		山地 秀樹	
生物プロセス工学特論 B	1	〃				15	勝田 知尚	
局所場反応解析特論	1	〃				15	福田 展雄	
局所場生体物質特論	1	〃				15	七里 元督	
局所場構造解析特論	1	〃		15			中村 努	
エネルギー材料特論	1	〃	15				倉谷健太郎	
電気化学プロセス特論	1	〃		15			五百蔵 勉	
エネルギー材料解析特論	1	〃		15			秋田 和樹	
ポストゲノム生体機能応用特論	1	〃	15				佐竹 炎	
植物機能解析学特論	1	〃		15			(未 定)	

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				教 員	備 考
			1－3年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
構造機能学特論	1	〃					(未 定)	
非経口製剤プロセス工学特論	1	選択				15	(未 定)	
経口製剤プロセス工学特論	1	〃				15	小林 直樹	
製剤設計工学特論	1	〃				15	小島 宏行	
バイオエレクトロニクス特論	1	〃				15	藤田 聡史	
ケミカルセンシング特論	1	〃				15	古谷 俊介	
環境エネルギー材料学特論A	1	〃				15	矢 板 毅	
環境エネルギー材料学特論B	1	〃				15	小 林 徹	
環境エネルギー材料学特論C	1	〃				15	吉井 賢資	
化学産業論	1	〃		15			非常勤講師	
特 定 研 究	6	必修	← 90 × 3年 →					修業年限 期 間 中 通 年
(研 究 指 導)								

※標準修業年限で修了する場合

各専攻共通

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				教 員	備考
			1－3年次					
			1Q	2Q	3Q	4Q		
実践データ科学演習 A	1	選択		15			首藤 信通	
実践データ科学演習 B	1	〃		15			首藤 信通	
データサイエンスコンテスト型 PBL実習	1	〃				15	伊藤 真理 陳 思楠	
日本総研×神戸大学オープンイノベ- ションワークショップ「金融ビジネスと情報 システム工学」	1	〃		15			小澤 誠一	
ジョブ型研究インターンシップ	2	〃	—	—	—	—	—	修了 要件 に含 まれ ず

【修了要件】

必 修：6単位

選 択：4単位以上

専攻共通科目及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

合計10単位以上

神戸大学学位規程

(平成16年4月1日制定)

最終改正 令和5年3月28日

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第4条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第5条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第6条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第7条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果は、当該研究科長に提出するものとする。

- 2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。
- 3 学位論文は、修士の場合は1編、1通を、博士の場合は1編、3通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。
- 4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。
- 5 第1項に定める研究の成果(以下「研究の成果」という。)の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

第8条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究

科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

- 2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。
- 3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。
- 4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

（研究科の在学者の最終試験）

第9条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

- 2 最終試験の期日は、その都度公示する。

（博士課程を経ない者の学位論文の提出手続）

第10条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

（博士課程を経ない者の論文審査及び試験）

第11条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

- 2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

（博士課程を経ない者の学力の確認）

第12条 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

- 2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。
- 3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。
- 4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

（退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認）

第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

- 2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の審議)

第15条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(学位授与の申請)

第16条 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

- (1) 授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）
- (2) 授与しようとする年月日
- (3) 博士の場合は、第5条の第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別
- (4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨
- (5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項
- (6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

第17条 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内

容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野等の名称等)

第20条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

- 2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

- 3 専門職学位の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。

- 4 教学規則第65条第2項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称等)

第21条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

- 3 教授会が前2項の規定による議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(様式)

第23条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第24条 この規程の施行に必要な事項は、各学部各研究科においてこれを定める。

附 則(令和5年3月28日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第20条第1項関係）

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学 部 名 等	専 攻 分 野 の 名 称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海洋政策科学部	海洋政策科学又は商船学

別表第2（第20条第2項関係）

修士又は博士の学位付記する専攻分野の名称

研 究 科 名	専 攻 分 野 の 名 称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス 又は医工学	医学又は医工学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学 術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政 治学	学術，法学，政治学又は 経済学
科学技術イノベーション 研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第3（第20条第3項関係）

専門職学位の名称

研 究 科 名	専 攻 分 野 の 名 称
法学研究科	法務博士（専門職）
経営学研究科	経営学修士（専門職）

別記様式第1～2（略）

別記様式第3（第4条第2号により学位を授与する場合）

修 第 号	
学 位 記	
大学印	氏 名
	年 月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程の前期課程 を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する	
年 月 日	
神 戸 大 学	

別記様式第4（削除）

別記様式第5（第5条第1項により学位を授与する場合）

博 士 第 号	
学 位 記	
大学印	氏 名
	年 月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程を修了した ので博士（〇〇）の学位を授与する	
年 月 日	
神 戸 大 学	

別記様式第 6 (略)

別記様式第 7 (第 5 条第 2 項により学位を授与する場合)

博	ろ	第	号
学	位	記	
学 大 印		氏	名
		年	月 日生
本学 に 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の 審 査 及 び 試 験 に 合 格 し			
た の で 博 士 (○ ○) の 学 位 を 授 与 す る			
年	月	日	
神 戸 大 学			

別記様式第 8 (第 6 条第 1 項により学位を授与する場合)

専	第	号	
学	位	記	
学 大 印		氏	名
		年	月 日生
本学 大学 院 ○ ○ 研 究 科 ○ ○ 専 攻 の 専 門 職 大 学 院 の 課 程 を			
修 了 し た の で ○ ○ 修 士 (専 門 職) の 学 位 を 授 与 す る			
年	月	日	
神 戸 大 学			

別記様式第9（第6条第2項により学位を授与する場合）

法 第 号	
学 位 記	
学 大 印	氏 名
	年 月 日 生
本学大学院○○研究科○○専攻の法科大学院の課程を 修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する	
年 月 日	
	神 戸 大 学

別記様式第10（第4条から第6条により学位を授与する場合（英文学位記））

学 章		
K O B E U N I V E R S I T Y		
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○ of ○○○○○○ UPON ○○○○ ○○○○		
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○		
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	大学印	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○

別記様式第 11（削除）

別記様式第 12（略）

別記様式第 13

〇〇研究科長 殿	年	月	日
学籍番号	氏	名	
学位論文審査願			
神戸大学学位規程第 7 条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。			
記			
学位論文	通		
論文目録	通		

別記様式第 14

神戸大学長 殿	年	月	日
氏	名		
学位申請書			
神戸大学学位規程第 10 条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（〇〇）の学位の授与を申請いたします。			
備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第 10 条」を「第 13 条」に読み替えるものとする。			

別記様式第 15

日
月
年

氏 名

論文題目録

論文
1
2
3

題目
印刷公表の方法及び時期
方法
時期
冊数

冊

参考論文
1
2

題目
冊数

冊

別記様式第 16

備考
の名称の順に登録する。

				契印
				番号
				年月日授与
				氏名
				論文題目

博士()学位簿

神戸大学大学院工学研究科の学位授与に関する方針

神戸大学工学研究科は自然界の理解を人類社会に役立て、また実社会の問題を解決するために自然界の原理を追求し、地球環境と共生をできる持続的社會を構築するための教育・研究を行うことを目的としている。そこで、教育理念として「創造性を育む価値観の形成」、研究理念として「科学・技術の開拓と社会への涵養」を掲げ、誰もが幸福で安寧な未来社会の創造と実現に貢献することを目指している。具体的には、各分野の先端科学技術を習得し、かつ、それらの科学技術が多様な価値観から構成される社会におよぼす影響を十分に理解することを要請する。この目的を達成するため、以下に示した方針に従って学位を授与する。

博士課程前期課程

学位：修士（工学）

建築学専攻

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科建築学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院前期課程に基本的に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに建築学専攻学生が、身につけておくべき能力を次のとおりとする。
 - ・建築学に関する高度な専門知識及び幅広い学識と学際的視点から思考する能力
 - ・建築学に関する高度で卓越した専門能力及び当該分野の研究者としての深い学識の習得
 - ・建築学に求められる社会的役割を考え、高度な専門知識および専門能力によって持続可能な社会の創出に貢献できる能力

建築学専攻（デジタル医工創成学コース）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科建築学専攻（デジタル医工創成学コース）は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院前期課程に基本的に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、建築学専攻（デジタル医工創成学コース）の学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・生命・医学系、工学系に関する横断的な専門知識及び複眼的視点から思考する能力
 - ・建築学に関する高度な専門知識及び学際的視点から思考する能力
 - ・建築学に関する高度で卓越した専門能力及び当該分野の研究者としての深い学識の習得
 - ・建築学に求められる社会的役割を考え、幅広い学識および高度な専門知識によって持続可能な社会の創出に貢献できる能力

市民工学専攻

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学部市民工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院前期課程に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位を修得、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては1年以上とする。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシー定める能力に加え、修了までに、本専攻学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・専門応用学力に関する能力
 - ・伝統的な土木工学の領域を包含した幅広い学際的視点と専門知識を有する実践的で高度な能力
 - ・先端技術を応用し、未知なる課題を解決する能力
 - ・総合的課題解決に関する能力

市民工学専攻（デジタル医工創成学コース）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学部市民工学専攻（デジタル医工創成学コース）は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院前期課程に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位を修得、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては1年以上とする。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシー定める能力に加え、修了までに、本専攻（デジタル医工創成学コース）学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・生命・医学系，工学系に関する横断的な専門知識及び複眼的視点から思考する能力
 - ・専門応用学力に関する能力
 - ・伝統的な土木工学の領域を包含した幅広い学際的視点と専門知識を有する実践的で高度な能力
 - ・先端技術を応用し、未知なる課題を解決する能力
 - ・総合的課題解決に関する能力

電気電子工学専攻

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科電気電子工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院前期課程に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、電気電子工学専攻学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・幅広い学識と学際的視点から思考する能力
 - ・電子物理分野あるいは電子情報分野に関する高度な知識及び専門的能力
 - ・電気電子工学に関する知識を用いて、創造的に思考し、課題を解決する能力

電気電子工学専攻（デジタル医工創成学コース）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科電気電子工学専攻（デジタル医工創成学コース）は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院前期課程に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた研究業績を上

げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。

- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、電気電子工学専攻（デジタル医工創成学コース）の学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・生命・医学系，工学系に関する横断的な専門知識及び複眼的視点から思考する能力
 - ・電子物理分野あるいは電子情報分野に関する高度な知識及び専門的能力
 - ・電気電子工学に関する知識を用いて、創造的に思考し、課題を解決する能力

機械工学専攻

神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科機械工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院前期課程に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本専攻学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・国際性を備えた幅広い見識と高度な基礎学力
 - ・熱・流体分野の深い学識と研究能力、および高度な専門的職業を遂行する能力
 - ・材料物理分野の深い学識と研究能力、および高度な専門的職業を遂行する能力
 - ・機械制御分野の深い学識と研究能力、および高度な専門的職業を遂行する能力
 - ・機械設計・生産分野の深い学識と研究能力、および高度な専門的職業を遂行する能力
 - ・専門知識に立脚した機械工学技術者としての高度で卓越した研究開発能力

機械工学専攻（デジタル医工創成学コース）

神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科機械工学専攻（デジタル医工創成学コース）は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院前期課程に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、機械工学専攻（デジタル医工創成学コース）の学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・生命・医学系，工学系に関する横断的な専門知識及び複眼的視点から思考する能力
 - ・国際性を備えた幅広い見識と高度な基礎学力
 - ・熱・流体分野の深い学識と研究能力、および高度な専門的職業を遂行する能力
 - ・材料物理分野の深い学識と研究能力、および高度な専門的職業を遂行する能力
 - ・機械制御分野の深い学識と研究能力、および高度な専門的職業を遂行する能力
 - ・機械設計・生産分野の深い学識と研究能力、および高度な専門的職業を遂行する能力
 - ・専門知識に立脚した機械工学技術者としての高度で卓越した研究開発能力

応用化学専攻

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科応用化学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院前期課程に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・指導教員による研究指導のもと、応用化学を専門とする高度な研究手法に基づき、申請者本人が主体的に取り組んだ研究成果からなる修士論文を提出すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに応用化学専攻学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・幅広い工学的学識と国際的視点から思考する能力
 - ・応用化学に関する深い学識と高度な専門的能力
 - ・応用化学に関する学識と専門的能力を用いて、社会的課題を議論し、解決に取り組む高度な研究能力

応用化学専攻（デジタル医工創成学コース）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科応用化学専攻（デジタル医工創成学コース）は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院前期課程に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・指導教員による研究指導のもと、応用化学を専門とする高度な研究手法に基づき、申請者本人が主体的に取り組んだ研究成果からなる修士論文を提出すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに応用化学専攻学生（デジタル医工創成学コース）が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・生命・医学系，工学系に関する横断的な専門知識及び複眼的視点から思考する能力
 - ・応用化学分野における深い学識と高度な専門的能力
 - ・応用化学に加え健康・福祉・医療工学に関する学識と専門的能力を用いて、社会的課題を議論し、解決に取り組む高度な研究能力

博士課程後期課程

建築学専攻

学位：博士（工学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科建築学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院後期課程に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・指導教員による研究指導のもと、建築学を専門とする高度な研究手法に基づき、申請者本人が主体的に取り組んだ研究成果からなる博士論文を提出すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに建築学専攻学生が、身につけておくべき能力を次のとおりとする。
 - ・建築学に関する高度な専門知識及び幅広い学識と学際的視点から思考する能力
 - ・建築学に関する高度で卓越した専門能力及び当該分野の研究者としての深い学識の習得
 - ・建築学を基礎とする自立した研究者として活躍できる能力
 - ・建築学に求められる社会的役割を考え、持続可能な社会の実現に向けた科学の発展に貢献できる能力

学位：博士（学術）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科建築学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院後期課程に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・指導教員による研究指導のもと、建築学を専門とする高度な研究手法に基づき、申請者本人が主体的に取り組んだ研究成果からなる博士論文を提出すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに建築学専攻学生が、身につけておくべき能力を次のとおりとする。
 - ・建築学に関する高度な専門知識及び幅広い学識と学際的視点から思考する能力
 - ・建築学に関する高度で卓越した専門能力及び当該分野の研究者としての深い学識の習得
 - ・学際的な学術分野において建築学を基礎とする自立した研究者として活躍できる能力
 - ・建築学に求められる社会的役割を考え、持続可能な社会の実現に向けた総合的な学術の発展に貢献できる能力

市民工学専攻

学位：博士（工学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学部市民工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院後期課程に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位を修得、かつ、主として工学的観点における研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては1年（2年未満の在学期間をもって前期課程を修了した者にあつては当該在学期間を含めて3年）以上とする。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本専攻学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・専門応用学力に関する能力
 - ・伝統的な土木工学の領域を包含した幅広い学際的視点と専門知識を有する実践的で高度な能力
 - ・先端技術を応用し、未知なる課題を解決する能力
 - ・総合的課題解決に関する能力

学位：博士（学術）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学部市民工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院後期課程に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位を修得、かつ、主として学際的な学術分野の観点における研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては1年（2年未満の在学期間をもって前期課程を修了した者にあつては当該在学期間を含めて3年）以上とする。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本専攻学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・専門応用学力に関する能力
 - ・伝統的な土木工学の領域を包含した幅広い学際的視点と専門知識を有する実践的で高度な能力

- ・先端技術を応用し、未知なる課題を解決する能力
- ・総合的課題解決に関する能力

電気電子工学専攻

学位：博士（工学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科電気電子工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院後課程に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得し、かつ、主として工学的観点における必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、電気電子工学専攻学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・深い学識と学際的視点から思考する能力
 - ・電子物理分野あるいは電子情報分野に関する先端的な知識及びそれを活用する能力
 - ・広い視野に立って課題を発見し、創造的に思考してそれを解決する能力

学位：博士（学術）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科電気電子工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院後期課程に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得し、かつ、主として学際的な学術分野の観点における必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、電気電子工学専攻学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・深い学識と学際的視点から思考する能力
 - ・電子物理分野あるいは電子情報分野に関する先端的な知識及びそれを活用する能力
 - ・広い視野に立って課題を発見し、創造的に思考してそれを解決する能力

機械工学専攻

学位：博士（工学）

神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科機械工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院後期課程に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位を修得し、かつ、主として工学的観点における必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本専攻学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・熱・流体分野の豊かな学識を基礎とする高度な研究能力
 - ・材料物理分野の豊かな学識を基礎とする高度な研究能力

- ・機械制御分野の豊かな学識を基礎とする高度な研究能力
- ・機械設計・生産分野の豊かな学識を基礎とする高度な研究能力
- ・自立した研究者として多様な分野で活躍し得る高度な研究能力

学位：博士（学術）

神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科機械工学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院後期課程に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位を修得し、かつ、主として学際的な学術分野の観点における必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本専攻学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・熱・流体分野の豊かな学識を基礎とする高度な研究能力
 - ・材料物理分野の豊かな学識を基礎とする高度な研究能力
 - ・機械制御分野の豊かな学識を基礎とする高度な研究能力
 - ・機械設計・生産分野の豊かな学識を基礎とする高度な研究能力
 - ・自立した研究者として多様な分野で活躍し得る高度な研究能力

応用化学専攻

学位：博士（工学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科応用化学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院後期課程に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・指導教員による研究指導のもと、応用化学を専門とする高度な研究手法に基づき、申請者本人が主体的に取り組んだ研究成果からなる博士論文を提出すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに応用化学専攻学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・深く豊かな工学的学識と国際的視点から思考する能力
 - ・応用化学に関する深い学識とより高度な専門的能力
 - ・応用化学に関する学識と専門的能力を用いて社会的課題を自ら設定し、その解決に取り組む卓越した研究能力
 - ・工学分野において応用化学を基盤とする自立した研究者として活躍できる能力

学位：博士（学術）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、工学研究科応用化学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本大学院後期課程に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・指導教員による研究指導のもと、応用化学を専門とする高度な研究手法に基づき、申請者本人が主体的に取り組んだ研究成果からなる博士論文を提出すること。

- ・神戸大学のディプロマ・ポリシー定める能力に加え、修了までに応用化学専攻学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
- ・深く豊かな工学的学識と国際的視点から思考する能力
- ・応用化学に関する深い学識とより高度な専門的能力
- ・応用化学に関する学識と専門的能力を用いて社会的課題を自ら設定し、その解決に取り組む卓越した研究能力
- ・学際的な学術分野において応用化学を基盤とする自立した研究者として活躍できる能力

神戸大学大学院工学研究科の学位論文評価基準

(平成25年11月7日 大学教育推進委員会承認)

神戸大学大学院工学研究科は、学位論文について、研究科のディプロマポリシーに基づき、以下の基準により総合的に評価する。

なお、この基準に定めるもののほか、専攻分野において必要なものは当該専攻が定める。

(修士論文の評価基準)

修士論文は学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果からなり、専門分野における高度な研究手法の習得を示す一定の新規性を有し、かつ研究成果の国際的な発信に向けた対応がなされていなければならない。論文審査にあたっては、以下の点を考慮する。

1. 論文の新規性が明示されていること。
2. 文献資料などによる先行研究の調査や事実調査が適切であり、研究の位置付けを明示していること。
3. 研究の方法が明確かつ具体的に記述されていること。
4. 結果および解析・考察の展開が論理的かつ説得力があること。
5. 引用等が適切になされ、論文として体裁が整っていること。

(修士設計の評価基準)

修士設計は学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果からなり、専門分野における高度な研究手法の修得を示す一定の新規性を有し、かつ研究成果の国際的な発信に向けた対応がなされていなければならない。成果物としての設計図書（設計図および設計に至るまでの研究成果を記載した図書）の審査にあたっては、以下の点を考慮し評価を行う。

1. 設計意図および設計内容の新規性が明示されていること。
2. 文献資料などによる先行研究の調査や事実調査が適切であり、設計の位置付けを明示していること。
3. 設計の方法が明確かつ具体的に記述されていること。
4. 設計内容が設計図書内に適切に表現され、設計意図が論理的かつ説得力をもって伝えられていること。
5. 設計内容がオリジナルなものであり、設計図書として体裁が整っていること。

(博士論文の評価基準)

博士論文は学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果からなり、国際的な学術活動の視点から学術的に新規な知見と高い独創性を有していなければならない。論文審査にあたっては、以下の点を考慮する。

1. 当該分野の学問研究に貢献できる課題を含み、新規性が明示されていること。
2. 文献資料などによる先行研究の調査や事実調査が適切であり、研究の位置付けを明示していること。
3. 研究の方法が明確かつ具体的に記述されていること。
4. 結果および解析・考察の展開が論理的かつ説得力があること。
5. 引用等が適切になされ、著作物と見なしうる論文として体裁が整っていること。

神戸大学大学院工学研究科の修士学位に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程前期課程の修了者に授与する修士の学位の論文及び建築学専攻における特定の課題についての研究成果（以下「学位論文等」という。）の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 研究科において授与する学位は、修士（工学）とする。

(学位論文審査申請書及び学位論文の提出)

第3条 学位論文の審査を願い出るときは、次に掲げる書類等を指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査申請書（別紙様式1） 1部
- (2) 学位論文 1部
- 2 学位論文審査申請書の提出時期は、3月修了予定者にあつては12月、9月修了予定者にあつては6月とし、各時期における提出期間は、各専攻が別に定める。
- 3 学位論文の提出時期は、3月修了予定者にあつては2月、9月修了予定者にあつては8月とし、各時期における提出期間は、各専攻が別に定める。
- 4 前2項の規定にかかわらず、教授会の議を経て特に必要と認めたときは、提出の時期及びその期間を別に定めることができる。
- 5 学位論文には、表紙をつけるものとする。

(研究成果審査申請書及び研究成果の提出)

第4条 建築学専攻において、学位論文に代えて特定の課題についての研究成果の審査を願い出るときは、次に掲げる書類等を指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

- (1) 特定の課題についての研究成果審査申請書（別表様式2） 1部
- (2) 特定の課題についての研究成果 1部
- 2 特定の課題についての研究成果審査申請書の提出時期は、学位論文審査申請書の提出時期に準ずる。
- 3 特定の課題についての研究成果の提出時期は、学位論文の提出時期に準ずる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、教授会が特に必要と認めたときは、提出の時期及びその期間を別に定めることができる。
- 5 特定の課題についての研究成果には、表紙をつけるものとする。

(学位論文等審査委員会)

第5条 学位論文等の提出があつたときは、論文等の審査及び最終試験を行うため、学位論文等提出者ごとに学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、教授1人以上を含む研究科の教授又は准教授2人以上をもって組織し、主査1人及び副査を置くこととする。
- 3 教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。
- 4 教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、調査委員を委嘱することができる。
- 5 審査委員の選定及び調査委員の委嘱は、学位論文等提出者の所属する専攻から推薦のあつた審査委員及び調査委員候補者について、教授会の議を経て行う。

(最終試験)

第6条 審査委員会は、学位論文を中心として、最終試験を行う。

- 2 審査委員会は、最終試験の方法等を定めて、学位論文等提出者に通知するものとする。

3 審査委員会は、修士論文又は特定の課題についての研究成果発表会を開催するものとする。

（審査結果の報告）

第7条 審査委員会は、論文審査及び最終試験が終了したときは、修士論文審査結果報告書（別紙様式3）又は特定の課題についての研究成果審査結果報告書（別紙様式4）を専攻長に提出し、専攻長は審査結果を取りまとめ修士最終試験報告書（別紙様式5）を研究科長に提出するものとする。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科博士課程前期課程研究経過発表会実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、工学研究科博士課程前期課程修了者に係る修士学位論文審査又は建築学専攻における特定の課題についての研究成果の審査に先立ち実施する研究経過発表会（以下「発表会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（発表者の要件）

第2条 発表会における発表者は、修了所要単位30単位のうち、8単位以上を修得している者（修得見込みの者を含む。）でなければならない。

（開催の時期等）

第3条 発表会は、1年次後期又は2年次前期に学生の所属する専攻の主催により開催するものとし、専攻長は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び研究題目を当該専攻の教員及び学生に通知するものとする。

（研究経過報告書）

第4条 専攻長は、発表を行った学生について、研究経過報告書（別紙様式1）を研究科長に提出するものとする。

（特例研究経過発表会）

第5条 特別聴講派遣学生又は特別研究派遣学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表については、その者から提出された研究経過報告書に基づき、指導教員等が研究経過を報告（質疑応答を含む。）することにより発表に替えることができるものとする。

2 前項の規定により発表する場合、当該派遣学生の指導教員は、事前に専攻長を経て、特例研究経過発表会発表届（別紙様式2）を研究科長に提出しなければならない。

（学位論文の提出）

第6条 学生は、発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

（特例措置）

第7条 転入学者及び再入学者の発表会については、別に指示する。

2 早期修了申請者については、発表会を免除することがある。

附 則

1 この要領は、平成23年12月2日から施行し、平成23年度の入学者から適用する。

2 平成23年4月1日に在学する者及び平成23年4月1日以降において在学生の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

神戸大学大学院工学研究科の課程博士学位に関する内規

（趣旨）

第1条 この内規は、神戸大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程後期課程の修了者に授与する博士の学位の論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位）

第2条 研究科において授与する学位は、博士（工学）又は博士（学術）とする。

（学位論文等の提出）

第3条 研究科に在学する者が学位論文の審査を願い出るときは、次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 学位論文審査願（別紙様式1） | 必要部数 |
| (2) 論文目録（別紙様式2） | 必要部数 |
| (3) 学位論文 | 必要部数 |
| (4) 論文内容の要旨（別紙様式3） | 必要部数 |
| (5) 履歴書（別紙様式4） | 必要部数 |
| (6) その他参考論文 | 必要部数 |
- 2 学位論文の提出時期は、3月修了予定者にあつては1月、9月修了予定者にあつては7月とし、各時期における提出期間は、研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て別に定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て特に必要と認めたときは、提出の時期及びその期間を別に定めることができる。

（学位論文審査委員会）

第4条 教授会は、学位論文等の提出があつたときは、論文審査及び最終試験を行うため、学位論文提出者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、研究科の教授2人以上を含む、教授又は准教授3人以上をもって組織し、主査1人及び副査をおくこととする。
- 3 審査委員は、講座、専攻、研究科によらず、学位論文の研究内容について十分な学識を有する教授2人以上をもって充てる。必要と認める場合は、他の大学院の教授若しくは、他の研究機関の博士課程担当相当の者を加えることができる。
- 4 学位論文提出者の指導教員及び指導教員と共に指導を実質的に担当した教員が、審査委員数の半数を超えてはならない。
- 5 審査委員の選定は、学位論文提出者の所属する専攻から推薦のあつた審査委員候補者について、教授会の議を経て行う。
- 6 審査委員会は、論文審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても、審査するものとする。

（最終試験）

第5条 審査委員会は、学位論文を中心として、これに関連する専門科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

- 2 審査委員会は、最終試験の試験科目、試験の方法等を定めて、学位論文提出者に通知するものとする。
- 3 審査委員会は、博士論文発表会を開催するものとする。

（論文審査及び最終試験の結果の報告）

第6条 審査委員会は、論文審査及び最終試験が終了したときは、学位審査報告書（別紙様式5）を研究科長に提出するものとする。

附 則

この内規は、平成27年12月11日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院工学研究科規則第34条第3項ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推薦)

第2条 指導教員は、早期修了に該当すると認められる者がいるときは、神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程学位論文草稿予備検討に関する内規に基づく課程博士学位論文草稿の予備検討を経て、以下の書類を添え、定められた期日までに早期修了の適用を専攻長に推薦するものとする。

- (1) 推薦書（別紙様式1）
 - (2) 学位論文草稿及びその要旨（別紙様式2）
 - (3) 公表論文及び公表準備中の論文等ただし、投稿中の論文については、学術専門誌掲載決定証明書又は関連書類を添付すること。
 - (4) 履歴書（別紙様式3）
 - (5) 研究業績書〔学会発表経歴を含む。〕（別紙様式4）
 - (6) 早期修了適用資格審査記録（別紙様式5）
 - (7) 研究所・企業等における研究活動を証明する書類、あるいは自薦書（様式は自由）
 - (8) 予備検討結果報告書、論文審査委員候補者名簿
- 2 専攻長は、前項の推薦があった時は、専攻会議の議を経て、研究科長に推薦するものとする。
- 3 前項の推薦に当たっては、構成員の3分2以上が出席し、出席者の3分2以上の賛成を得た場合とする。

(早期修了審査委員会)

第3条 早期修了の適用資格の有無について審査するため、早期修了審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、工学研究科教務委員会委員長、各専攻の教務委員により組織する。
- 3 委員長は、工学研究科教務委員会委員長を充てる。委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 4 委員会は、必要に応じ、指導教員又は被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、早期修了の適用についての資格審査記録（別紙様式5）を作成し、研究科長に提出して、以後の学位審査に関わる審議に付するものとする。

(最終判定)

第4条 早期修了の適用資格の有無の最終判定は、委員会が行う。

- 2 委員会は、前項の結果を研究科長に報告する。
- 3 委員会は必要に応じ、論文審査に際して、被推薦者の学術領域に関係の深い学内外の研究者を論文審査委員に加えるよう専攻長に要請することができる。
- 4 研究科長は、専攻長に判定の結果を通知するものとする。

- 5 早期修了の適用資格があることの判定については、構成員の3分2以上が出席し、その出席者の3分2以上の賛成を得なければならない。

（学位審査論文の提出）

第5条 早期修了の適用資格が有ると判定され、かつ研究成果発表会において研究成果が優れていると認められた者は、研究科長に学位論文を提出することができる。

（雑則）

第6条 この内規に定めるもののほか、早期修了に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、工学研究科博士課程後期課程修了者に係る課程博士学位論文審査に先立ち実施する研究経過発表会及び研究成果発表会に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究経過発表会)

第2条 各専攻は1年次及び2年次に研究経過発表会を実施し、博士論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

(開催の時期等)

第3条 研究経過発表会は、学生の所属する専攻の主催により開催するものとし、担当教員は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び研究題目を専攻長に報告し、専攻長は当該専攻の教員及び学生に研究経過発表会の開催を通知するものとする。

(研究経過報告書)

第4条 専攻長は、研究経過発表を行った学生について、研究経過報告書(別紙様式1)を研究科長に提出するものとする。

(研究成果発表会)

第5条 学位論文審査の願い出に先立ち研究成果発表会を開催し、学位論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

(発表者の要件)

第6条 研究成果発表会における発表者は、修了要件(10単位)の全てを修得している者(修得見込みの者を含む。)でなければならない。

(開催の時期)

第7条 研究成果発表会は、学位論文に係る専攻会議開催までに学生の所属する専攻の主催により開催するものとし、専攻長は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び論文題目を当該専攻の教員、学生及び専攻長が出席を認めた者に通知するものとする。

(研究成果報告書)

第8条 専攻長は、研究成果発表を行った学生について、研究成果報告書(別紙様式2)を研究科長に提出するものとする。

(学位論文の提出)

第9条 学生は、研究経過発表会及び研究成果発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

(特例発表会)

第10条 特別聴講派遣学生又は特別研究派遣学生として外国の大学等に留学を許可されている者及び特別な事情があると認められる者の発表については、その者から提出された研究成果報告書又は研究成果報告書に基づき、指導教員等が研究経過を報告(質疑応答を含む。)することにより発表に替えることができるものとする。

2 前項の規定により発表する場合、当該派遣学生の指導教員は、事前に専攻長を経て、特例発表届(別紙様式3)を研究科長に提出しなければならない。

（特例措置）

第11条 転入学者及び再入学者の研究経過発表会については、別に指示する。

2 早期修了申請者については、研究経過発表会を免除することがある。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科博士課程学位論文草稿予備検討に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、工学研究科博士課程後期課程の博士学位論文審査に先立ち実施する学位論文草稿の予備検討に関し必要な事項を定めるものとする。

(提出書類)

第2条 学位論文草稿の予備検討を願い出る者は、次の書類を指導教員に提出するものとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 学位論文草稿予備検討願 (様式1) | 必要部数 |
| (2) 論文目録 (様式2) | 必要部数 |
| (3) 学位論文の草稿 | 必要部数 |
| (4) 論文内容の要旨の草稿 (様式3) | 必要部数 |
| (5) その他の参考論文 | 必要部数 |

(予備検討委員会)

第3条 予備検討の願い出があったときは、出願者ごとに予備検討委員会を置く。

- 2 予備検討委員会は、提出された論文等の内容の検討を行い、学位審査に値するか否かを判定する。
- 3 予備検討委員会は、指導教員及び指導教員から委嘱された2人以上の教授又は准教授をもって組織する。ただし、教授を2人以上含むものとする。
- 4 指導教員は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか学位論文提出予定者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者1人以上を予備検討委員会に加えることができる。
- 5 予備検討委員会は、論文草稿等の内容が学位論文に値すると認めたときは、予備検討結果報告書(様式4)を専攻長を経て、専攻会議に提出するものとする。

(審査委員候補者の選出)

第4条 専攻会議は、予備検討委員会の報告に基づき、学位審査に値するか否かを判定し、学位審査に値すると判断された学位論文提出者ごとに神戸大学大学院工学研究科の課程博士学位に関する内規の第4条に定める審査委員会の委員候補者(主査および副査の候補者)を選出するものとする。

(研究科長への届出)

第5条 専攻長は、専攻会議終了後、直ちに、予備検討結果報告書及び学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿(様式5)を研究科長に届け出るものとする。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科における博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程を経ない者に授与する博士の学位の学位論文審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 研究科において授与する学位は、博士（工学）又は博士（学術）とする。

(学位申請資格)

第3条 博士課程を経ない者で、学位の授与を申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学院の博士課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 大学院の修士課程を修了した後、3年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業した後、6年以上の研究歴を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て資格があると認めた者

2 研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学又は短期大学の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 研究所等において研究に従事した期間
- (3) 大学院の学生として研究活動を行った期間（修士課程は2年、博士課程は3年を上限とする。）
- (4) 修士課程修了又は博士課程退学の後、大学の研究生として研究活動を行った期間
- (5) その他学位申請資格審査委員会において認めた期間

(学位論文の提出)

第4条 博士課程を経ない者が学位の授与を申請するときは、次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 学位申請書（別紙様式1） | 必要部数 |
| (2) 論文目録（別紙様式2） | 必要部数 |
| (3) 学位論文 | 必要部数 |
| (4) 論文内容の要旨（別紙様式3） | 必要部数 |
| (5) 履歴書（別紙様式4） | 必要部数 |
| (6) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書 | |
| (7) その他参考論文等 | |

(学位申請資格審査委員会)

第5条 教授会は、学位申請資格の有無を審査するため、学位申請資格審査委員会を置く。

2 学位申請資格審査委員会は、工学研究科教務委員会委員長及び教務委員をもって組織し、委員長は、教務委員会委員長を充てる。

3 学位申請資格審査委員会は、委員長が招集しその議長になる。

4 学位申請資格審査委員会が必要と認めたときは、同審査委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(学位申請資格の判定)

第6条 学位申請資格審査委員会の審査結果に基づいて、第3条に規定する学位申請資格を有するか

否かについて教授会の議を経て判定を行う。ただし、第3条の第1項第1号から第3号までの各号の規定により、学位申請資格審査委員会の審査を経た結果については、教授会の議を得て判定を受けたものとして取り扱う。

（学長への進達）

第7条 研究科長は、学位申請者から学位論文等の提出があったときは、教授会の議を経て、当該学位論文等を学長に進達するものとする。

（学位論文審査委員会）

第8条 学長から論文審査の付託があったときは、論文審査及び試験等を行うため、学位申請者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、研究科の教授2人以上を含む、教授又は准教授3人以上をもって組織し、主査1人及び副査をおくこととする。
- 3 審査委員は、講座、専攻、研究科によらず、学位論文の研究内容について十分な学識を有する教授2人以上をもって充てる。必要と認める場合は、他の大学院の教授若しくは、他の研究機関の博士課程担当相当の者を加えることができる。
- 4 審査委員会に学位論文提出者の研究指導を行った教員が含まれる場合、審査委員数の半数を超えてはならない。
- 5 審査委員の選定は、内見受理教員が所属する専攻から推薦のあった審査委員候補者について、教授会の議を経て行う。
- 6 審査委員会は、論文の審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても、審査するものとする。

（論文審査及び試験）

第9条 審査委員会は、学位論文の審査及び学位論文を中心としてこれに関連する専門科目について、筆答又は口頭による試験（以下「試験」という。）を行うものとする。

- 2 審査委員会は、試験の科目、試験の方法等を定めて、学位申請者に通知するものとする。
- 3 審査委員会は、博士論文発表会を開催するものとする。

（試問）

第10条 審査委員会は、研究科の課程を修了したものと同等以上の学力があることを確認するための試問（以下「試問」という。）を行うものとする。

- 2 試問は、学位申請者の学術領域の専門科目について、筆答又は口頭により行う。
- 3 審査委員会において試問のために必要があると認めるときは、審査委員以外の教員にも試問を行わせることができる。
- 4 審査委員会は、試問の科目、試問の方法等を定めて、学位申請者に通知するものとする。

（論文審査等の結果報告）

第11条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験並びに試問が終了したときは、学位審査報告書（別紙様式5）を研究科長に提出するものとする。

附 則

この内規は、平成27年12月11日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

神戸大学大学院工学研究科における博士課程を経ない者の 学位論文草稿の内見に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 博士課程を経ない者で、神戸大学大学院工学研究科に学位の授与を申請しようとする者（以下「学位申請希望者」という。）があるときに、その申請に先立って実施する学位論文の草稿の内見に関し、必要な事項を定めるものとする。

(内見の申し出)

第2条 学位申請希望者は、学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授（以下「内見受理教員」という。）に学位論文の草稿の内見を申し出るものとする。

2 学位論文草稿の内見の申し出を受けた教員は、学位論文草稿の学術領域との関連性等を確認した上で、内見受理教員となるときは、学位申請希望者に次の書類等を提出させるものとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 論文目録（別紙様式1） | 1部 |
| (2) 学位論文の草稿 | 必要部数 |
| (3) 論文内容の要旨の草稿（別紙様式2） | 必要部数 |
| (4) その他の参考論文 | |

(内見委員会)

第3条 内見受理教員は、学位申請希望者ごとに、内見委員会を設けるものとする。

2 内見委員会は、内見受理教員及び内見受理教員が選定する研究科博士課程担当の教授2人以上を含む教授又は准教授2人以上をもって組織する。

3 内見受理教員は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を内見委員会に加えることができる。

内見委員会の委員長は、学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授をもって充てる。

内見委員会は、学位論文草稿等の内容の検討を行い、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定するものとする。

4 内見委員会は、学位申請希望者の学位申請資格の有無の審査を必要と認めたときは、学位申請希望者に次の書類を提出させて、研究科長に学位申請資格審査委員会の開催を求めることができる。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 履歴書（別紙様式3） | 1部 |
| (2) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 | 1部 |
| (3) 在職・研究従事内容証明書（別紙様式4） | 1部 |

5 内見委員会の委員長は、内見が終了したときは、学位論文草稿内見結果報告書（別紙様式5）を専攻長を経て、専攻会議に提出するものとする。

(審査委員候補者の選出)

第4条 専攻会議は、学位論文草稿内見結果報告書に基づき、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定し、学位審査に値すると判定された学位申請希望者ごとに、学位論文審査委員候補者（主査及び副査の候補者）3人以上を選出するものとする。

2 学位論文審査委員候補者は、講座、専攻、研究科によらず、学位論文の研究内容について十分

な学識を有する教授2人以上をもって充てる。必要と認める場合は、他の大学院の教授若しくは、他の研究機関の博士課程担当相当の者を加えることができる。

- 3 学位論文審査委員候補者に学位申請希望者の研究指導を行った教員が含まれる場合、審査委員候補者数の半数を超えてはならない。

(研究科長への届出)

第5条 専攻長は、専攻会議終了後直ちに、学位論文草稿内見結果報告書及び学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿（論文博士）（別紙様式 6）を研究科長に提出するものとする。（履歴書を1部添付するものとする。）

附 則

この内規は、平成27年12月11日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

神戸大学大学院工学研究科の学位論文審査委員会に関する申し合わせ

1. この申し合わせは、工学研究科における学位論文審査委員会委員の選出等について、必要な事項を定めるものとする。
2. 修士学位論文審査委員会について（修士学位に関する内規第4条第2項関係）

学位論文審査委員会における主査は、教授又は准教授が担当するものとする。ただし、主査となる教員は、神戸大学大学院工学研究科教員資格審査委員会（以下「教員資格審査委員会」という。）において、前期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。
3. 課程博士学位論文審査委員会について（課程博士学位に関する内規第4条第2項関係）
 - (1) 学位論文審査委員会における主査は、教授又は准教授が担当するものとする。ただし、主査となる教員は、教員資格審査委員会において、後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。
 - (2) 削除
4. 博士課程を経ない者の博士学位論文審査委員会について（博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規第8条第2項関係及び博士課程を経ない者の学位論文草稿の内見に関する申合せ第3条第1項関係）
 - (1) 学位論文審査委員会における主査は、教授又は准教授が担当するものとする。ただし、主査となる教員は、教員資格審査委員会において、後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。
 - (2) 削除

附 則

この申合せは、平成27年12月11日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

VII 学生生活の案内

1 諸手続

手続には、学生が大学からの掲示及びホームページ等による通知に従い、一定の期間内に手続をとらなければならないものと、学生から必要となったときに自発的に手続をしなければならないものがあります。

手続を怠ったり、不十分だったり、期限を超えたりすると、学生自身にとって不利益となるばかりでなく、修学上にも支障を来すことがあるので十分注意してください。諸手続に関して不明な点があれば、教務学生係に問い合わせてください。

2 欠席届、休学、復学及び退学の願い出

(1) 欠席届

欠席が2週間以上に及ぶ場合は、欠席届（所定の様式）を教務学生係に提出してください。

（病気や怪我の場合は、医師の診断書を添付してください。）

(2) 休学、復学、退学

休学、復学、退学について願い出の場合は、所定願出用紙に必要事項を記入の上、教務学生係に提出してください。

前期については、2月末までに、後期については、8月末までに願い出てください。

なお、病気のため休学、退学する場合は、医師の診断書を添付してください。

また、病気回復により復学する場合は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長が発行する保健管理医の診断を受けなければならないため、主治医による復学意見書を添えて早めに願い出てください。

3 掲示板

掲示板は学生への通知及び呼出し等に利用するので、常に注意してください。

学生公示用掲示板は教室棟1F、教務学生係東側及び各専攻に設置しています。

4 掲示、ポスター、ビラ等

学生は、掲示、ポスター、ビラ等を、学生用掲示板以外の場所に掲示できません。

また、営利目的の掲示等は、学生用掲示板であっても掲示できません。

学生用掲示板への掲示物は、期限が過ぎた物などは速やかに取り除くなどし、特定グループによる私物化は避けてください。

学生用掲示板以外への掲示物や、期限が過ぎても放置されている掲示物は、撤去します。

学生用掲示板は鶴甲第1キャンパスにあります。

詳細については、学生生活案内で確認してください。

神戸大学HP → 教育・学生生活 → キャンパスライフ → 令和6年度学生生活案内

5 授業料の納付

授業料は、次の期限までに納付してください。

前 期：4月27日まで（休日の場合は、翌営業日）

後 期：10月27日まで（休日の場合は、翌営業日）

6 諸証明書等の発行（学生生活案内（別冊子）でも確認してください。）

(1) 証明書自動発行機により交付するもの

① 通学証明書交付願

- ②学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）
- ③在学証明書（和文・英文）
- ④卒業（修了）見込証明書（和文・英文） ※最終学年のみ
- ⑤学業成績証明書（和文・英文）
- ⑥仮受験票

※自動発行機は、教務学生係前に設置しています。工学部以外の自動発行機の設置場所については、学生生活案内で確認してください。

神戸大学HP → 教育・学生生活 → キャンパスライフ → 令和6年度学生生活案内

(2) 教務学生係で交付するもの

①学生証

入学時に交付される学生証は、本学の学生であることを証明するものなので、常に携帯してください。また、紛失・盗難により悪用されて被害を受けることがありますので、管理には十分注意してください。

下記の場合は、学生証が必要になりますので、注意してください。

- ・定期試験を受験するとき
- ・保健管理センターや附属図書館等を利用するとき
- ・証明書自動発行機により証明書の交付を受けるとき
- ・通学定期乗車券を購入するとき など

なお、卒業・修了・退学等により学籍を離れるときは、直ちに返却してください。

[再交付]

学生証の紛失、破損及び改姓等をしたときは、教務学生係へ再交付願を提出してください。

再発行までに約1週間かかります。また、有効期限が過ぎたときは、教務学生係で新しい学生証と交換してください。

[磁気データ消失]

学生証の磁気データが消失した場合は、学務部学務課教育推進グループ（鶴甲第1キャンパスK棟）へ磁気データの書き込みを申し出てください。

②通学証明書

通学証明書は、通学定期券を購入するときに必要となります。通学証明書の交付を受けるには、証明書自動発行機で『通学証明書交付願』を発行し必要事項を記入の上、教務学生係で確認印をもらってください。

(3) 自動発行機で発行できない証明書

発行までに3～4日要しますので、余裕をもって教務学生係に申し出てください。

7 学生登録票記載事項の変更

入学時に提出した学生登録票の記載事項（住所等）に変更が生じた時は、速やかに教務学生係へ届出してください。なお、電話番号とメールアドレスは、うりぼーネットでも変更することができます。

8 授業料免除

学業成績が優秀で、授業料の納付が困難な学生に対しては、申請に基づき選考のうえ、半期毎に授業料が免除（全額又は半額）される制度があります。

詳細については、学生センター、学生生活案内及び掲示等で確認してください。

9 奨学金

奨学金は、大きく3つに分類されます。

- ・神戸大学独自の奨学金
- ・独立行政法人日本学生支援機構による奨学金
- ・地方公共団体・民間奨学財団等による奨学金

詳細については、学生センター、学生生活案内、掲示及び神戸大学ホームページ等で確認してください。

神戸大学HP → 教育・学生生活 → キャンパスライフ → 令和6年度学生生活案内

神戸大学HP → 教育・学生生活 → 経済支援 → 奨学金制度

10 学生教育研究災害傷害保険

学生教育研究災害傷害保険は、正課中、学校行事中、学校施設内外での課外活動中及び通学中等の不慮の災害を被った場合、学生やその保護者等の経済的負担を救済するため、また、学生教育研究災害賠償保険は、他人にケガをさせた場合や他人の物を破損した場合に、法律上の損害賠償責任を負った場合の学生やその他の保護者等の経済的負担を救済するため、原則として入学時に全員が「基本補償」に加入することとしております。

詳細については、学生センター及び学生生活案内等で確認してください。

神戸大学HP → 教育・学生生活 → キャンパスライフ → 令和6年度学生生活案内

11 図書館の利用

本学の附属図書館は次の図書館により構成されております。

利用については図書館利用案内及び学生生活案内を参照してください。

「総合図書館」、「国際文化学図書館」、「社会科学系図書館」、「自然科学系図書館」、
「人文科学図書館」、「人間科学図書館」、「経済経営研究所図書館」、「医学分館」、
「保健科学図書室」、「海事科学分館」

神戸大学HP → 附属図書館 → 利用案内

→ 開館時間・休館日 → 2024年度の附属図書館利用について

神戸大学HP → 教育・学生生活 → キャンパスライフ → 令和6年度学生生活案内

12 インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門

学生生活をおくる上で最も大切なことは、心身ともに健康であるということです。本学には学生及び職員の心身の健康に関する専門的業務を行うインクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門が設置されています。主な業務としては次のとおりです。

「健康診断と再検査・精密検査」、「健康診断証明書の発行」、「救急処置」、
「健康相談（「からだの健康相談」と「こころの健康相談）」」、「保健指導」、
「T H P（Total Health promotion Plan：心と身体の健康づくり運動）」、
「健康教育」、「産業医活動」、「調査・研究活動」など

詳細については、学生生活案内及びホームページ等で確認してください。

神戸大学HP → 教育・学生生活 → キャンパスライフ → 令和6年度学生生活案内

神戸大学HP → 教育・学生生活 → 学生支援 → 学生相談

13 教室の使用

研究会等のため教室を使用したい場合は、所定の教室使用許可願を教務学生係に提出して許可

を得てください。

14 施設の使用

(1) 施設利用の一般的留意事項

施設の使用にあたっては、次の事項を遵守すること。

- ①研究室・実験室等における火気使用時の設備点検
- ②退室時における火気点検
- ③所定場所以外の喫煙禁止
- ④危険物の貯蔵及び取扱いの点検
- ⑤退室時における窓・扉の施錠確認
- ⑥机・ロッカー等に現金貴重品を置かないこと。
- ⑦常時使用しない移動可能な備品類は保管庫等に入れて必ず施錠すること。

(2) 視聴覚機器等の貸出

正規の授業、研究会等のために次のとおり視聴覚機器等の貸出を行っています。

使用しようとする場合は、教務学生係に申し出てください。

「プロジェクタ」、「スクリーン」、「指示棒」、「レーザーポインタ」、「ワイヤレスマイク」等

15 自動車、単車の構内乗り入れ規制

教育、研究のための環境条件を維持するために、自動車、バイクの構内乗り入れは、次のとおり規制しています。

- (1) 学生の自動車通学は、身体障害など特別の事情を有する者以外は禁止しています。
- (2) バイク通学は大きな危険を伴います。本学では事故から身を守るためにもバイク通学の自粛を求めています。やむを得ない理由により、バイク通学をする者は、次の事項を遵守してください。
 - ①工学部駐輪場以外の構内へのバイク乗り入れは禁止しています。
 - ②工学部駐輪場は、次ページの配置図を参照してください。
 - ③西側の専用路により工学部駐輪場へ入場し、駐輪場では、奥から詰めて順序よく駐輪してください。
 - ④通行中は構内速度規制を順守し、交通安全に心がけてください。
 - ⑤近隣の住人や学内の教育・研究の迷惑にならないよう、必要以上にエンジン音等、騒音を立てないでください。
 - ⑥自賠責保険のほか、任意保険にも加入してください。
 - ⑦バイクを駐輪場に長時間放置しないでください。

(3) バイク通学者の安全運転意識の向上および事故防止等の観点からバイクの駐輪登録を実施しています。教務学生係または学生センターで登録書の配付と受付をしていますので登録をしてください。登録時に配付する登録シールのないバイクや指定場所以外に駐輪しているバイクは撤去することがありますので必ず登録してください。

16 緊急時の連絡

地震、風水害、火災、交通事故等の災害に被災した学生は、自己及び友人の安否、被災の程度について、速やかに教務学生係へ連絡してください。

電話番号 (078) 803-6350

17 キャンパスライフ支援センター

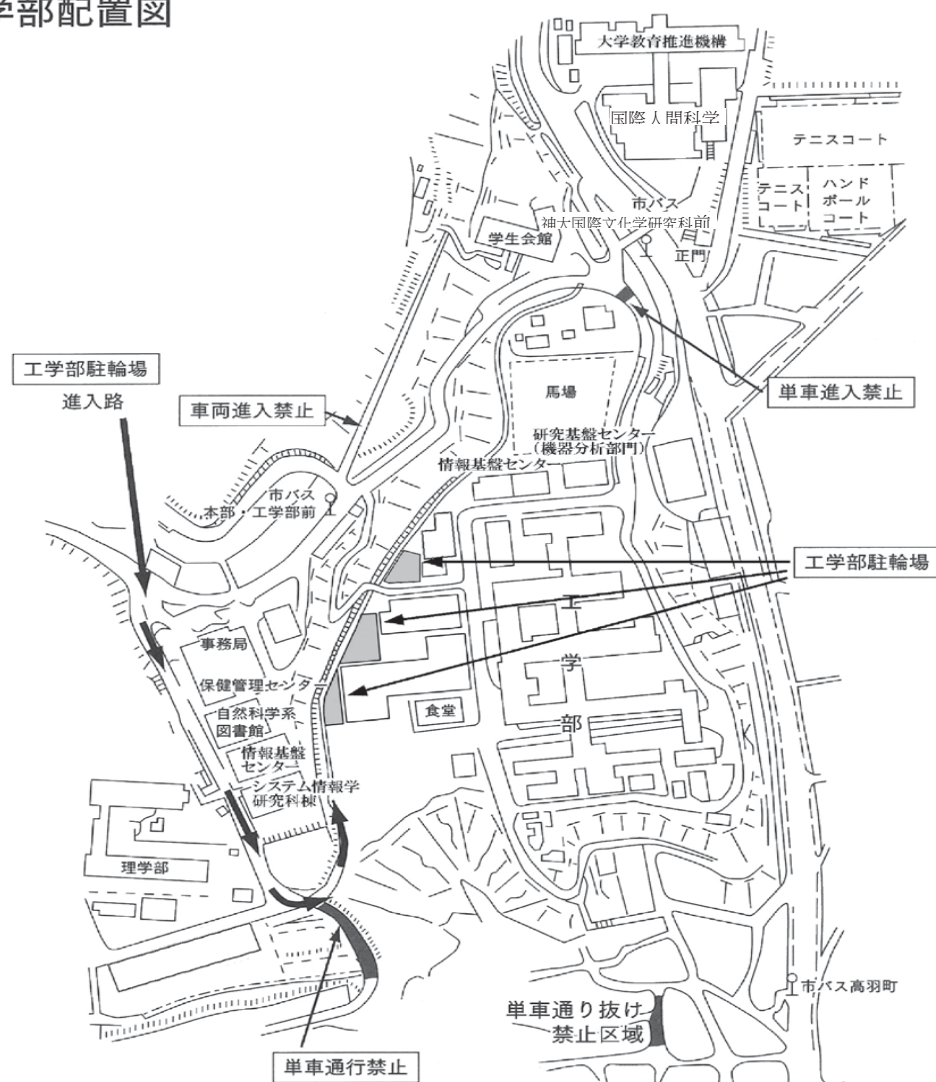
障害があるなどの理由により、日常の勉学や学生生活になんらかの困難や不安を抱いている場合の相談や調整を行っています。コーディネーターが相談にのり、講義に対する配慮や履修登録の支援、試験時の配慮等、学部・研究科と協働して必要に応じたサポートを行っています。

神戸大学HP → 教育・学生生活 → 学生支援 → 障害学生支援

18 ラーニングコモンズ

ラーニングコモンズ (LC) は、学内のどなたでも利用できる、創造的学修のためのスペースです。みんなで話し合いながらのグループ学習や、ゼミ・発表の準備、プレゼンテーションの練習、研究や活動の報告会などにご利用ください。工学部・工学研究科ラーニングコモンズは工学会館2階にあります。

工学部配置図



1. 奥からつめて順序よく駐輪すること。
2. 出入口付近では時速10km以下の徐行をすること。
3. 歩行者の安全に注意すること。
4. 必要以上にエンジン音や騒音を立てないこと。

1 神戸大学学生健康診断規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(実施機関)

第2条 健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門（以下「保健管理部門」という。）が行う。

(健康診断の種類)

第3条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長（以下「保健管理部門長」という。）が必要と認めたときに行うものとする。

(受診の義務)

第4条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理部門長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理部門に提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理部門長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第5条 保健管理部門長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等（各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。）に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第6条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規制又は治療を要する者があるときは、保健管理部門長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第7条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理部門長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第8条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することがある。

附 則（令和4年3月31日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

判 定 区 分		
生活 規正 の面	A（要休業）	授業を休む必要のあるもの
	B（要軽業）	授業に制限を加える必要のあるもの
	C（要注意）	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D（健 康）	全く平常の生活でよいもの
医 療 の 面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2（要観察）	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3（健 康）	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

2 神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人神戸大学会計規則（平成16年4月1日制定）第52条の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料、入学料及び検定料の額)

第2条 本学において徴収する授業料（幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学部	年額 535,800円	282,000円	17,000円
大学院の研究科（法学研究科実務法律専攻を除く。）	年額 535,800円	282,000円	30,000円
法学研究科実務法律専攻	年額 804,000円	282,000円	30,000円
乗船実習料	6か月につき 267,900円	169,200円	18,000円
幼稚園	年額 73,200円	31,300円	1,600円
中等教育学校の後期課程	年額 115,200円	56,400円	9,800円
特別支援学校の高等部	年額 4,800円	2,000円	2,500円
科目等履修生・聴講生	1単位につき 14,800円	28,200円	9,800円
研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	1単位につき 14,800円		
特別研究学生	月額 29,700円		

- 2 神戸大学教学規則（以下「教学規則」という。）第22条第4項（教学規則第72条において準用する場合を含む。）の規定により、本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。
- 3 学部において、出願書類等による選抜（以下「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第二段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は13,000円とする。
- 4 法学研究科実務法律専攻において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。
- 5 小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	検 定 料
小学校	3,300円
中等教育学校の前期課程	5,000円
特別支援学校の小学部	1,000円
特別支援学校の中学部	1,500円

- 6 第1項に規定する幼稚園、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに前項に規定する小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選等(以下この項において「試験等」という。)を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の第2欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の第3欄に掲げる額とする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	700円	900円
小学校	1,100円	2,200円
中等教育学校の前期課程	1,300円	3,700円
中等教育学校の後期課程	2,400円	7,400円
特別支援学校の小学部	500円	500円
特別支援学校の中学部	600円	900円
特別支援学校の高等部	700円	1,800円

- 7 学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。ただし、編入学において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。
- 8 編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 9 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条ただし書の規定により、大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

（寄宿料の額）

第3条 本学において徴収する寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	学生寮等の名称	寄 宿 料
居室が単身用の場合	住吉国際学生宿舎	月額 4,700 円
	白鷗寮	月額 5,900 円
	住吉寮，女子寮，国維寮，インターナショナル・レジデンス(単身室 床面積15㎡未満)，国際交流会館（ユニット単身室）	月額 18,000 円

区 分	学生寮等の名称	寄 宿 料
	インターナショナル・レジデンス(単身 室 床面積15㎡以上)	月額 21,000 円
居室が世帯用の場合	国際交流会館 (夫婦室)	月額 9,500 円
	国際交流会館 (家族室)	月額 11,900 円
	インターナショナル・レジデンス(夫婦 室)	月額 45,000 円
	インターナショナル・レジデンス (家族 室)	月額 49,000 円

2 この条に定めるもののほか、寄宿料の額に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

3 神戸大学学生懲戒規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条の2（第72条において準用する場合を含む。）に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において、「部局等」とは、学部、研究科その他学生の所属する組織をいう。

(学生懲戒の基本的な考え方)

第3条 懲戒は、学生による事件事故に係る行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえ、教育的指導の観点から慎重かつ総合的に勘案して決定するものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第4条 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。

- (1) 刑罰法令に触れる行為
- (2) 本学の教育・研究活動及び管理運営に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の名誉・信用を著しく失墜させる行為
- (4) その他前各号に準ずる不適切な行為

(試験等における不正行為)

第5条 試験等において不正行為を行った場合の取扱いについては、大学教育推進機構及び部局等の定めるところによる。ただし、当該行為が懲戒の対象となりうる行為と判断された場合にこの規則を適用することを妨げない。

(懲戒の内容)

第6条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 次のとおり登校を停止させること。
 - イ 有期の停学 期限を付すもの
 - ロ 無期の停学 期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(停学期間中の措置)

第7条 停学期間中における次に掲げる事項は、認めない。

- (1) 授業科目の履修及び定期試験の受験
- (2) 学位論文審査の受審
- (3) 本学の施設及び設備の利用
- (4) 課外活動団体での活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、停学期間中であっても認めるものとする。

- (1) 停学期間終了後の授業科目履修及び学位論文審査受審のために必要な手続

- (2) 特に退去を命ぜられない場合の本学の学生寮又は外国人留学生宿舍への居住
 - (3) 部局等の長が特に必要と認める本学の施設及び設備の利用
 - (4) 本学学生であることを資格要件としない課外活動団体での活動
- 3 当該学生が所属する部局等は、停学期間中の学生に対し、面談等により、更生に向けた指導を適宜行うものとする。

(無期の停学の解除)

第8条 無期の停学の処分を下された学生が所属する部局等の教授会(教授会としての運営委員会等を含む。以下同じ)は、当該学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、前条第3項の規定による指導の結果、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

- 2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(登校の停止)

第9条 部局等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に当該学生に対して登校の停止を命ずることができる。この場合において、登校停止の期間は、停学期間に算入することができる。

- 2 登校停止期間中の措置は、第7条の規定に準ずるものとする。

(部局等の長の指導)

第10条 学生による事件事故が懲戒に至らない程度のものである場合は、部局等の長は、学生に対し、教育的措置として文書又は口頭により嚴重注意その他の指導を行うことができる。

(自主退学・休学)

第11条 部局等の長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生が、懲戒処分の決定前に退学を願い出た場合は、これを受理しないものとする。

- 2 部局等の長は、懲戒処分の決定後は、休学期間が停学期間と重複する休学の願い出は、受理しないものとする。

(懲戒の発議)

第12条 部局等の長は、懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、速やかに学長に報告するものとする。

- 2 前項の行為を行った学生の所属する部局等の教授会は、当該行為に係る事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。
- 3 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程(平成18年1月24日制定。以下「規程」という。)第2条第1号に規定する行為を行った場合は、規程第6条第8項に定める調査報告をもって事実関係の調査に代えるものとする。
- 4 学長が指名した理事は、第2項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べることができる。
- 5 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の部局等に係わる場合の懲戒手続)

第13条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる部局等に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁 明)

第14条 教授会は、第12条第2項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

（懲戒処分の決定）

第15条 学長は、第12条第5項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て、懲戒処分を決定する。

2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

（懲戒処分の通知）

第16条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

（懲戒の発効）

第17条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

（懲戒に関する記録）

第18条 懲戒を行った場合は、当該学生の学籍簿にその内容を記録するものとする。

2 学生の将来を考慮し、証明書その他修学状況に関する文書については、原則として懲戒の内容を記載しないものとする。

（異議申立て）

第19条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。

3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

（守秘義務）

第20条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後も継続する。

（雑則）

第21条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年3月25日

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に行われた学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例による。

4 神戸大学学生懲戒規則に関する申し合わせ

(平成16年4月1日教育研究評議会決定)

神戸大学学生懲戒規則に定める手続の適正化，透明化を図るに当たっては，懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから，次の申し合わせを行うものとする。

- 1 懲戒の対象となりうる行為は，次の行為とする。
 - (1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為
 - (2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為
 - (3) 本学の施設・設備への重大な破壊行為
 - (4) 本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 2 教育研究機関としての大学のなす懲戒は，教育的な配慮から慎重に行われなければならないが，学生の自主的な活動に対しては，特に慎重な配慮が加えられなければならない。
- 3 申し合わせ第1項は，懲戒対象行為を限定し，その明確化を図ることを旨とし，従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

5 神戸大学学生表彰規程

平成17年2月17日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条第2項の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
 - ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの
- (2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
 - ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
 - ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
 - ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの
- (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第3条 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体（以下「表彰候補者」という。）がある場合は、別記様式第1により学長に推薦するものとする。

(被表彰者の選考及び決定)

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、学生委員協議会の議を経て、表彰される者（以下「被表彰者」という。）を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が別記様式第2の表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第2条第2号に該当する表彰については、原則として毎年3月に行うものとする。

（事 務）

第7条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

（雑 則）

第8条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年8月10日）

この規程は、令和5年8月10日から施行する。

6 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

(平成18年1月24日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人神戸大学(以下「大学」という。)における全ての職員並びに幼児、児童、生徒、学生及び研究生等(以下「学生等」という。)が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、大学におけるハラスメント等の防止及びハラスメント等が生じた場合の適切な対応(以下「ハラスメント等の防止等」という。)に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次のイからホに掲げるものをいう。

イ セクシュアル・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、言葉、視覚、行動等により、就労、就学、教育又は研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な性質の言動等を行うこと及びそれに伴い、相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境(以下「教育研究環境等」という。)を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ロ アカデミック・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、優位な立場や権限を利用し又は逸脱して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ハ パワー・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、自らの地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ニ マタニティ・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、妊娠、出産又は育児を理由として、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ホ その他のハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、飲酒の強要、誹謗、中傷、風評の流布等により人権を侵害して、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

(2) 性暴力等 次のイ及びロに掲げるものをいう。

イ 前号イを含め、職員又は学生等が他の職員又は学生等に、相手の意に反する性的な行為等(性交等、わいせつな言動等)を行うことをいう。

ロ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)第2条第3項に定める児童生徒性暴力等に該当する行為をいう。

(3) ハラスメント等 ハラスメント及び性暴力等をいう。

(4) 被害を訴えた人 ハラスメント等による被害を受けたと訴えた職員又は学生等をいい、加害者として訴えられたことにより被害を受けたと訴えた職員又は学生等を含む。

(5) 加害者とされた人 被害を訴えた人がハラスメント等を行ったとする職員又は学生等をいう。

(6) 部局 各機構，国際人間科学部，医学部，各研究科，先端融合研究環，経済経営研究所，附属図書館，医学部附属病院，医学部附属国際がん医療・研究センター，附属学校部，各基幹研究推進組織，農学研究科附属食資源教育研究センター，各学内共同基盤組織，戦略企画本部，国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)第18条第1項の規定により設置される室及び事務局(監査室及び内部統制室を含む。)をいう。

(学長の責務)

第2条の2 学長は，職員及び学生等が個人として尊重されるとともに，就労上及び就学上の適正な環境を維持するため，ハラスメント等の防止等に必要な措置を講じなければならない。

(担当理事の責務)

第2条の3 ハラスメント担当の理事(以下「担当理事」という。)は，学長の指示に基づき，ハラスメント等の防止等に関し総括する。

- 2 担当理事は，ハラスメント等の防止等のため，職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。
- 3 担当理事は，ハラスメント等の防止等のため，職員に対し，研修を実施しなければならない。
- 4 担当理事は，ハラスメント等が生じた場合は，迅速かつ適切に対処しなければならない。

(部局の長の責務)

第2条の4 部局の長は，部局におけるハラスメント等の防止等に関し総括する。

- 2 部局の長は，ハラスメント等の防止等のため，職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。
- 3 部局の長は，職員に対し，自ら実施することが適当と認められるハラスメント等の防止等のための研修について計画を立て，その実施に努めるものとする。
- 4 部局の長は，ハラスメント等が生じた場合は，迅速かつ適切に対処しなければならない。

(管理監督者の責務)

第2条の5 職員を管理若しくは監督又は学生等を指導する地位にある者(以下「管理監督者」という。)は，当該管理若しくは監督する職員又は指導する学生等に対し，次の各号に掲げる事項に注意してハラスメント等の防止に努めるとともに，ハラスメント等が生じた場合は，迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) ハラスメント等に関し，注意を喚起し，認識を深めさせること。
- (2) 言動に十分な注意を払うことにより，ハラスメント等が生じることがないように配慮すること。

(職員及び学生等の責務)

第2条の6 職員及び学生等は，ハラスメント等を行ってはならない。

- 2 職員及び学生等は，この規程並びにこの規程に基づく部局の長若しくは管理監督者の指示又は指導に従い，ハラスメント等の防止等に協力し，並びに次条第4項に規定するハラスメント等調査委員会及び同条第6項に規定する全学ハラスメント等調査委員会の調査等に協力しなければならない。

(ハラスメント等防止・対策本部)

第3条 大学に，ハラスメント等に関する相談に対応するため，ハラスメント等防止・対策本部(以下「防止・対策本部」という。)を置く。

- 2 防止・対策本部は，次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 担当理事

- (2) 学長が指名する理事(前号の理事を除く。)
 - (3) 事務局長
 - (4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長
 - (5) その他学長が必要と認めた者
- 3 防止・対策本部に本部長を置き、担当理事をもって充てる。
 - 4 防止・対策本部は、相談員等からのハラスメント等に関する相談についての報告に対し、被害を訴えた人の意向を確認の上、相談の内容に応じた対処方法を決定するとともに、加害者とされた人が所属する部局(以下「特定部局」という。)の長にハラスメント等調査委員会(以下「調査委員会」という。)の設置等を指示する。
 - 5 前項の規定により、防止・対策本部から調査委員会の設置以外の対応に係る指示を受けた特定部局の長は、適切に対処し、当該結果を速やかに防止・対策本部に報告するものとする。
 - 6 前2項の規定にかかわらず、防止・対策本部は、ハラスメント等に関する相談について審議した結果、必要と認めた場合は、学長へ全学ハラスメント等調査委員会(以下「全学調査委員会」という。)の設置を要請するものとする。
 - 7 防止・対策本部は、必要に応じ、相談事項への対応等を、相談員に報告するものとする。

(防止委員会)

- 第3条 大学に、ハラスメント等の防止等に関し、その対策等について審議し、その実施及び推進を図るため、ハラスメント等防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。
- 2 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。この場合において、学長は、委員が両性の委員で構成されるよう配慮するものとする。
 - (1) 学長が指名する理事
 - (2) 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科及び経済経営研究所から選出された教授各1人
 - (3) 事務局長
 - (4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長
 - (5) 事務局長が指名した事務系職員若干人
 - (6) その他学長が必要と認めた者
 - 3 防止委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) ハラスメント等の防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。
 - (2) ハラスメント等に関する相談への対応に関すること。
 - (3) その他ハラスメント等の防止に関すること。
 - 4 第2項第2号、第5号及び第6号の委員は、学長が任命する。
 - 5 第2項第2号、第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 防止委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。
 - 7 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。
 - 8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
 - 9 防止委員会において、ハラスメント等に関する相談に対応するに当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意するものとする。

10 この条に定めるもののほか、防止委員会の運営に関し必要な事項は、防止委員会が定める。

(相談窓口)

第5条 ハラスメント等に関する相談窓口として相談員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 部局の長及び部局選出の評議員
 - (2) 神戸大学学生委員協議会規程（平成16年4月1日制定）第2条に定める者
 - (3) 部局の長から指名された職員
 - (4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンターの保健管理医及び「こころの健康相談」のカウンセラー
- 2 前項第3号の相談員の部局毎の人数については、防止委員会が定めるものとし、部局の長は、相談員の指名に当たっては、女性の指名について配慮するものとする。
- 3 相談員の責務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) ハラスメント等に関する相談に応ずるとともに、自主的解決への支援等を行うこと。
 - (2) 関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意すること。
 - (3) ハラスメント等に関する相談を受けた場合は、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の本部長に報告すること。
 - (4) ハラスメントアドバイザリーボードから報告のあった措置等について、被害を訴えた人に適宜報告すること。
- 4 相談員は、学長が委嘱する。
- 5 相談員の主配置先又は所属並びに氏名及び連絡先については、毎年明示するものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、ハラスメント等に関する相談は、相談員以外の職員に行うことができる。この場合において、相談を受けた者は相談内容に関し秘密保持に留意し、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の本部長に報告するものとする。

(調査委員会)

第6条 第3条第4項の規定に基づく調査委員会は、特定部局以外の部局に所属する職員1人以上を含む3人以上の委員をもって組織する。

- 2 前項の特定部局に所属する委員については、特定部局の長が指名する。
- 3 第1項の特定部局以外の部局に所属する委員については、特定部局の長が、当該部局の長に選出を依頼し、選出された者に委員を委嘱する。
- 4 特定部局が複数ある場合は、特定部局の長が協議の上、委員の指名又は委嘱を行うものとする。
- 5 前3項の規定により委員を指名又は委嘱することが適当でない場合は、本部長が委員を指名するものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、本部長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。
- 7 調査委員会の調査に関して、特定部局の長は、中立の立場を維持するものとする。
- 8 調査委員会は、当該ハラスメント等に関する事実関係を調査し、特定部局の長を通じて調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。
- 9 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。
- 10 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該調査委員会に再調

査等を指示，又は全学調査委員会を設置することができる。

- 11 調査委員会は，調査の実施に関し，学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
- 12 調査委員会は，被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし，調査を行うに当たっては，事情聴取対象者のプライバシー，名誉その他の人権を尊重するとともに，聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。
- 13 調査委員会は，前項の調査を行うに当たり，加害者とされた人にその旨を告知し，口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 14 加害者とされた人は，弁明の際，必要な証拠を提出し，関係者等からの事情聴取を求めることができるとともに補佐人を指名し，その補佐を受けることができる。
- 15 調査委員会は，加害者とされた人が，弁明の機会を与えられたにもかかわらず，正当な理由もなく欠席し，又は弁明書を提出しなかった場合は，この権利を放棄したものとみなす。
- 16 その他調査委員会に関し必要な事項は，別に定める。

（全学調査委員会）

第7条 第3条第6項の規定に基づき学長が設置する全学調査委員会は，3人以上の委員をもって組織する。

- 2 委員長は，学長が指名する。
- 3 第1項の規定にかかわらず，学長が特に必要と認める場合には，学外者に委員を委嘱することができる。
- 4 全学調査委員会は，当該ハラスメント等に関する事実関係を調査し，調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。
- 5 前項の報告を受けた防止・対策本部は，調査結果を学長に報告するものとする。
- 6 学長は，調査結果の内容に疑義があるときは，防止・対策本部を通じて当該全学調査委員会に再調査等を指示することができる。
- 7 全学調査委員会は，調査の実施に関し，学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
- 8 全学調査委員会は，被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし，調査を行うに当たっては，事情聴取対象者のプライバシー，名誉その他の人権を尊重するとともに，聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。
- 9 全学調査委員会は，前項の調査を行うに当たり，加害者とされた人にその旨を告知し，口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 10 加害者とされた人は，弁明の際，必要な証拠を提出し，関係者等からの事情聴取を求めることができるとともに補佐人を指名し，その補佐を受けることができる。
- 11 全学調査委員会は，加害者とされた人が，弁明の機会を与えられたにもかかわらず，正当な理由もなく欠席し，又は弁明書を提出しなかった場合は，この権利を放棄したものとみなす。
- 12 その他全学調査委員会に関し必要な事項は，別に定める。

（調査結果への対処）

第8条 学長は，調査委員会及び全学調査委員会（以下「調査委員会等」という。）の調査結果により，ハラスメント等の事実が明らかになった場合には，国立大学法人神戸大学職員就業規則（平成16年4月1日制定）等の規定に基づき，ハラスメント等の行為者に対し，必要な措置を講ずるも

のとする。

- 2 学長は、調査委員会等の調査結果を、被害を訴えた人及び加害者とされた人に通知するものとする。
- 3 学長は、調査委員会等の調査結果を、被害を訴えた人が所属する部局の長及び特定部局の長に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた部局の長は、必要な措置を講ずるものとする。

(啓発及び再発防止のための活動)

第8条の2 担当理事及び防止・対策本部は、この規程の概要について周知させるため、定期的な啓発活動を実施しなければならない。

- 2 担当理事及び防止・対策本部は、ハラスメント等の発生状況を踏まえ、発生した原因を分析し、再発防止策を講ずるものとする。

(調査結果等の取扱い)

第9条 調査委員会等の調査資料及び調査結果は、特段の事情がない限り公開しないものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 相談員等及びハラスメント等に起因する問題の対処に関わる者は、ハラスメント等に関する相談者、相談に係る調査への協力その他の対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって就労上及び就学上不利益な取扱いをしてはならない。ただし、虚偽の申し出を行った場合はこの限りでない。

(関係者に対する規程の準用)

第10条の2 職員であった者、学生等であった者その他の関係者(学長が別に定める者に限る。)からのハラスメント等に関する相談については、この規程を準用する。

- 2 前項の場合において、職員であった者は、在職しなくなったときから1年以内、学生等であった者は、在籍しなくなったときから1年以内に限り、相談することができるものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(事務)

第11条 ハラスメント等の防止等に関する事務は、総務部人事課又は学務部学生支援課において行う。

- 2 第3条第4項の規定に基づく調査委員会に関する事務は、特定部局の事務部において行う。
- 3 前項の特定部局が複数ある場合には、特定部局の長が協議の上、事務を行う事務部を決定する。

(雑則)

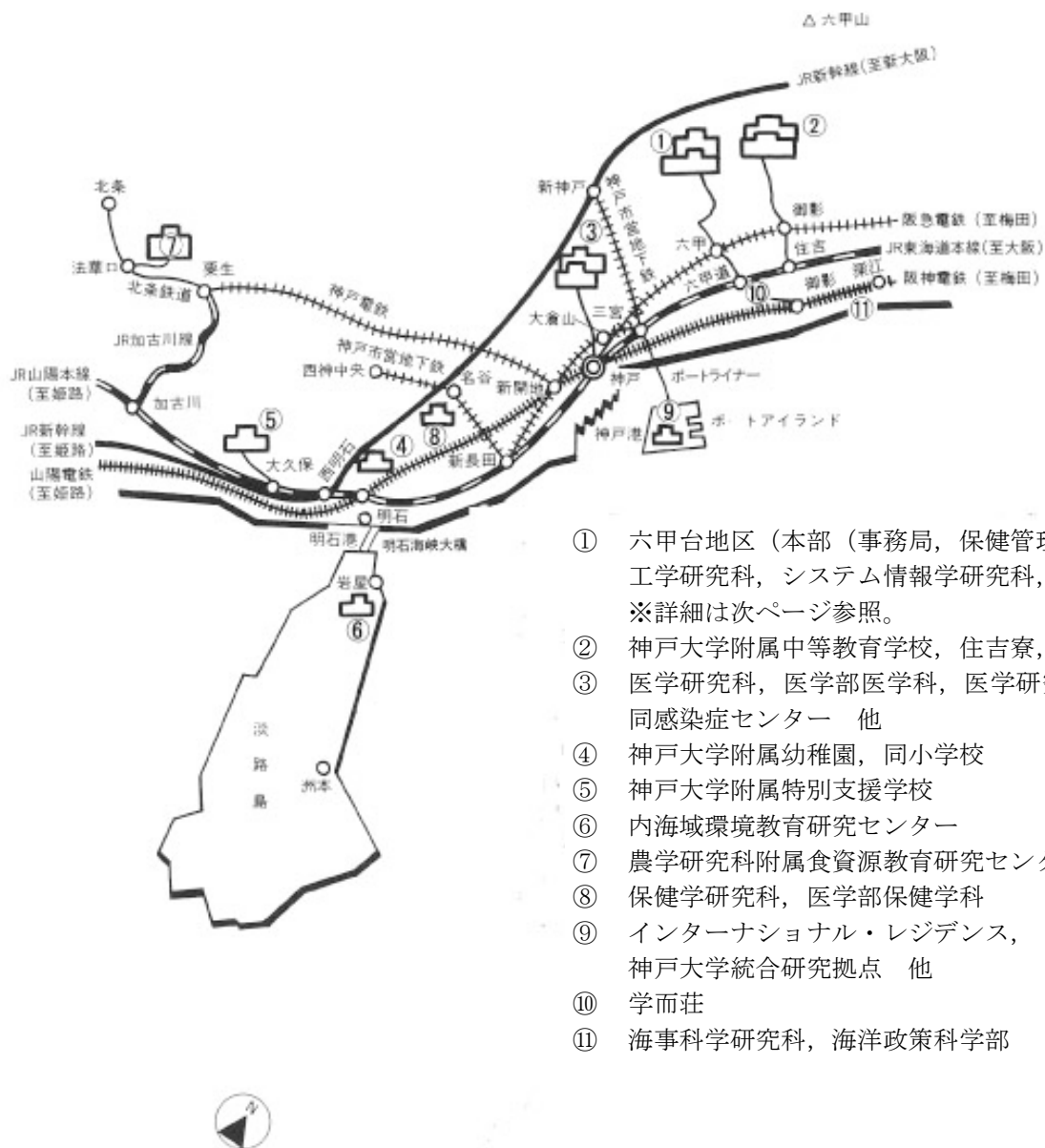
第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年3月25日)

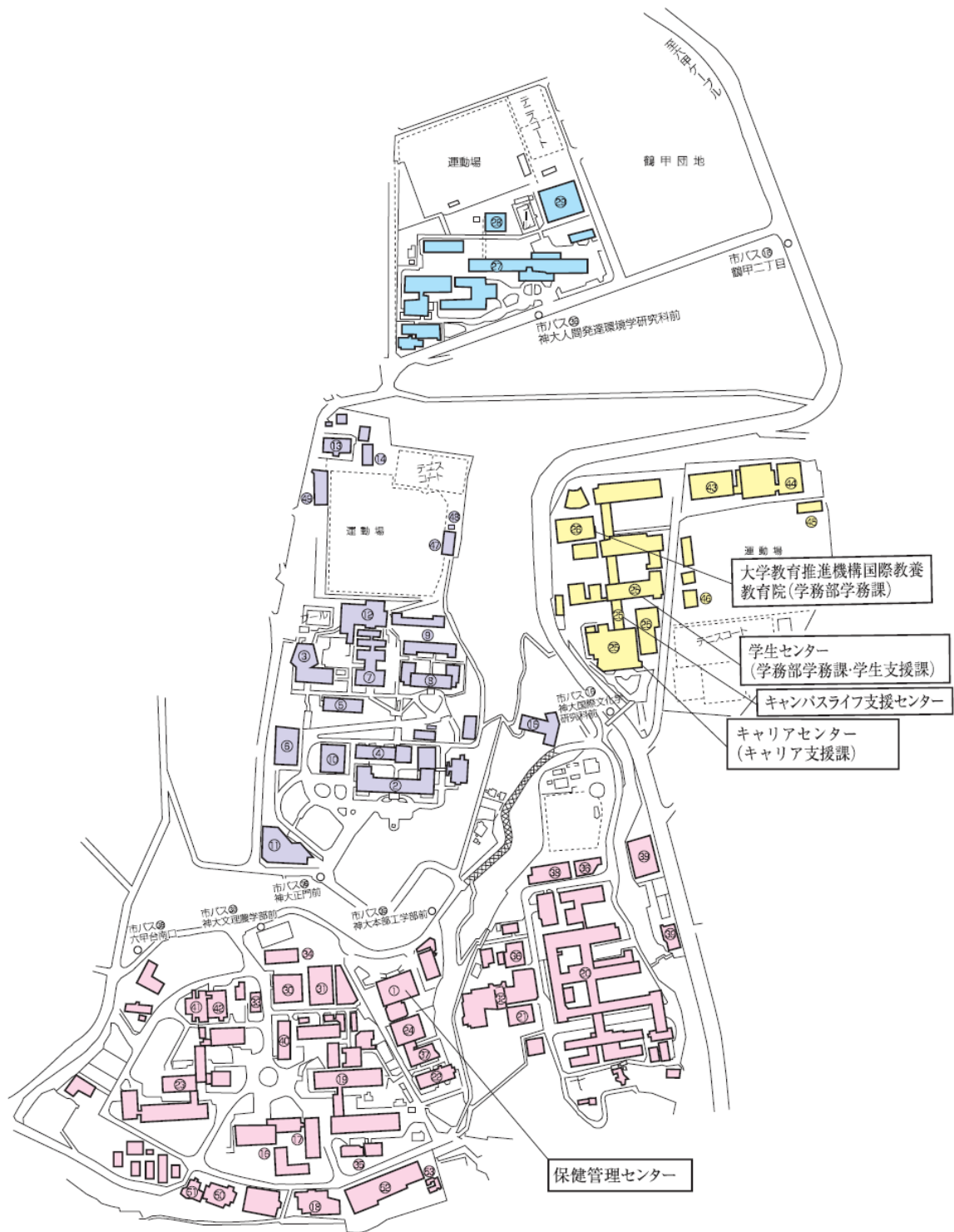
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

Ⅸ 神戸大学配置図等

1 神戸大学配置図



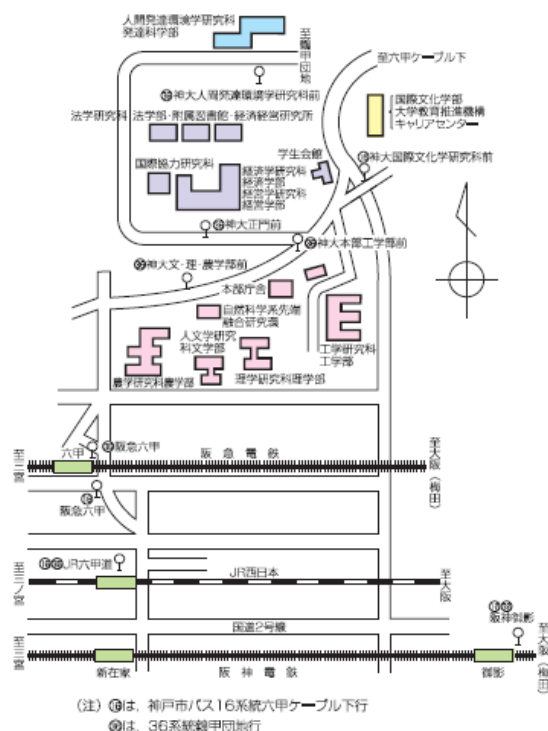
2 六甲台キャンパス案内



- ① 本部庁舎（事務局）、保健管理センター **AED**
- ② 六甲台本館（経済学研究科・経済学部、経営学研究科・経営学部）
- ③ 六甲台第二学舎（法学研究科・法学部） **AED**
- ④ 六甲台第三学舎 **AED**
- ⑤ 六甲台第四学舎（政策研究リエゾンセンターを含む。）
- ⑥ 六甲台第五学舎（国際協力研究科）
- ⑦ 社会科学系図書館 **AED**
- ⑧ 経済経営研究所
- ⑨ 同新館（経済経営研究所図書館）
- ⑩ 出光佐三記念六甲台講堂
- ⑪ 社会科学系アカデミア館
- ⑫ 社会科学系フロンティア館
- ⑬ 武道場
- ⑭ 弓道場
- ⑮ 学生会館 **AED**
- ⑯ 人文学研究科・文学部学舎 **AED**
- ⑰ 人文学研究科棟、人文科学図書館
- ⑱ 六甲台南食堂（ランスポックス）
- ⑲ 理学研究科・理学部学舎 **AED**
- ⑳ 工学研究科・工学部学舎 **AED**
- ㉑ 工学研究科・工学部食堂
- ㉒ システム情報学研究科
- ㉓ 農学研究科・農学部学舎 **AED**
- ㉔ 自然科学系図書館
- ㉕ 国際人間科学部・国際文化学研究科・国際文化学部・大学教育推進機構学舎、国際コミュニケーションセンター、学生センター（学務課、学生支援課、キャンパスライフ支援センター）、キャリアセンター、総合図書館、国際文化学図書館 **AED**
- ㉖ 国際人間科学部・国際文化学部・大学教育推進機構講義棟 **AED**
- ㉗ 国際人間科学部・人間発達環境学研究科・発達科学部学舎（本館）、人間科学図書館 **AED**
- ㉘ 国際人間科学部・人間発達環境学研究科・発達科学部食堂
- ㉙ 国際人間科学部・人間発達環境学研究科・発達科学部体育館 **AED**
- ㉚ 自然科学総合研究棟1号館 **AED**
- ㉛ 自然科学総合研究棟2号館
- ㉜ 自然科学総合研究棟3号館
- ㉝ 自然科学総合研究棟4号館
- ㉞ 連携創造本部先端研究推進部門
- ㉟ 研究基盤センター（極低温部門）
- ㊱ 研究基盤センター（機器分析部門）
- ㊲ 情報基盤センター（本館）
- ㊳ 情報基盤センター（分館）
- ㊴ 都市安全研究センター **AED**
- ㊵ バイオシグナル総合研究センター **AED**
- ㊶ 研究基盤センター（アイソトープ部門）
- ㊷ 連携創造本部

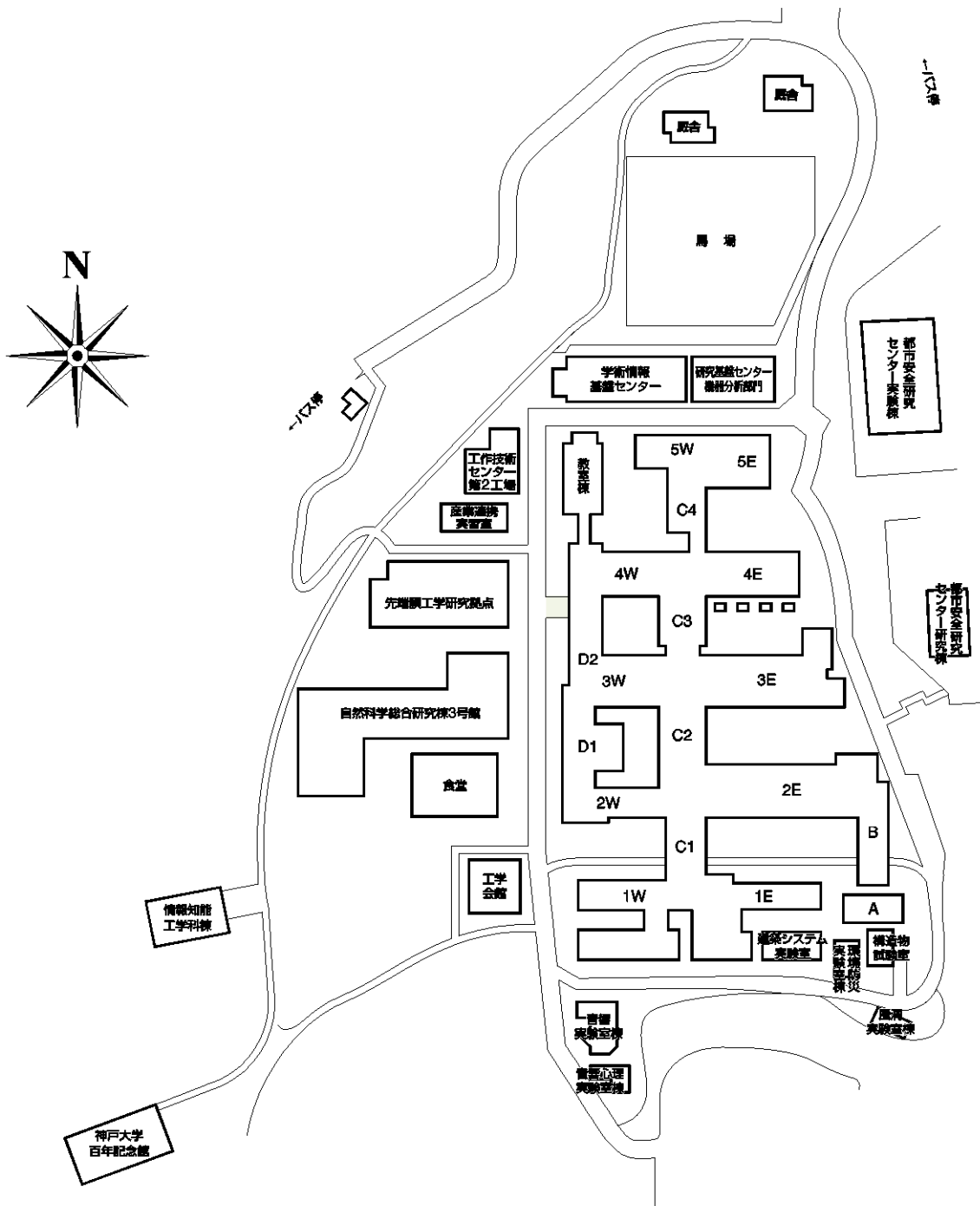
- ㊸ 大学教育推進機構体育館 **AED**
- ㊹ 大学教育推進機構武道場
- ㊺ 音楽練習室
- ㊻ 高井記念学生スポーツ会館 **AED**
- ㊼ 課外活動第一共用施設 **AED**
- ㊽ 課外活動第二共用施設
- ㊾ 課外活動第三共用施設
- ㊿ 瀧川記念学術交流会館
- ㊽ 眺望館
- ㊽ 神戸大学百年記念館・国際教育総合センター（国際部国際交流課）（神大会館） **AED**
- ㊽ 山口誓子記念館

交通案内



・AED（自動体外式除細動器）とは、「突然心臓が止まって倒れてしまった人」の心臓のリズムを、心臓に電気ショックを与えることにより再び正しいリズムに戻し、蘇生するための治療機器です。（**AED**マークのあるところに設置されています。）

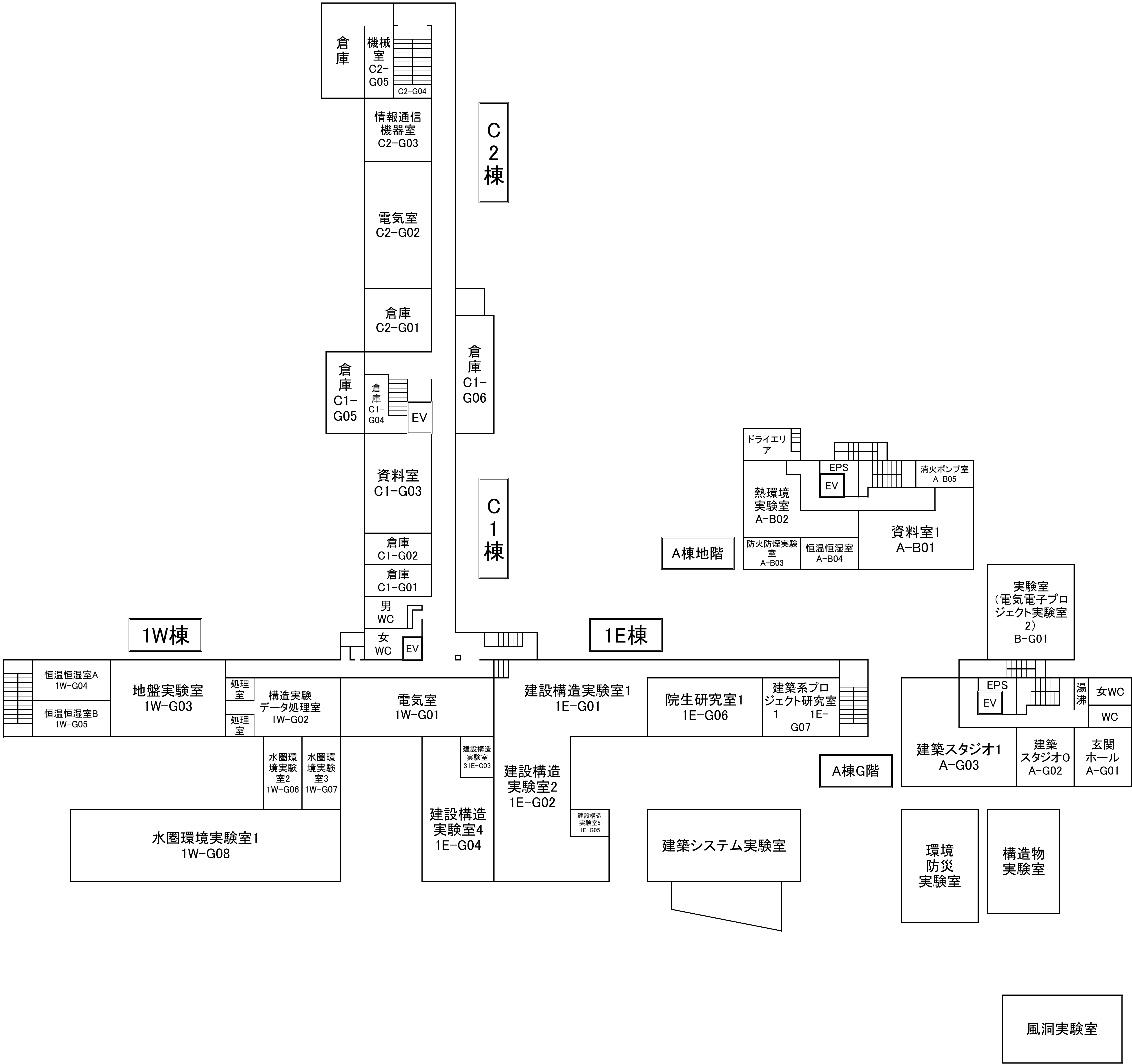
3 工学部・工学研究科・システム情報学研究科配置図



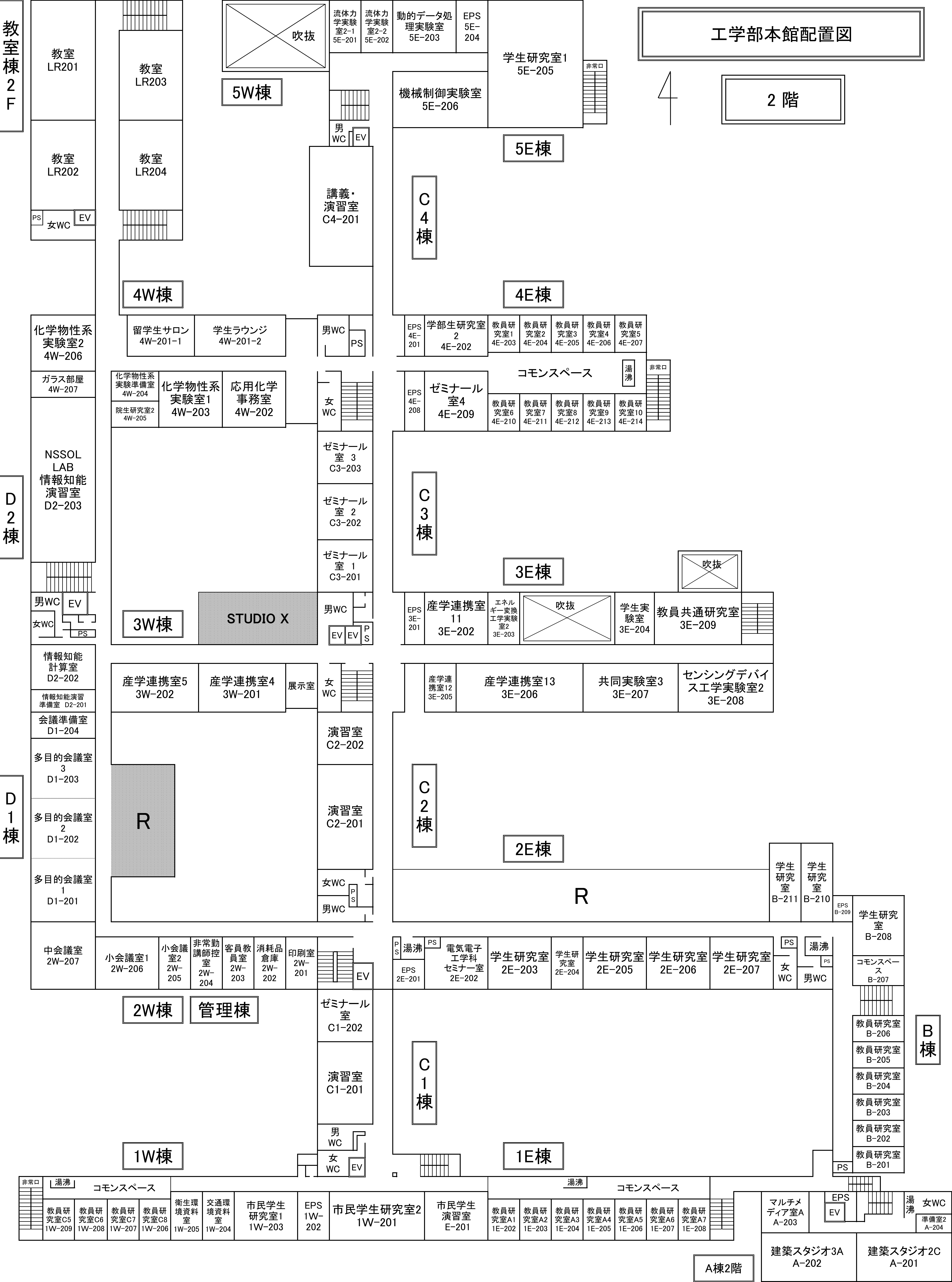
4 工学部学舎平面図(2022年4月現在)

4

G階・地階







教室棟
3 F

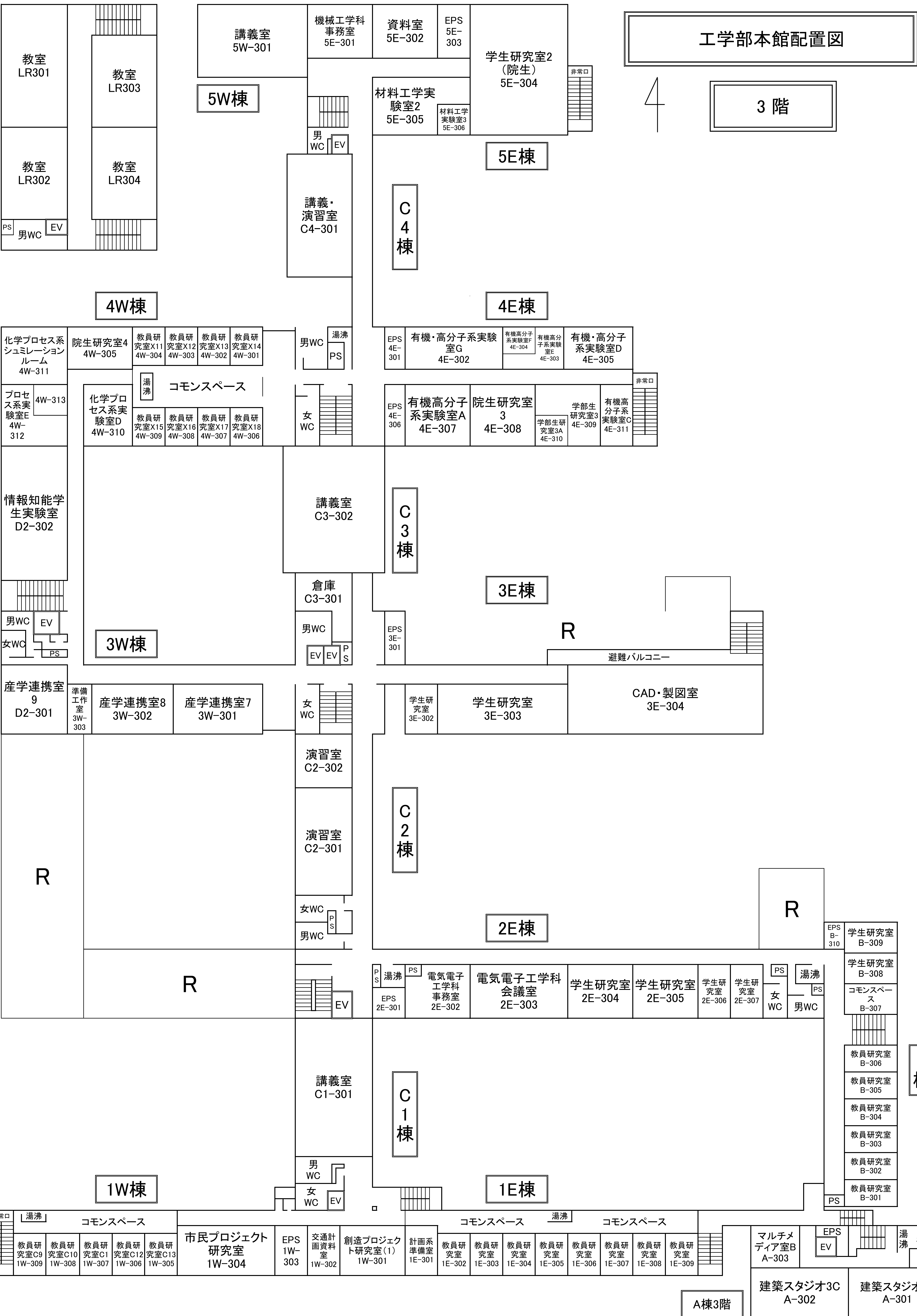
D
2 棟

C
1 棟

C
2 棟

C
3 棟

C
4 棟

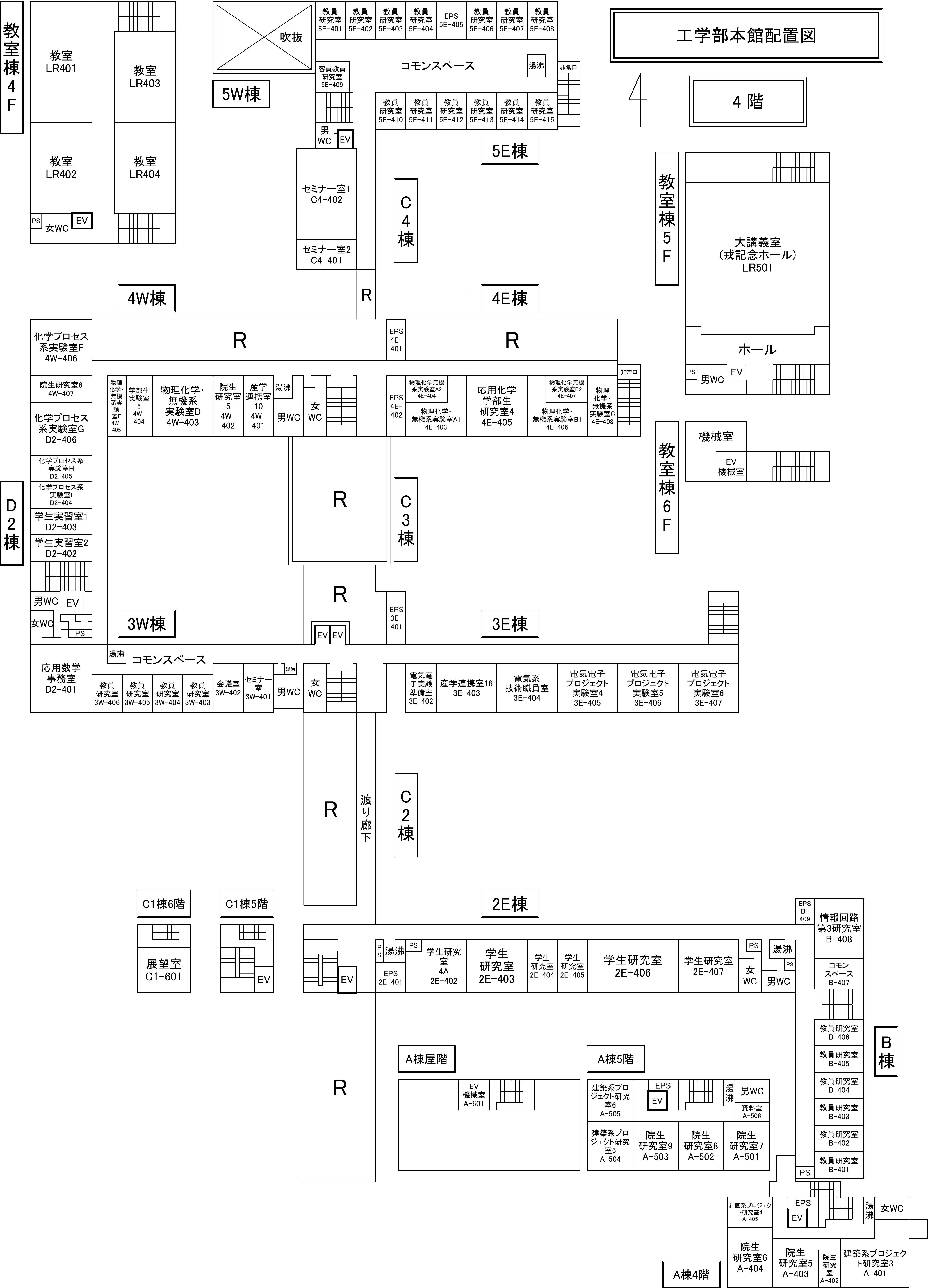


工学部本館配置図

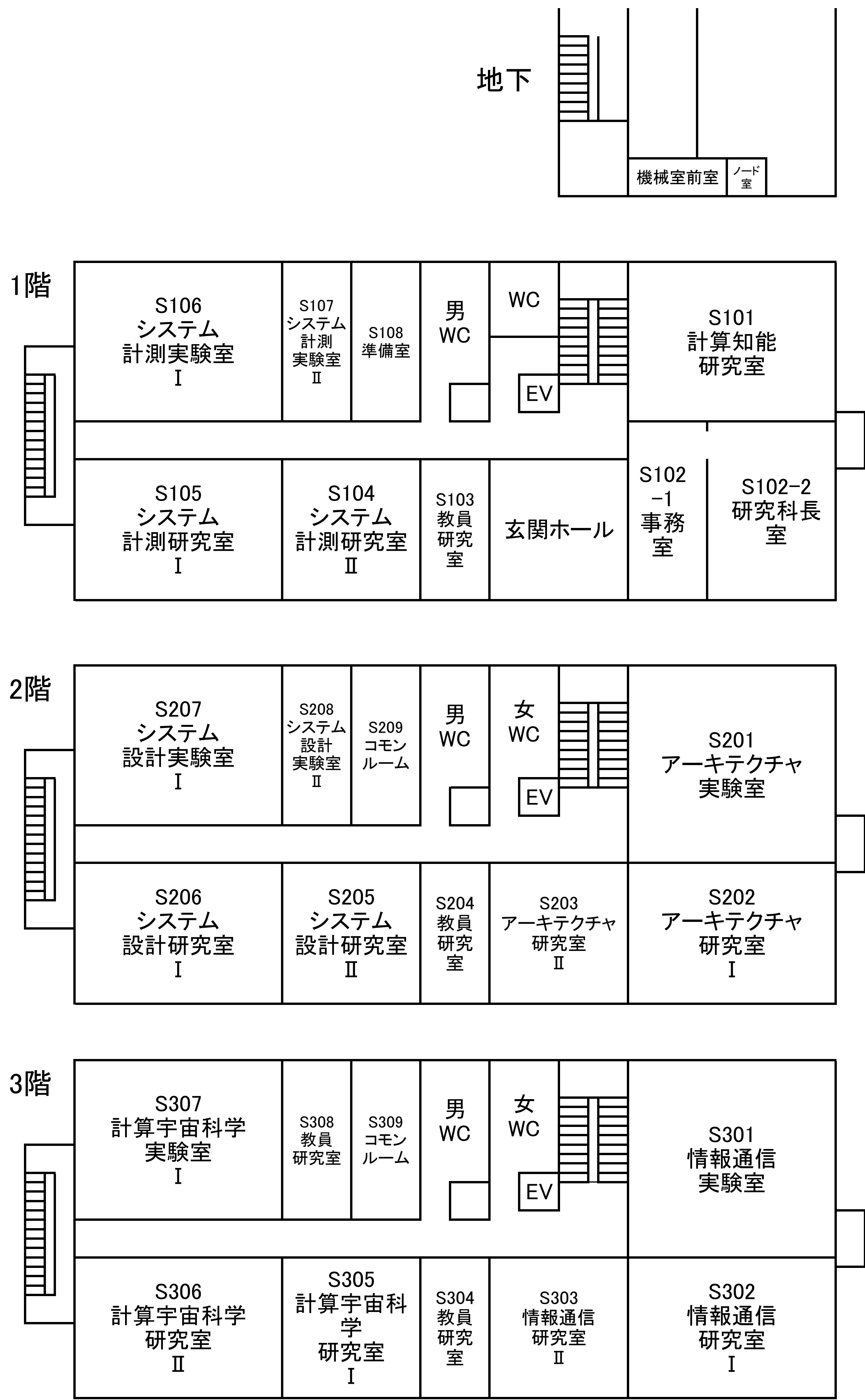
3 階

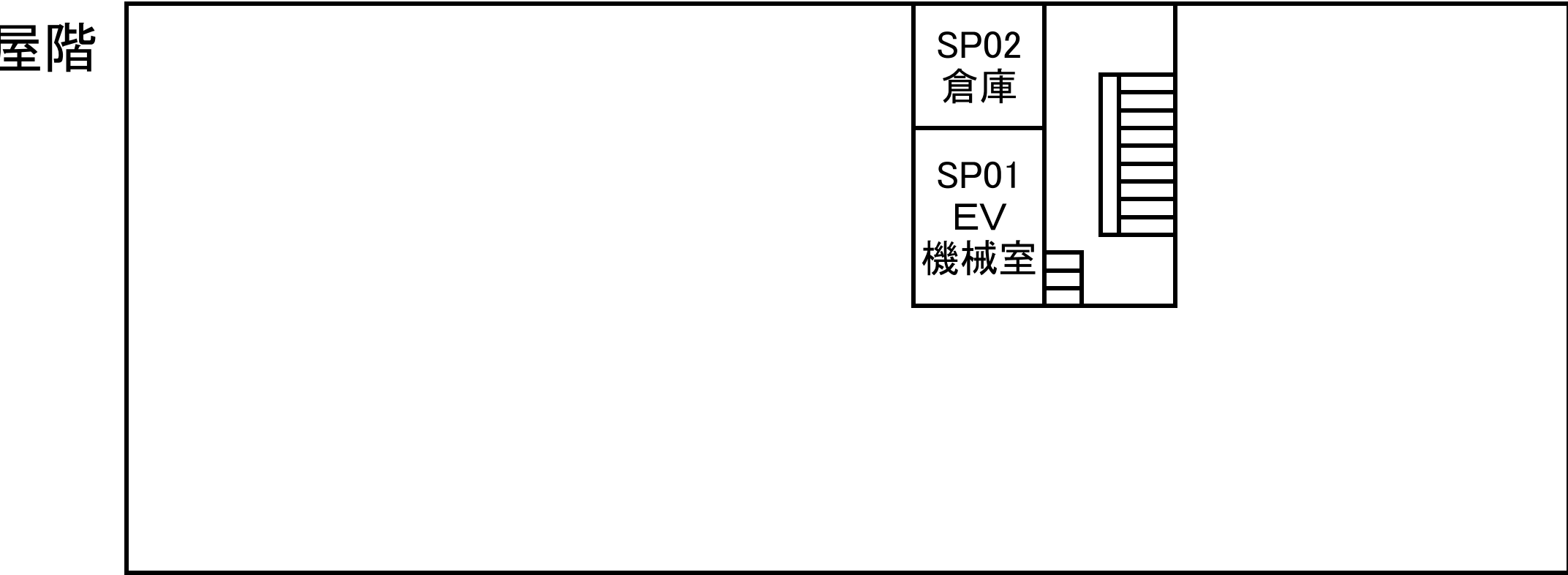
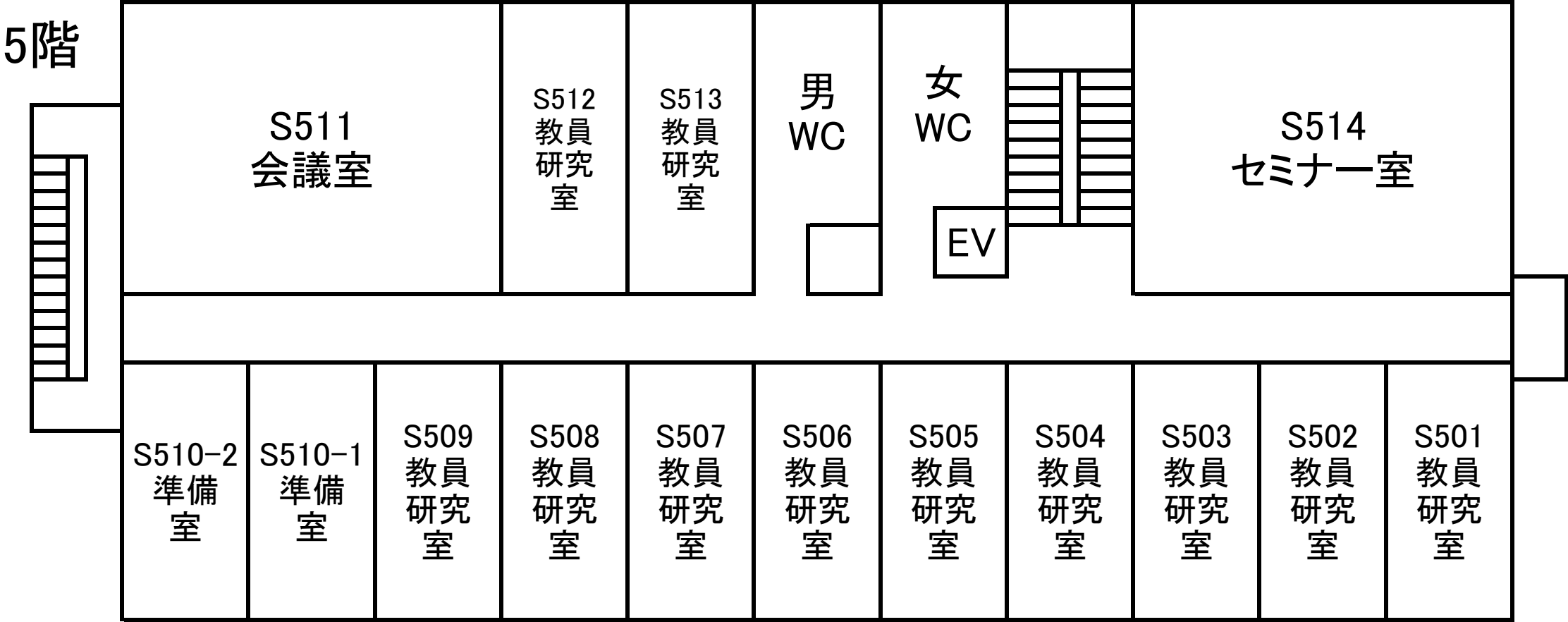
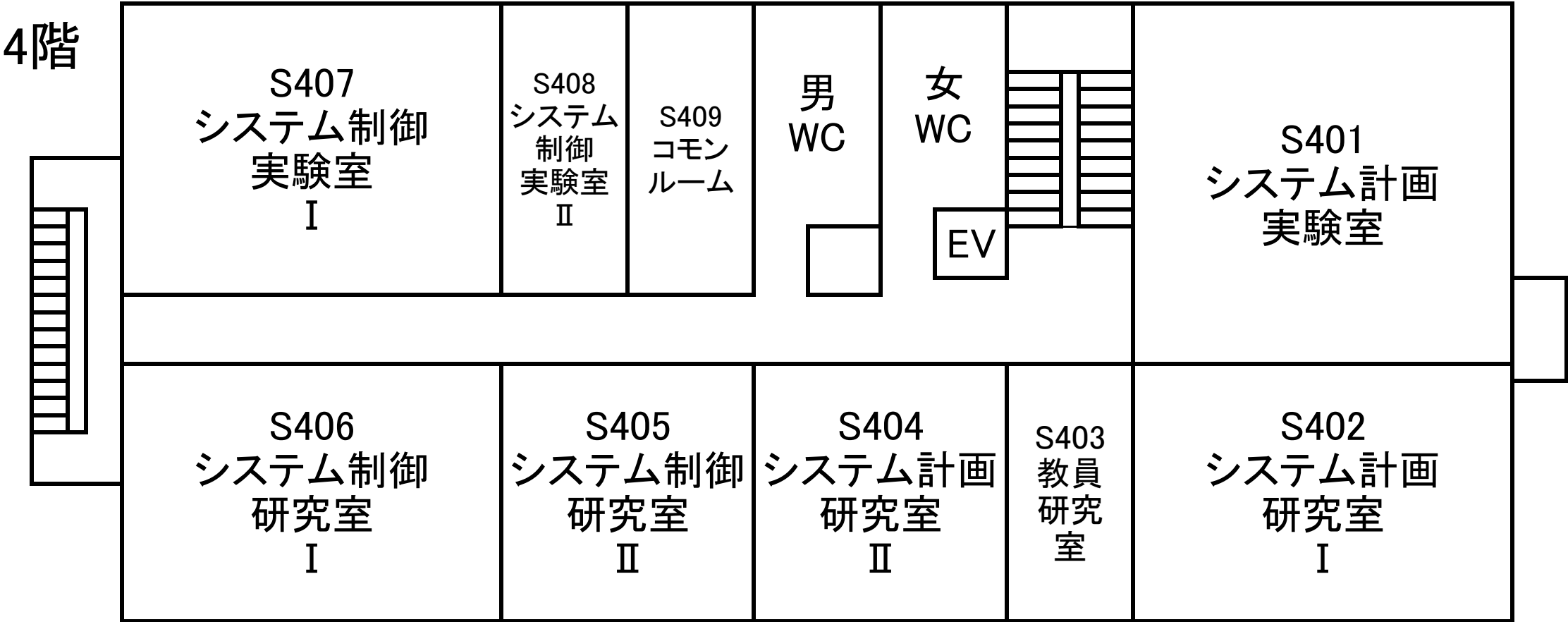
A棟3階

B
棟



5 システム情報学研究科・工学部(情報知能工学科)学舎平面図(2022年4月現在)





6 都市安全研究センター研究部平面図(2022年4月現在)

1階

R101 事務室 23		R102 -1 技術職員室 11	R102 -2 ワーク ルーム 12	R103 学生研究室 30.0	R104-1 学生研究室 30.0	R104-2 学生研究室 30.0																	
	玄関 ホール																						
R105 ゼミ室 30.0		<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>																		WC 16	R106 倉庫 14	R107 都市安全研究 センターサー バー室 30.0	R108 減災エリア マネジメント 研究室 30.0

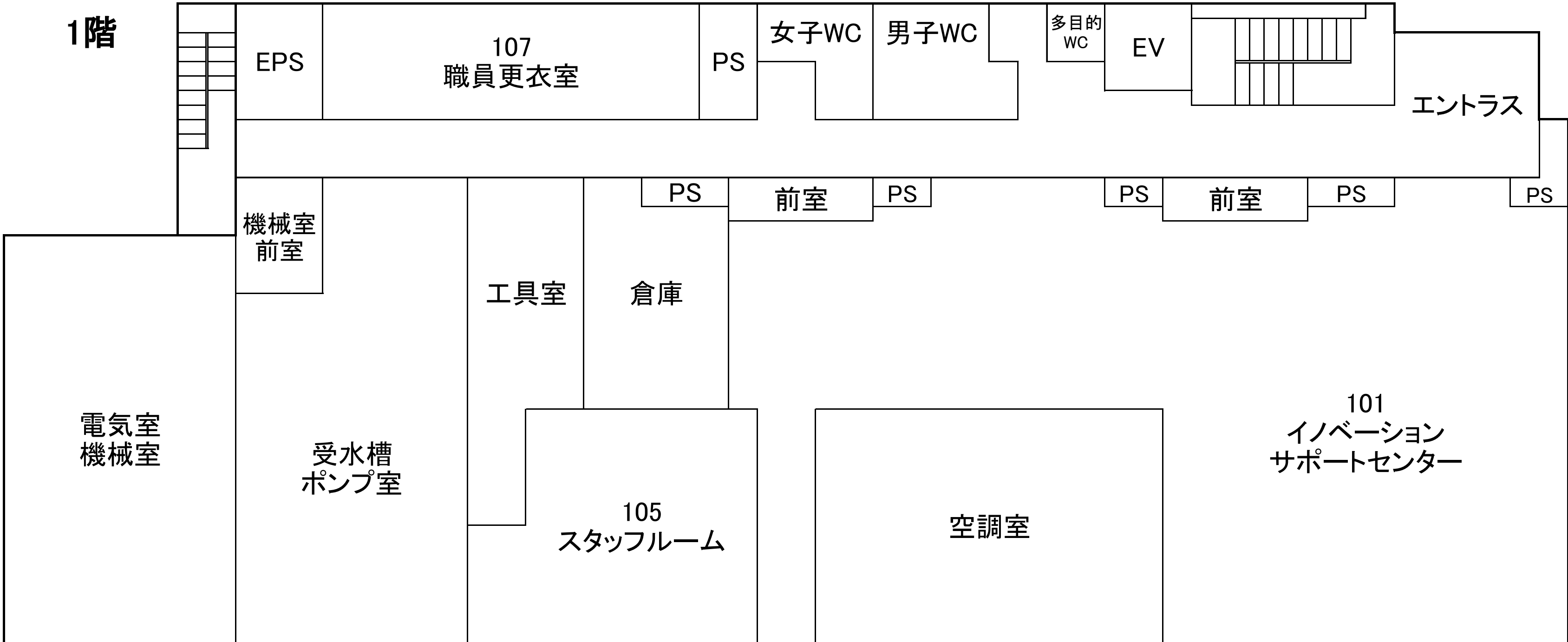
2階

R201 学生研究室 40.0	R202 安全 コミュニケーション 研究室 (A) 30.0	R203 安全 コミュニケーション 研究室 (C) 30.0	R204 安全 コミュニケーション 研究室 (B) 30.0	R205 客員研究室 (B) 30.0
R206 社会基盤 マネジメント 研究室 (A) 30.0		WC 16	R207 印刷 室 14	R208 会議室 60.0

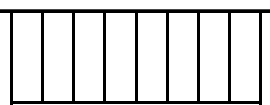
屋階

		保管室 21

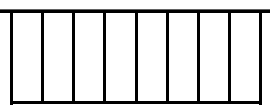
7 先端膜工学研究拠点平面図(2022年4月現在)



4階

EPS	407小会議室	PS	女子WC	男子WC	倉庫	EV		
406 ガス分離膜 実証システム1 405 ガス分離膜 実証システム2 404-1 膜応用 プロセスA 404-2 膜応用 プロセスB 403 膜応用 プロセスC 膜応用 プロセスC 実験室 402 膜内外混相流動実験室 401 アドバンスト サポート技術 FAルーム								

5階

EPS	507-1 連携研究室3	507-2 連携研究室4	PS	女子WC	男子WC	倉庫	EV			
506 分析室2 PS 505 モジュール作製室 PS 504-1 製膜室1 PS 504-2 製膜室2 PS 503 水処理膜 実証システム3 PS 502 水処理膜 実証システム2 PS 501-1 水処理膜 実証システム1-1 501-2 水処理膜 実証システム1-2 501-3 水処理膜 実証システム1-3 PS										

6階

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

8 教室設備等一覧表

教室No	収容人数	試験時 収容人数	教室形態	車椅子	マイク	液晶プロジェクター	WEBカメラ	ディスプレイ	その他教育機器
LR201	150	90	固定机	可	○	天吊 (RGB, HDMI)	○	前後	MP, OHP
LR202	110	66	固定机	可	○	天吊 (RGB, HDMI)	○	前後	OHP
LR203	66	44	固定机	可	×	天吊 (RGB)			
LR204	66	44	固定机	可	×	天吊 (RGB)			
LR301	150	90	固定机	可	○	天吊 (RGB, HDMI)	○	前後	MP, OHP
LR302	110	66	固定机	可	○	天吊 (RGB, HDMI)	○	前後	OHP
LR303	66	44	固定机	可	×	天吊 (RGB)			
LR304	66	44	固定机	可	×	天吊 (RGB)			
LR401	150	90	固定机	可	○	天吊 (RGB, HDMI)	○	前後	MP, OHP
LR402	110	66	固定机	可	○	天吊 (RGB, HDMI)		前後	OHP, VHS
LR403	66	44	固定机	可	×	天吊 (RGB)			
LR404	66	44	固定机	可	×	天吊 (RGB)			
LR501	300	180	固定机	可	○	天吊 (RGB, HDMI)	○	前後	教材提示装置, VHS, DVD(ボックス内), OHP
5W-301	112	71	固定机	不可	○	天吊 (RGB)			教材提示装置, VHS, DVD, OHP
C1-201	38		長机	可	○	天吊 (RGB)			VHS, DVD
C1-301	120	72	固定机	不可	○	天吊 (RGB, HDMI)	○	前後	教材提示装置, VHS, DVD, OHP
C2-101	60	30	長机	可	○	天吊 (RGB)			VHS, DVD
C2-201	75	42	長机	可	○	天吊 (RGB)			VHS, DVD
C2-202	26		長机	可	×	キャビン収納			
C2-301	75	42	長机	可	○	天吊 (RGB)			VHS, DVD
C2-302	28		長机	可	×	キャビン収納			OHP
C3-101	54		長机	可	○	天吊 (RGB)			教材提示装置, VHS, DVD, OHP
C3-201 (ゼミナル室1)	16		長机	可	×	キャビン収納			
C3-203 (ゼミナル室3)	16		長机	可	×	キャビン収納			
C3-302	179	114	固定机	可 (補助机)	○	天吊 (RGB)			教材提示装置, VHS, DVD, OHP
C4-201	102	68	長机	可	○	天吊 (RGB)		後	教材提示装置, VHS, DVD, OHP
C4-301	102	68	長机	可	○	天吊 (RGB)		後	VHS, DVD, OHP

MP=マルチプロジェクタ, OHP=オーバーヘッドプロジェクタ
スクリーンは全教室完備

9 主な部局等所在地及び電話番号

部 局 等 名	所 在 地	電 話 番 号
学生センター	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1-2-1	学 務 課 803-5210
		学生支援課 803-5221
キャリアセンター		キャリア支援課 803-5218
保健管理センター	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	803-5245
経済経営研究所図書館	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1	803-7025
社会科学系図書館		803-7339
自然科学系図書館	〒657-8501	803-5306
人文科学図書館	神戸市灘区六甲台町1-1	803-5585
総合・国際文化学図書館	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1-2-1	803-7351
人間科学図書館	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3-11	803-7951
附属図書館医学分館	〒650-0017 神戸市中央区楠町7-5-1	382-5310
保健科学図書室	〒654-0142 神戸市須磨区友ヶ丘7-10-2	796-4505
附属図書館海事科学分館	〒657-8501 神戸市東灘区深江南町5-1-1	431-6239
情報基盤センター	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	803-5370
連携創造本部		803-5945
遺伝子実験センター		803-5955
バイオシグナル研究センター		
留学生センター		803-5265
都市安全研究センター		803-6437
分子フォトサイエンス研究センター		803-5761
研究基盤センター		803-5398
内海域環境教育研究センター	〒656-2401 淡路市岩屋2746	事 務 室(0799)72-2374
環境管理センター	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	803-5990
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー		
文学部 人文学研究科		教務学生係 803-5595
国際人間科学部 国際文化学研究科	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1-2-1	教務学生係 803-7530

部 局 等 名	所 在 地	電 話 番 号
国際人間科学部 人間発達環境学研究科	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3-11	教務学生係 803-7924
附属中等教育学校	〒658-0063 神戸市東灘区住吉山手5-11-1	811-0232
附属小学校 附属幼稚園	〒673-0878 明石市山下町3-4	小 学 校 912-1642 幼 稚 園 911-8288
附属特別支援学校	〒674-0051 明石市大久保町大窪2752-4	事 務 室 936-5683
法学部 法学研究科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1	教務グループ 803-7234
経済学部 経済学研究科		教 務 係 803-7250
経営学部 経営学研究科		教務グループ 803-7260
理学部 理学研究科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	教務学生係 803-5767
医学部医学科 医学研究科	〒650-0017 神戸市中央区楠町7-5-1	教務学生係 382-5205 教務学生係 382-5193
附属病院	〒650-0017 神戸市中央区楠町7-5-2	代 表 382-5111
医学部保健学科 保健学研究科	〒654-0142 神戸市須磨区友ヶ丘7-10-2	教務学生係 796-4504
工学部 工学研究科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	教務学生係 803-6350
システム情報学研究科		
農学部 農学研究科		教務学生係 803-5928
附属食資源教育研究センター	〒675-2103 加西市鶉野町1348	事 務 室 (0790)49-0341
海洋政策科学部 海事科学研究科	〒657-8501 神戸市東灘区深江南町5-1-1	教務学生グループ 431-6223・6225
国際協力研究科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1	教 務 係 803-7267
科学技術イノベーション研究科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	教務学生係 803-5474
経済経営研究所附属 政策研究リエゾンセンター	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1	事 務 803-7272
インターナショナル・レジデンス	〒650-0046 神戸市中央区港島中町2-4-2	代 表 302-5335

部 局 等 名	所 在 地	電 話 番 号
住吉寮	〒658-0063 神戸市東灘区住吉山手7-3-1	事 務 室 851-4075
住吉学生国際宿舎		
白鷗寮	〒658-0015 神戸市東灘区本山南町1-4-50	事 務 室 411-6231
国維寮	〒657-0813 神戸市灘区高尾通3-2-33	事 務 室 803-2710
女子寮	保安上の理由により所在地・電話番号は掲載していません。	

学 生 便 覧 2024

神 戸 大 学 工 学 部
神戸大学大学院工学研究科
神戸大学大学院システム情報学研究科

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 1 - 1
(078) 803-6350